

平成 29 年度 包括外部監査結果報告書

- (1) 出資団体の財務事務の執行及び経営管理について
- (2) 八戸市立図書館及び八戸市博物館にかかる財務事務の執行について

平成 30 年 2 月
八戸市包括外部監査人
公認会計士 加藤 聡

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として八戸市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、八戸市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3. 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結論を【監査の結果】と【意見】に分けて記載している。【監査の結果】は、今後、市において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【監査の結果】として記載している。

また、【意見】は【監査の結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。

4. 凡例

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

地方自治法	⇒	自治法
地方自治法施行令	⇒	自治令
八戸市財務規則	⇒	財務規則

目 次

【監査の概要】	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由	1
4. 監査の対象期間	2
5. 監査の実施期間	2
6. 監査従事者の資格及び氏名	2
7. 利害関係	3
第1部 出資団体の財務事務の執行及び経営管理について	4
第1章 監査の視点	4
1. 監査の基本的な方針	4
(1) 資産管理、出納管理及び経理処理について	
(2) 人件費及び人員構成について	
(3) 事業の有効性・経済性・効率性について	
(4) 市と出資団体の関係について	
2. 監査要点	6
(1) 資産管理、出納管理及び経理処理について	
(2) 人件費及び人員構成について	
(3) 事業の有効性・経済性・効率性について	
(4) 市と出資団体の関係について	
3. 実施した主な監査手続	7
(1) 監査対象団体の概要把握	
(2) 関連資料の閲覧と法人及び市担当部署に対する質問	
(3) 資産等の現物の確認	
(4) 監査報告書の作成	
第2章 監査対象の基本的事項	8
1. 八戸市の出資団体等	8
2. 監査対象とした出資団体等	10
第3章 外部監査の結果及び意見－総論－	11
1. 監査の結果及び意見の総括	11
(1) 資産管理に関する事項	
(2) 出納管理及び経理処理に関する事項	
(3) 事業の有効性に関する事項	
(4) 出資団体の方向性について	
2. 監査の結果及び意見のまとめ	19

第4章 外部監査の結果及び意見—各論—	21
第1 公益財団法人八戸市総合健診センター	21
1. 出資団体の概要	21
(1) 設立目的	
(2) 出資団体の概要	
(3) 役員及び職員の状況	
(4) 市との財政的な関係	
(5) 施設の概要	
2. 事業の実施状況	24
(1) 財産及び損益の状況の推移	
(2) 平成28年度における事業の実施状況	
(3) その他	
3. 監査の結果及び意見	26
(1) 資産の管理について	
(2) 出納管理及び経理処理について	
(3) 人件費及び人員構成について	
(4) 出資団体の方向性について	
第2 社会福祉法人八戸市社会福祉事業団	38
1. 出資団体の概要	38
(1) 設立目的・沿革	
(2) 出資団体の概要	
(3) 役員及び職員の状況	
(4) 市との財政的な関係	
2. 事業の実施状況	42
(1) 財産及び損益の状況の推移	
(2) 平成28年度における事業の実施状況	
3. 監査の結果及び意見	48
(1) 資産の管理について	
(2) 出納管理及び経理処理について	
(3) 事業の有効性・経済性・効率性について	
(4) 市と出資団体の関係について	
第3 なんごうプラザ株式会社	57
1. 出資団体の概要	57
(1) 設立目的	
(2) 出資団体の概要	
(3) 役員及び職員の状況	
(4) 市との財政的な関係	
(5) 指定管理施設等の概要	
2. 事業の実施状況	63
(1) 財産及び損益の状況の推移	
(2) 平成28年度における事業の実施状況	
3. 監査の結果及び意見	65
(1) 資産の管理について	
(2) 出納管理及び経理処理について	
(3) 事業の有効性・経済性・効率性について	

- (4) 市と出資団体の関係について
- (5) 出資団体の方向性について

第4 一般財団法人八戸地域地場産業振興センター..... 78

1. 出資団体の概要..... 78
 - (1) 設立目的
 - (2) 出資団体の概要
 - (3) 役員及び職員の状況
 - (4) 市との財政的な関係
2. 事業の実施状況..... 81
 - (1) 財産及び損益の状況の推移
 - (2) 平成 28 年度における事業の実施状況
3. 監査の結果及び意見..... 83
 - (1) 出納管理及び経理処理について
 - (2) 人件費及び人員構成について
 - (3) 事業の有効性・経済性・効率性について
 - (4) 出資団体の方向性について

第2部 八戸市立図書館及び八戸市博物館にかかる財務事務の執行について..... 89

第1章 監査の視点..... 89

1. 監査の基本的な方針..... 89
 - (1) 資産管理、出納管理及び支出手続について
 - (2) 事業の有効性について
 - (3) 事業の経済性・効率性について
2. 監査要点..... 90
 - (1) 資産管理、出納管理及び支出手続について
 - (2) 事業の有効性について
 - (3) 事業の経済性・効率性について
3. 実施した主な監査手続..... 91
 - (1) 監査対象施設及び事業の概要把握
 - (2) 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問
 - (3) 現地又は現物の視察
 - (4) 監査報告書の作成

第2章 監査対象の基本的事項..... 92

1. 八戸市の公の施設..... 92
 - (1) 公の施設とは
 - (2) 公の施設の管理
 - (3) 八戸市の公の施設
2. 監査対象とした施設..... 98
 - (1) 八戸市立図書館
 - (2) 八戸市立南郷図書館
 - (3) 八戸市図書情報センター
 - (4) 八戸市博物館
 - (5) 八戸市南郷歴史民俗資料館

(6) 八戸市史跡根城の広場

第3章 外部監査の結果及び意見—総論— 103

1. 監査の結果及び意見の総括 103
 - (1) 適正な資産管理の必要性
 - (2) 利用率向上策について
 - (3) 人員・組織体制
 - (4) 契約及びその履行状況について
 - (5) 事業の経済性について
2. 監査の結果及び意見のまとめ 113

第4章 外部監査の結果及び意見—各論— 116

第1 八戸市立図書館 116

1. 施設の概要 116
 - (1) 施設の設置目的
 - (2) 図書館本館の概要
2. 運営状況 119
 - (1) 利用状況
 - (2) 職員の状況
 - (3) 運営にかかる費用
 - (4) 平成28年度の実施事業
3. 監査の結果及び意見 124
 - (1) 監査の結果
 - (2) 意見

第2 八戸市立南郷図書館及び八戸市図書情報センター 141

1. 施設の概要 141
 - (1) 施設の設置目的
 - (2) 南郷図書館及び図書情報センターの概要
 - (3) 指定管理業務の概要
2. 運営状況 144
 - (1) 利用状況
 - (2) 職員の状況
 - (3) 運営にかかる費用
 - (4) 平成28年度の実施事業
3. 監査の結果及び意見 148
 - (1) 監査の結果
 - (2) 意見

第3 八戸市博物館 155

1. 施設の概要 155
 - (1) 施設の設置目的
 - (2) 博物館の概要
2. 運営状況 157
 - (1) 利用状況
 - (2) 職員の状況
 - (3) 運営にかかる費用

(4) 平成 28 年度の主な実施事業（「年報 第 34 号 平成 28 年度」より抜粋）	
3. 監査の結果及び意見	162
(1) 監査の結果	
(2) 意見	
第4 八戸市南郷歴史民俗資料館	168
1. 施設の概要	168
(1) 施設の設置目的	
(2) 南郷歴史民俗資料館の概要	
2. 運営状況	169
(1) 利用状況	
(2) 職員の状況	
(3) 運営にかかる費用	
(4) 平成 28 年度の実施事業	
3. 監査の結果及び意見	172
(1) 監査の結果	
(2) 意見	
第5 史跡根城の広場	177
1. 施設の概要	177
(1) 施設の設置目的	
(2) 史跡根城の広場の概要	
2. 運営状況	181
(1) 利用状況	
(2) 職員の状況	
(3) 運営にかかる費用	
(4) 平成 28 年度の実施事業	
(5) 指定管理者制度	
3. 監査の結果及び意見	186
(1) 監査の結果	
(2) 意見	

【監査の概要】

1. 監査の種類

自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

- (1) 出資団体の財務事務の執行及び経営管理について
- (2) 八戸市立図書館及び八戸市博物館にかかる財務事務の執行について

3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

八戸市は平成 28 年度から包括外部監査を導入し、当年度は 2 回目の包括外部監査となる。包括外部監査人としては、1 年目及び 2 年目を通じて八戸市の財務事務の管理状況が全般的に検証できるような特定の事件(テーマ)を選定したいと考えている。

そこで、平成 28 年度の包括外部監査においては、八戸市庁内の各部署に広く関わるテーマが初回の包括外部監査のテーマとして相応しいと考え、テーマを『委託事業にかかる財務事務の執行について』とした。一方、当年度、2 回目である平成 29 年度包括外部監査は、前年度では触れられなかった市庁外における市の財務事務にかかる管理状況を検証したいと考え、以下の二つをテーマとすることにした。

- (1) 出資団体の財務事務の執行及び経営管理について
- (2) 八戸市立図書館及び八戸市博物館にかかる財務事務の執行について

(1) 出資団体の財務事務の執行及び経営管理について

市が特定の団体に出資するのは、当該団体が行う事業によって一定の行政目的を達成するためである。したがって、出資団体は市とは別の人格を有する団体とはいえ、市に準ずる公的な経営体の側面を持ち、外見的には市の管理の範囲が全体に及ぶのか一部に留まるのか判然としないところもある。外部監査では第三者的な視点から検証することに意義があるため、出資団体における財務事務についても市が実施するのと同程度の管理が行われる必要があると考え、その点について検証することを重視した監査を実施する。

また、出資団体は一定の行政目的を達成することを存在意義としているのであるから、当該目的は達成されているのか、あるいは達成されつつあるのか、そして、達成するための方法は適当であるのか、さらには経済性や効率性を考慮した方法が

採用されているのかといった事業全体の管理についても重要な論点と考えている。

(2) 八戸市立図書館及び八戸市博物館にかかる財務事務の執行について

市庁外において事務が行われる部署には、支所、出張所及び事務所、または各種施設がある。この中で、八戸市立図書館及び八戸市博物館については、歳出予算が当該施設にかかるものとして独立しており、施設の存在意義や事業内容についても明確である。したがって、純粋に市庁外における事務の適正性を検証するには非常に適した部署といえる。

比較的他の部署との距離が近い市庁内と異なり、市庁外では管理が手薄になりがちである。市がこのような物理的条件を克服してどのような管理を行っているかについて検証することは、市の全般的な管理状況を考えていく上では非常に重要と考える。

以上のことから、平成 29 年度の八戸市包括外部監査における特定の事件(テーマ)を「出資団体の財務事務の執行及び経営管理について」と「八戸市立図書館及び八戸市博物館にかかる財務事務の執行について」とした。

4. 監査の対象期間

原則として平成 28 年度(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)ただし、必要に応じて平成 27 年度以前及び平成 29 年度の執行分を含む。

5. 監査の実施期間

平成 29 年 7 月 6 日から平成 30 年 2 月 22 日まで

6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	加藤 聡
監査補助者	公認会計士	石崎 一登
	公認会計士	木下 哲
	公認会計士	谷川 淳
	公認会計士	宮本 和之
	公認会計士	柳原 匠巳
	公認会計士	山崎 愛子

7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 1 部 出資団体の財務事務の執行及び経営管理について

第 1 章 監査の視点

1. 監査の基本的な方針

平成 29 年度八戸市包括外部監査における特定の事件(監査テーマ)を選定した理由は前述したとおりである。この選定理由を踏まえた、監査テーマ「出資団体の財務事務の執行及び経営管理について」にかかる監査の基本的な方針は、以下のとおりである。

(1) 資産管理、出納管理及び経理処理について

出資団体が市による財政的援助を受けている場合、団体の財産は市が有するものに準じて管理される必要があると考える。そこで、出資団体の監査においては、当該団体における資産管理、出納管理及び経理処理が適切に行われているかという点について確認することが重要なポイントとなる。

出資団体は、地方公共団体から独立した法人であり、その事務については団体が自らルールを整備し、これを遵守しなければならない。監査の実施においては、当該ルールが適切に整備されているか、また、団体の事務が当該ルールに則って行われているかを検証する。

(2) 人件費及び人員構成について

出資団体の組織そのものについては包括外部監査の監査対象ではない。しかし、人員構成のいびつさが人件費等を通じて当該団体のコスト高の原因になっている場合、そのような人員構成を維持することによる団体の事業への効果を勘案してもなお将来の市民負担への影響が無視できないならば、これは監査における指摘事項とせざるを得ないと考え。そこで、監査においては、出資団体の組織・人員構成についても検証対象とする。

(3) 事業の有効性・経済性・効率性について

出資団体は、ある一定の目的のために設置されたものである。したがって、団体を実施している個々の事業は、その目的を果たすことに役立つことが前提であり、監査上も団体が実施している事業の有効性について検証する必要がある。

また、事業を行う際、同様の効果を期待するものについては、より経済的な方法が選択されるべきである。したがって、監査においては、事業における事務の執行状況に非効率な部分がないか、あるいは事業が最も経済的な方法で実施されているかを検証する。

（４）市と出資団体の関係について

出資団体は、補助金、委託、貸付、債務保証等、使用料等の減免により、市からの財政的援助を受けている場合がある。この場合には、その必要性及び価格等の設定根拠の妥当性について検証することは当然である。

また、債務保証等については、顕在化していない将来の市民負担の可能性とそれについての十分な情報開示が、市民に対して行われているかについても検証する。

2. 監査要点

『1. 監査の基本的な方針』に従って定めた監査要点(監査手続によって検証すべき事項)は、次のとおりである。

(1) 資産管理、出納管理及び経理処理について

- ・ 現金預金の管理は、規程等に則って適切に行われているか。
- ・ 固定資産等の管理は、規程等に則って適切に行われているか。
- ・ 財務諸表は、一般に公正妥当な会計基準等に従い適切に作成されているか。
- ・ 委託・物品購入における業者の選定及び価格の設定は、適当な方法で行われているか。
- ・ 定款(または寄附行為)に反する支出が行われていないか。

(2) 人件費及び人員構成について

- ・ 人員構成は、法人の事業及び将来の市民負担にどのような影響を与えるか。
- ・ 役職員の勤務状況は適当か。

(3) 事業の有効性・経済性・効率性について

- ・ 事業の目的、目標は上位計画等と整合し、明確になっているか。
- ・ 事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
- ・ 事業の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。また、その結果は次年度以降の事業に有効活用されているか。
- ・ 長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
- ・ 事業の実施方法として、直営か民間事業者への委託かを適切に選択しているか。
- ・ 他の団体あるいは民間企業が実施する事業との重複はないか。

(4) 市と出資団体の関係について

- ・ 市の出資者としての監督は適正といえるか。
- ・ 市の財政的援助は、法人の状況に鑑みて必要か、また金額の設定根拠は妥当か。
- ・ 市の財政的援助は、将来の市民負担にどのような影響を与えるか。

3. 実施した主な監査手続

『2. 監査要点』に記載したそれぞれの事項を検証するために実施した監査手続は以下のとおりである。

(1) 監査対象団体の概要把握

監査対象団体についての説明資料を閲覧した。また、これらの資料について、団体を所管する市の部署から意見聴取を行い、団体の概要を確認した。

(2) 関連資料の閲覧と法人及び市担当部署に対する質問

監査対象団体において、事業及び経理処理に関する資料を閲覧した。また、必要に応じて、市の担当部署における予算の執行に関連する資料を閲覧した。

これらの内容については、必要に応じて法人及び市の担当者に対し質問を実施している。

(3) 資産等の現物の確認

監査対象団体にて管理されている資産について、その管理の状況を確認し、設備等の種類によっては、必要に応じて設置場所の实地に赴き、管理の状況を視察した。また、現場担当者に管理の状況について意見を聴取した。

(4) 監査報告書の作成

以上の結果を取りまとめて、監査報告書を作成した。

第2章 監査対象の基本的事項

1. 八戸市の出資団体等

平成29年3月31日現在において、八戸市が出資または出捐している団体は下表のとおりである。

【図表 1】平成29年3月31日現在における八戸市の出資(出捐)団体一覧

法人名	区分	出資金 (千円)	出資率 (%)	主管課
青森県漁業信用基金協会	出資	321,000	13.50	水産事務所
青森県農業信用基金協会	出資	10,830	0.47	農業経営振興センター
八戸市森林組合	出資	1,500	7.22	農林畜産課
八戸市土地開発公社	出資	5,000	100.00	行政管理課
(公社) 青森県青果物価格安定基金協会	出資	7,180	1.93	農業経営振興センター
(一社) 青森県畜産協会	出資	1,500	0.32	農林畜産課
青森県土地改良事業団体連合会	出資	30	0.22	農林畜産課
(公財) 八戸市総合健診センター	出資 出捐	300,000 33,000	98.68 100.00	総合保健センター推進室
全国遠洋沖合漁業信用基金協会	出資	9,150	0.10	水産事務所
(公社) 青森県観光連盟	出資	400	1.95	観光課
八戸圏域水道企業団	出資	11,691,883	64.42	政策推進課
八戸地域広域市町村圏事務組合	出資	64,408	64.41	政策推進課
(社福) 八戸市社会福祉事業団	出資	3,000	100.00	福祉政策課
(株) 八戸インテリジェントプラザ	出資	180,000	13.23	商工課
青い森鉄道(株)	出資	189,100	6.52	都市政策課
グリーンプラザなんごう(株) 注1	出資	50,300	99.21	南郷事務所
(株) まちづくり八戸	出資	10,000	15.38	まちづくり文化推進室
三沢空港ターミナル(株)	出資	15,000	3.95	都市政策課
八戸ガス(株)	出資	50,000	38.46	行政管理課
青森朝日放送(株)	出資	25,000	1.00	広報統計課
地方公共団体金融機構	出資	23,000	0.14	財政課
東北電力(株)	出資	6,782	0.003	行政管理課
雪印メグミルク(株)	出資	93	0.0005	行政管理課
八戸臨海鉄道(株)	出資	55,000	9.65	都市政策課

法人名	区分	出資金 (千円)	出資率 (%)	主管課
青森県信用保証協会	出捐	141,630	1.15	商工課
(一財)漁港漁場漁村技術研究所	出捐	250	0.12	水産事務所
(公財)青森県生活衛生営業指導センター	出捐	100	1.94	衛生課
(公財)八戸地域高度技術振興センター	出捐	198,652	60.37	商工課
(公社)青森県栽培漁業振興協会	出捐	23,531	2.94	水産事務所
(一財)八戸地域地場産業振興センター	出捐	26,600	51.15	商工課
(一財)砂防フロンティア整備推進機構	出捐	500	0.08	港湾河川課
(公財)青森県暴力追放県民センター	出捐	16,528	2.31	くらし交通安全課

注 1:平成 29 年 4 月、「なんごうプラザ株式会社」に名称を変更している。

(出典:市提出資料より監査人作成)

2. 監査対象とした出資団体等

『1. 八戸市の出資団体等』に記載した出資団体等のうち、平成 29 年度八戸市包括外部監査における監査対象とした団体は、下表のとおりである。

その選定基準は市の出資割合が 25%以上であり、最近 2 年以内(平成 27 年度及び平成 28 年度)に監査委員による財政援助団体監査を受けていない団体とした。

【図表 2】 監査対象とした出資(出捐)団体

法人名	法人の設立目的
公益財団法人八戸市総合健診センター	地域住民に対し、予防医学上必要な検診と研究を行うことにより、健康の維持増進に貢献し、地域保健の向上に寄与する。
社会福祉法人八戸市社会福祉事業団	八戸市と一体となって八戸市社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的とする。
なんごうプラザ株式会社(※1)	八戸市から委託された「総合交流ターミナル」「そば振興センター」などの施設を管理運営し、地域活性化を図り、市民生活の向上に寄与する。
一般財団法人八戸地域地場産業振興センター	八戸地域における、地場産業振興のための事業を行うことにより、地場産業の健全な育成発展に貢献し、活力ある地域経済の形成並びに住民の生活向上及び福祉の増大に寄与する。

※1:なんごうプラザ株式会社は、平成 29 年 4 月にグリーンプラザなんごう株式会社が社名変更したものである。本報告書では、本頁以降、なんごうプラザ株式会社の名称を用いることとする。

(出典:市提出資料より監査人作成)

なお、本報告書において監査対象とした出資団体の名称は、原則として、以下のようにより略記することとする。ただし、項目の表示などにおいては一部正式名称を付すことがある。

法人名	法人名の略記
公益財団法人八戸市総合健診センター	健診センター
社会福祉法人八戸市社会福祉事業団	社会福祉事業団
なんごうプラザ株式会社	なんごうプラザ株式会社
一般財団法人八戸地域地場産業振興センター	ユートリー

第3章 外部監査の結果及び意見－総論－

1. 監査の結果及び意見の総括

平成29年度八戸市包括外部監査における特定の事件(監査テーマ)の一つは、「出資団体の財務事務の執行及び経営管理について」とした。包括外部監査人は、この特定の事件について、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。その結果及び意見の総括は、以下のとおりである。

また、本章『**2. 監査の結果及び意見のまとめ**』に事業ごとの監査の結果及び意見の見出しを一覧形式でまとめ、続く『**第5章 外部監査の結果及び意見－各論－**』において、事業ごとの監査の結果及び意見の詳細な内容を記載している。

※【監査の結果】

【監査の結果】は、今後、市において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【監査の結果】として記載している。

※【意見】

【意見】は【監査の結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。

(1) 資産管理に関する事項

資産の管理に関することとしては、設備や備品等の現物管理に関する事項で監査上指摘すべきものは見られなかった。

一方で、資産の現物そのものの管理ではないが、これに関連する事項としては、以下のものがあった。

『【結果 1】償却資産の申告漏れについて』(健診センター)では、平成 28 年度の償却資産の申告において、20 万円以上の償却資産については適正に申告されていたが、10 万円以上 20 万円未満の資産について、取得があるにも関わらず申告されていない事実を指摘した。

健診センターは、10 万円以上 20 万円未満の償却資産について一括償却資産の選択は行っていなかったため申告の義務がある。また、過年度においても申告は行われていないとのことであり、これも含め、該当する資産の調査を行い、適正に申告しなければならない。

また、『【結果 6】宿泊室の社長室としての使用について』(なんごうプラザ株式会社)では、グリーンプラザなんごうの 2 階に 3 室ある洋室 C(シングルルーム)の 1 室を社長室として使用していることについて指摘した。

その部屋を社長室として利用することは、必ずしも指定管理業務の遂行と関係のない利用となっている訳ではないが、本来は住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設けられた施設の一部である。指定管理者制度導入施設である公の施設の一部について一般利用を制限するものである以上、宿泊施設の稼働状況などから一般利用を阻害していないことを改めて確認するとともに、その用途が指定管理業務を遂行するにあたり使用する必要があるものに限定する必要がある。

さらに、設備の老朽化についても論及した。設備の老朽化の問題は建替え等の設備投資によって問題が解決されるものであり、多額の財源を前提とする。そのため、対応や措置が容易ではなく、外部監査では指摘しづらい面もある。しかしながら、多くの人が集まる施設、特に福祉施設の安全性に関わる事態が想定される場合は市の対応を迫ることも必要と考える。そのような点から、『【意見 9】施設の安全性対策について(いちい寮)』(社会福祉事業団)を記載した。

社会福祉事業団が管理するいちい寮(及びうみねこ学園)は、施設が全体的に老朽化していることから、個別箇所の改良・修繕といった対応ではなく、施設の建替えという選択肢も考慮する必要があるという意見を記載した。

社会福祉事業団は早急に施設の建替え等、入所者の安全性や快適性の向上に向け、財源確保策等について、十分に検討する必要がある。市としても、市民の福

社の向上のため、各施設が継続的に福祉サービスを提供できるよう、様々な手法等を検討する必要がある。

（２）出納管理及び経理処理に関する事項

出納管理及び経理処理に関する事項では、賞与引当金の計上について、ユートリー、健診センター及び社会福祉事業団の項で記載した。ユートリーは一般財団法人であり、健診センターは公益財団法人である。また、社会福祉事業団は社会福祉法人である。いずれの団体においても発生主義による会計処理上、賞与引当金の計上は当然に要請されるものである。

一方、資産や負債の規模に比して賞与引当金として計上すべき金額が僅少である場合についてまで計上を義務とすることは事務処理上の負担と開示される情報の価値が釣り合わないおそれもある。この点は、各出資団体がその重要性を勘案して計上の要否を検討すべきである。

ただし、地方公共団体には多くの利害関係者がいて特に重い情報開示義務が課されていると考えるのが通常である。監査人としては、その地方公共団体である市が出資した団体についても通常の民間法人より高度な説明責任があると考え、一般的には計上すべきものとする。

また、今般の監査における結果や意見で出納管理及び経理処理に関するものでは、特に現金収入や現金支出を伴う取引にかかる処理を指摘したものは少なく、上記のような引当金や表示項目、あるいは本表以外の開示である注記等にかかるものが多かった。その中で、『**【結果 2】貸倒引当金の計上について**』（健診センター）では、貸倒引当金の計上について指摘した。

健診センターでは、貸倒引当金は独自の引当率を期末債権残高に乗じて計算する方法を採っているが、少なくとも平成 28 年度においては引当金の金額が過大であった。原因は引当率が実際の貸倒発生額を反映したものより高い割合に設定されているためであるが、明快な根拠があつて、かつ現実的な引当率としては、期末債権残高に対する貸倒損失額の割合（貸倒実績率）が用いられ、過去 3 事業年度の平均値を使うことが多い。健診センターにおいても、引当率を貸倒実績率として適正に計算すべきである。

さらに注記や附属明細書に関する事項として以下のことを指摘した。

『**【結果 7】個別注記表等の作成について**』（なんごうプラザ株式会社）では、計算書類の一部である個別注記表が作成されていない。なんごうプラザ株式会社のような会計監査人設置会社以外の株式会社においても、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を理解する前提となる「重要な会計方針」や、当該事業

年度の末日における発行済株式の数及び当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する情報を記載する「株主資本等変動計算書に関する注記」は作成することが必要である(会社計算規則第 98 条)。今後、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書とともに個別注記表を作成し、株主総会での承認を得ることが必要である。

また、附属明細書は株主総会の承認は不要ではあるものの、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容を補足する重要な事項を表示するものである。なんごうプラザ株式会社においては、「有形固定資産及び無形固定資産の明細」及び「販売費及び一般管理費の明細」の作成が必要であるが、このうち作成されているのは、「販売費及び一般管理費の明細」のみである。「有形固定資産及び無形固定資産の明細」についても、適切に作成することが必要である。

(3) 事業の有効性に関する事項

事業の有効性に関する事項としては、ユートリーとグリーンプラザなんごうの宿泊事業について記載した。

ユートリーとグリーンプラザなんごうは、いずれも宿泊事業を運営している施設であるが、どちらの宿泊設備も稼働率は低い水準である。稼働率が低い直接の理由はそれぞれ異なるが、施設への需要が低下していることは確かである。それでは、需要がなくなったのは何故か。他の宿泊施設への代替が進んだからであろうか、それとも交通網が整備され、そこで宿泊する必要がなくなったからであろうか。こういったことを考えることは漠然としたことではあるが、今後の施設運営上は非常に重要なことである。

今般の監査における意見では、宿泊事業からの撤退については論及しなかった。各施設にはそれぞれ独自の行政上の目的があり、それが一定理に適ったものと判断したからである。それゆえ、やれることがある限り、それを全て実施してそれでもやはり稼働率が低過ぎて稼働させ続けるコストを負担できないと判断したならば、宿泊事業を止める決断をすべきである。まずはやれることをやり尽くすことであるが、下記に記載した内容は、監査人が自らの考えで記載したものであり、市がもっと効果的な方法を考えたならばそれも実施していくことを望むものである。

『【意見 21】宿泊事業について』(ユートリー)では、以下のように記載している。

八戸駅周辺には JR 東日本系をはじめ 3 つのビジネスホテルチェーンが進出している。厳しい競争環境のもと、ユートリーの宿泊室利用率は、ホテル業としては低水準である。観光庁が発表した宿泊旅行統計調査によると平成 28 年 1 月から 12 月の定員稼働率はビジネスホテルの全国平均で 62.9%、青森県で 50.2%であるのと比較しても、ユートリーの宿泊室利用率 35.0%は低い。

平成 24 年度までは、宿泊の受付を直接申込のみによっていたが、平成 25 年度から宿泊予約サイトと契約しインターネット予約も受け付けるようにし、さらに契約先である宿泊予約サイトも増やしたことで、収益事業の宿泊事業収益が伸びている。一方、公益事業では従前どおり直接申込みによっており、横ばいないし減少傾向が見てとれる。このため公益事業比率が低下する傾向にある。

収益事業としての宿泊事業を伸ばそうと努力すれば民業圧迫との批判を受けかねないが、公益目的での宿泊利用を伸ばすことはユートリーならではの取組みであるから、そこでの営業努力が望まれる。

また、『【意見 14】宿泊施設の稼働率の向上策について』（なんごうプラザ株式会社）でも以下のように記載した。

平成 28 年度におけるグリーンプラザなんごうの宿泊施設の使用許可件数は 377 件であった。2,555 室が年間の総稼働室数であるから単純に年間の使用許可件数 377 件をこれで除した 15.6%が年間の平均稼働率と見做すことができる。非常に低い水準であり、特に、気温の下がる 11 月以降においては、平均すると 2 日に 1 件程度の利用となっている。また、最も利用件数の多かった 9 月においても、平均すると 1 日 2 件であり、月間で 28%程度の稼働率である。

グリーンプラザなんごうの宿泊施設は、必ずしも観光需要から設置されたものではなく、南郷地区住民の家族の里帰り時の利用や、近隣での工事関係者の宿泊施設としての利用が主体となっている。特に、平成 27 年度及び平成 28 年度においては、同一の工事関係者の利用が多数を占めており、工事が終了する平成 29 年度においては、さらに厳しい状況が想定されとのことである。稼働率を向上させるためには、これまで割合として少なかった観光利用や隣接する南郷スポーツ施設「カッコーの森エコーランド」を利用する合宿利用等に、より一層の利用促進を図ることが望まれる。そのためには、グリーンプラザなんごうを宿泊先とした観光ルートや観光プランを開発するとともに、八戸駅や中心街からの移動手段を確保することが必要であり、他の観光事業者やバス事業者等との共同事業とすることもあり得る。いずれにしても、グリーンプラザなんごう単独での宿泊施設利用には限界があるものと思われることから、他の事業者と連携し、観光利用等の促進を図ることが重要なものと考ええる。

（４）出資団体の方向性について

監査の結果及び意見において、施設の管理状況や事業の実施状況に関するものは上述したとおりである。一方で、報告書においては、出資団体の将来的な方向性や計画についての意見も記載した。なお、この点については全ての出資団体の個別意見において記載している。

思うに、戦後の長い間、わが国においては市民から求められる行政サービスの内容は分かりやすいものが多かった。それゆえ、市の財政的援助を基礎として出資団体が設立されてきたのであるが、平成も 30 年になろうとする現在においては行政サービスへの需要は多岐にわたっており、このことによって市が実施すべき行政サービスの内容は複雑になっている。言うなれば、市が大きな網で市民の考えていることをすくおうとしてもすくいきれない状況が一部ではあるのではないかと考えられる。そして、こういう状況であればこそ、出資団体が本領を発揮できるのではないかと考えるのである。

確かに、出資団体は特定の行政目的のために市が作った団体といってよいものがほとんどである。したがって、出資団体やそれが管理する施設の運営においては市の意向が先にあるのであって、出資団体が主体的に自らのあり方や事業計画を考える必要はないとも考えられる。しかし、それでは、折角設立した出資団体を上手に使いこなしていないと批判されるであろう。

出資団体は、市民の需要に近い現場にて事業を実施しており、市民から求められる行政サービスの内容を把握することは難しくない。また、市と異なり組織規模が小さいためフットワークも軽く、多岐にわたった行政サービスに対する需要にもフレキシブルに対応できる。

出資団体が管理する施設や実施する事業に対する需要がなくなったならば、その出資団体は解散させればいいのか、あるいは需要のなくなった事業を延々実施させ続ければいいのか、あるいはもっと出資団体に出来ることがないのか模索し、試行錯誤していくべきか、いずれを選択すべきかは自明と思われる。そのためにも出資団体が主体的、かつ能動的に将来絵図を描いておくことは市民の利益に資するのではないかと考える。

各出資団体における将来的な計画に関する意見は以下のとおりである。

『【意見 23】中長期的な経営計画について』（ユートリー）において、ユートリーは毎年度の事業計画と予算に基づいて法人運営を行っているが、中長期的な経営方針や計画を策定していないことを記載した。

施設設置の当初目的を念頭に社会経済情勢の変化に対応すべく施設等の修繕・維持更新、人材育成等、運営上の検討課題は多いと考えられる。5 年から 10 年

を視野に入れた中長期的な経営計画を策定する必要があると考える。

『【意見 8】上位計画の検討について』(健診センター)において、健診センターは市や医師会との連携を深め、総合的な医療・健康対策の重要な部門に位置付けられているが、健診センター内における中長期的な計画は策定されていないことを記載している。

新健診センター建設に向けての資金は準備し、担当者レベルでの長期収支計画(借入金返済計画)は作成されているものの、理事会で承認された設備投資についての資金計画はない。すでに、建物の設計委託や建設事業地質調査費の支出は行われているため、早急に中長期的な計画を作成するとともに、各事業年度の予算に反映させ、事業として取り組むことが必要である。

『【意見 18】中期的な事業計画の策定について』(なんごうプラザ株式会社)においては、なんごうプラザ株式会社が毎年度の事業計画は策定しているものの、これより長いスパンでの事業計画は策定していないことを記載した。

グリーンプラザなんごう、そば振興センター及びジャズの館の指定管理業務は平成 21 年度以降、指定管理者が公募により選定されているため、選定されない可能性を否定できず、仮に現状のまま選定されなかった場合には、直ちに会社の存続危機に陥ることが想定される。会社の継続性を考えたならば、指定管理業務及びその附帯業務以外の事業展開を図ることが重要であるが、新規事業を立ち上げて、一定規模以上に拡大するためには、単年度の事業計画だけではなく、会社が将来進むべき方向性を踏まえた 5 年程度の中期的な事業計画を策定し、これに向けて対応していくことが必要となる。

また、なんごうプラザ株式会社については、市との関係についても以下のような意見を記載している。

『【意見 15】出資団体としての意義の再検討について』(なんごうプラザ株式会社)では、市が指定管理者の選定を公募で行っていることから、他の事業者でも代替可能と認識しており、公募の結果として業務が選定されないことにより会社の存続リスクが具現化するまで、現状の状態を継続させることは、その責任を果たしていると言えるか疑問である点について記載している。今後、速やかに、市の施策における位置付け及び役割を再検討し、出資団体としての必要性の有無を明確にする必要がある。

社会福祉事業団についても、施設の運営について市との関係性から次のような意見を記載した。

『【意見 13】市の小菊荘への対応について』(社会福祉事業団)では、小菊荘の

平成 25 年度から平成 28 年度までの損益状況の推移を示し、在所者数が大きく減少した平成 27 年度、平成 28 年度と単年度収支が赤字となっていることについて記載している。

措置制度が用いられている施設(措置型施設)の場合、施設運営者(社会福祉事業団)の努力だけで収入を増やすことは困難であり、措置権者(市)からの措置委託が一定量必要である。そのため、入所者の減少すなわち八戸市等による措置委託の減少によって発生する小菊荘の赤字を社会福祉事業団のみが負担していることが適切な状態なのか、市は十分に検討し、今後の方向性を明確にする必要がある。

2. 監査の結果及び意見のまとめ

監査テーマ「出資団体の財務事務の執行及び経営管理について」にかかる監査の結果及び意見の一覧は次のとおりである。結果が 8 項目、意見が 23 項目あり、合わせて 31 項目である。

なお、表中の右欄にある「頁」は、本報告書における当該項目の記載箇所である。

項目	監査の結果または意見		頁
公益財団法人八戸市総合健診センター			
資産の管理について	結果 1	償却資産の申告漏れについて	26
	意見 1	医療機器機種選定の見直しについて	27
出納管理及び経理処理について	結果 2	貸倒引当金の計上について	28
	結果 3	落札結果の記載漏れについて	30
	結果 4	入札書の記名押印漏れの確認について	30
	意見 2	賞与引当金の計上について	31
	意見 3	特定資産の勘定科目について	31
	意見 4	財産目録の使用目的等について	32
	意見 5	補助金振替額の表示科目について	32
	意見 6	預金の運用管理について	33
人件費及び人員構成について	意見 7	理事会運営について	34
出資団体の方向性について	意見 8	上位計画の検討について	36
社会福祉法人八戸市社会福祉事業団			
資産の管理について	意見 9	施設の安全性対策について(いちい寮)	48
出納管理及び経理処理について	結果 5	現金の残高照合について(在宅サービス課)	50

項目	監査の結果または意見		頁
	意見 10	賞与引当金の計上について(管理課)	51
	意見 11	利用者負担金収入の取り扱いについて(うみねこ学園)	52
事業の有効性・経済性・効率性について	意見 12	消耗品の購入について(うみねこ学園)	53
市と出資団体の関係について	意見 13	市の小菊荘への対応について	54
なんごうプラザ株式会社			
資産の管理について	結果 6	宿泊室の社長室としての使用について	65
出納管理及び経理処理について	結果 7	個別注記表等の作成について	67
	結果 8	宿泊にかかる使用許可申請書及び使用許可書の取り扱いについて	68
事業の有効性・経済性・効率性について	意見 14	宿泊施設の稼働率の向上策について	70
市と出資団体の関係について	意見 15	出資団体としての意義の再検討について	71
	意見 16	「道の駅」なんごう施設管理業務委託契約について	72
	意見 17	市職員退職者の出資団体役員への就任にかかるルールの明確化について	74
出資団体の方向性について	意見 18	中期的な事業計画の策定について	76
一般財団法人八戸地域地場産業振興センター			
出納管理及び経理処理について	意見 19	賞与引当金の未計上について	83
人件費及び人員構成について	意見 20	職員の配置について	84
事業の有効性・経済性・効率性について	意見 21	宿泊事業について	85
出資団体の方向性について	意見 22	公益目的支出計画の実施期間について	87
	意見 23	中長期的な経営計画について	88

第4章 外部監査の結果及び意見－各論－

第1 公益財団法人八戸市総合健診センター

1. 出資団体の概要

(1) 設立目的

八戸市は、昭和 39 年 3 月に新産業都市に指定され、北東北随一の工業都市として着実に発展してきた。

一方で、全国的に急速に進む工業化の側面として「公害」が社会問題となり、八戸市においても昭和 40 年前後には小中野地区の一部で、せきやタンが出るといった息苦しい症状の集団喘息障害(小中野ぜんそく)が発症した。市は、大気汚染等から市民の健康を守らなければならないということから、八戸市医師会と協議を行い、公害、成人病、学校保健、救急災害に取り組んできた。

同時に「市民の健康を守るためにはチェック機能が必要である」とのことから、各種健康診断のできる専門的健診センター建設構想が具体的に進み、昭和 51 年 8 月に「八戸市」、「八戸市医師会」、「八戸商工会議所」の三者提携により、財団法人八戸市総合健診センターが設立され、昭和 53 年に健診業務がスタートした。

現在、様々な社会環境の変化に伴い、医学・医療は急速な進歩を遂げており、国民の疾病構造も大きく変化し、健康に対する意識も日々変化している。そのような中、健診センターは、地域住民の健康保持増進に努め、健康で幸せな社会生活に貢献するため、利用者が満足できる最高のサービス提供を目指し、日々取り組んでいる。

(2) 出資団体の概要

項目	内容			
法人名	公益財団法人八戸市総合健診センター			
設立年月	昭和 51 年 8 月 13 日 (平成 24 年 4 月 1 日に公益財団法人へ移行。それまでは財団法人)			
所在地	〒031-0804 青森県八戸市青葉二丁目 17-4 TEL:0178(45)9131 FAX:0178(45)9172			
出資金等			金額	比率
	出資金	八戸市	300,000 千円	89.0%
		八戸市医師会	3,000 千円	0.9%
		八戸市商工会議所	1,000 千円	0.3%
	出捐金	八戸市	33,000 千円	9.8%
	合計		337,000 千円	100.0%

項目	内容	
理事長	小林 眞	
主な事業 内容	(1)職域健診等	一般健康診断、特殊健康診断、日帰り人間ドック、生活習慣病健診等
	(2)八戸市受託健診	国保人間ドック、国保特定健康診査、後期高齢者人間ドック、後期高齢者健康診査、各種がん検診
	(3)はっち「まちかど健康チェック」	血管年齢測定、視力測定、棒反応時間測定、ロコモチェック等
	(4)その他	広報誌発行及び事業年報の公表

(3) 役員及び職員の状況

健診センターの役員及び職員の状況は次のとおりである。

【図表 3】 役員及び職員の状況の推移

(単位:人)

区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
理事	常勤理事	1	1	1	1	1
	非常勤役員	7	7	7	7	7
	小計①	8	8	8	8	8
職員	医師 ※	3	3	3	3	3
	事務職	29	29	29	29	30
	医療職	49	50	55	58	56
	臨時職員	31	31	28	32	30
	小計②	112	113	115	122	119
①～②合計		120	121	123	130	127

※ 医師のうち、1名は常務理事の所長である。

(注) 各年度における人数はそれぞれの年度末の 3 月 31 日現在のものである。

(4) 市との財政的な関係

健診センターの平成 28 年度における市との財政的な関係はなく、出資金等については、『1. 出資団体の概要』に記載のとおりである。

(5) 施設の概要

健診センターの施設概要は次のとおりである。

項目	内容	
構造	鉄筋コンクリート 3 階建 (一部鉄骨造)	
敷地面積	3,093.65 m ²	
延床面積	5,590.71 m ²	本館 1,842.81 m ²
		別館 3,747.90 m ²
工期	本館 平成 8 年 12 月 4 日～平成 10 年 1 月 16 日	
	別館 昭和 52 年 7 月 1 日～昭和 53 年 7 月 30 日	

2. 事業の実施状況

(1) 財産及び損益の状況の推移

健診センターの平成 24 年度から平成 28 年度までの財産及び損益の状況の推移は次のとおりである。

経常収益は、主に事業収益、受取補助金等、受取負担金である。経常費用は、事業費と管理費に分けられ、それぞれ人件費や経費が計上されている。また、正味財産合計は補助金等からなる指定正味財産と事業から獲得した一般正味財産からなる。

【図表 4】 財産及び損益の状況の推移

(単位:千円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
経常収益	1,231,938	1,248,379	1,273,899	1,292,374	1,303,567
経常費用	1,164,254	1,165,400	1,118,677	1,141,032	1,146,669
当期一般正味財産 増減額	67,602	80,534	183,143	160,546	156,652
資産合計	2,551,533	2,650,631	2,772,818	2,824,886	2,939,647
正味財産合計	2,063,713	2,135,155	2,312,439	2,468,822	2,622,166

(2) 平成 28 年度における事業の実施状況

平成 28 年度は、健診受診率向上のため、市担当部署と連携を図り、未受診者への受診勧奨や八戸市医師会協力のもと平日に受診機会の少ない女性を対象に、日曜日における婦人がん検診を実施した。

また、9 月には『こころとからだの健康』をテーマとした市民健康セミナーを開催し、3 月には『健診結果を役立てよう』をテーマとした事業所の健康管理担当者向けに健康管理セミナーを開催した。

さらに、健診の質の向上のため、日本総合健診医学会、全国労働衛生団体連合会等が実施している精度管理事業への積極的な参加や職員研修の充実に努めた。

なお、平成 28 年度に実施した事業は次のとおりである。

【健康診断】

- ・日帰り人間ドック
- ・労働安全衛生法に基づく定期健康診断
- ・労働安全衛生法に基づく雇用時健康診断
- ・特殊健診(じん肺、石綿、有機溶剤、鉛、特定化学物質検査、電離放射線検査等)他

【健康指導・相談】

健診センター内にある健康相談室において保健師及び管理栄養士が、健康相談・健康指導を無料で実施した。また、健康診断受診者以外の地域住民の健康相談等も無料で行った。

【健康教育】

- ・八戸ポータルミュージアム「はっち」において、まちかど健康チェックを4月・8月・2月の3回開催し、約340人に無料で血管年齢・視力・ステッピング測定を実施した。
- ・生活習慣病等の理解及び予防の促進等のため、依頼のあった事業所に対し、保健師、管理栄養士が出向き、健康講話や運用指導等の健康教育を行った。

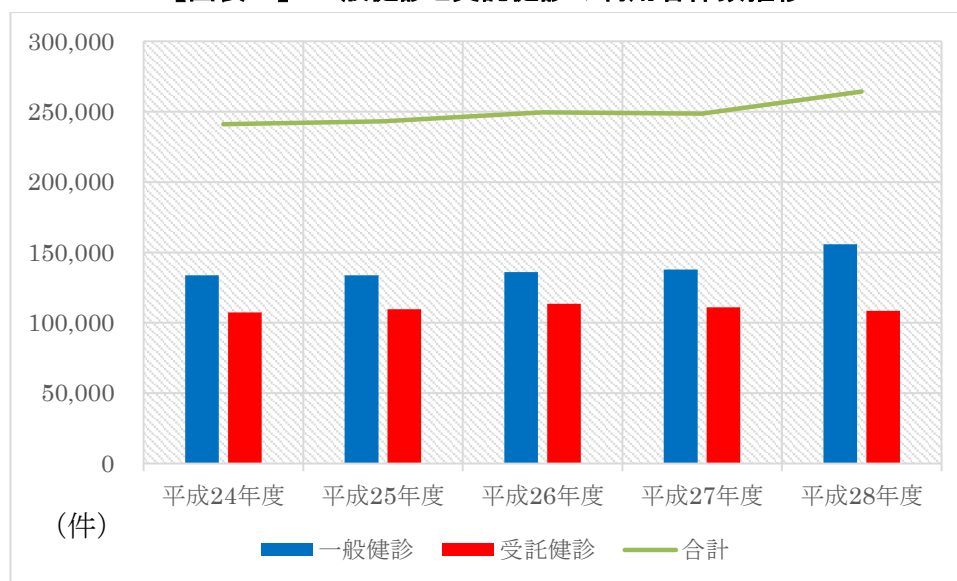
【健康診断結果の分析・公表】

- ・健康診断結果について分析した結果を事業年報として取りまとめ、県、市町村及び労働行政機関等へ提供したほか、ホームページにおいて公表した。

(3) その他

平成24年度から平成28年度の、一般健診と受託健診の利用者件数は次のように推移している。受託健診については、110,000件前後で推移しているが、一般健診は平成25年度から増加傾向にある。

【図表 5】 一般健診と受託健診の利用者件数推移



3. 監査の結果及び意見

(1) 資産の管理について

① 監査の結果

【結果 1】償却資産の申告漏れについて

固定資産税は、固定資産の保有と市町村が提供する行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、応益原則に基づき、資産価値に応じて、所有者に対して課税する財産税であり、その課税客体は、土地、家屋及び償却資産である。このうち、償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの(法人税又は所得税が課されない者が所有するものを含む。)をいう。市町村は、土地及び家屋の所有実態については登記等で把握することができるが、償却資産については登記等で把握することができないため、所有者からの申告により把握する方式が採られている。

申告対象となる償却資産の金額的基準は取得価額 10 万円以上の資産である。ただし、取得価額 20 万円未満の資産で事業年度毎に一括して 3 年間で償却を行うことを選択したもの(一括償却資産)は申告の対象外である。

健診センターは、法人税は課されないが事業の用に供する償却資産を所有しており、固定資産税の納税義務が生じている。

平成 28 年度の償却資産申告書を閲覧したところ、20 万円以上の償却資産については適正に申告されていたが、10 万円以上 20 万円未満の資産について、取得があるにも関わらず申告されていなかった。健診センターは、10 万円以上 20 万円未満の償却資産について一括償却資産の選択は行っていなかったため、申告の義務がある。担当者に確認したところ、過年度においても申告は行われていないとのことである。過年度も含め、該当する資産の調査を行い、課税課と協議の上、適正に申告しなければならない。

② 意見

【意見 1】医療機器機種選定の見直しについて

【図表 6】平成 28 年の医療機器(4,000 千円以上)の入札の状況 (単位:千円)

名称	CT・マンモ 受付端末	富士フイルムメディ カル CALNEO	解析付心電計 FCP8800	心電図 ファイリングシステム	超音波 診断装置
契約日	2016/9/12	2016/6/29	2016/6/27	2016/6/7	2016/6/2
予定価格	5,800	18,500	9,400	4,200	9,400
入札額					
A社	5,290	17,998	8,900	3,980	7,850
B社	5,750	—	9,350	4,150	—
C社	5,800	21,800	9,200	4,100	8,300
D社	—	18,300	—	—	—
E社	—	—	—	—	8,400
落札率	91.2%	97.3%	94.7%	94.8%	83.5%

※ゴシック体の記載が落札金額である。

平成 28 年度における入札額のうち、予定価格が 4,000 千円以上の入札を抽出し各社の入札額と落札率を表にしてみると、すべてA社が落札しており、落札率は 5 件中 4 件が 90%以上であった。また、予定価格が 400 千円以上の入札は上表の 5 件を含めて 10 件あり、6 件が落札率 90%以上であった。比較的金額の高い医療機器について落札率が高くなる傾向にあるといえる。

健診センターでは、医療機器を購入するにあたっては、機種選定委員会で購入する機種を選定し、購入は競争入札を実施している。しかしながら、結果的には価格について競争原理が働きにくい状況にあるといえる。

これらの原因は 2 つ考えられる。第一に医療機器を取り扱う業者は少なく、医療機器を限定してしまうと、自動的に値引きの金額も限られ、金銭的な差が生じにくい。第二に値引きは企業の取扱数量や財務体質の影響によるところが大きく、取扱数量が多く財務体質の強い企業が契約を受注しやすい。

健診センターでは、入札執行に際しては、当該医療機器を取り扱う複数の業者を指名するとともに、予定価格の適正な管理を行っているとのことであるが、今一度、医療機器の購入に関する制度設計を検証し、機種や業者選定における公平性及び公益財団としての取引の透明性を担保しつつ、価格面での競争性が発揮される仕組み作りの検討が望まれる。

検討にあたっては、例えば、画像の鮮明度等の精度的な要求を満たし、同一の効果が期待される機種が複数あるときは、機種選定委員会では機種を 1 つに限定するのではなく 2 種類以上の機種を選定し、製造メーカー間で競争原理が働くような方法や、複数機種や保守契約も含めて契約件数・契約金額を大きくし、参入業者に機器の販売以外からも利益が生じるような方法などが参考になる。

(2) 出納管理及び経理処理について

① 監査の結果

【結果 2】貸倒引当金の計上について

健診センターは、未収金の貸倒れに備えるために貸倒引当金を計上している。
平成 28 年度以前 3 期間の貸倒引当金の推移は次のとおりである。

【図表 7】 3 事業年度の貸倒引当金の推移

(単位:円)

項目		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
期首残高		451,526	914,947	500,345
当期増加額		548,882	0	1,460,623
当期減少額	目的使用	△85,461	△73,500	△20,510
	その他	0	△341,102	0
期末残高		914,947	500,345	1,940,458

売掛金、その他の債権の貸借対照表価額は、取得価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額でなければならない。金融商品に関する会計基準によれば、貸倒見積高の算定方法は、債権の区分により次のように決められている。

【図表 8】 貸倒引当金の分類

区分	定義	貸倒見積高の算定方法
一般債権	経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	貸倒実績率法
貸倒懸念債権	経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権	財務内容評価法又はキャッシュ・フロー見積法
破産更生債権等	経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権	財務内容評価法

一方、健診センターは平成 28 年度の貸倒見積高を次のように計算した(表中太字)。

【図表 9】平成 28 年度の未収金残高、貸倒見積高等

未収金 発生年度	引当金率	平成 28 年度末 未収金残高	平成 28 年度末 時点での 貸倒見積高	平成 29 年 7 月末 未収金残高(※3)
当該年度	年度末未収金残高 (※1)の10%	9,780,167 円	978,018 円	306,340 円
1 年前の 年度	年度末未収金残高の 80%	1,079,992 円	863,993 円	676,836 円
2 年前の 年度	年度末未収金残高の 90%	98,948 円	89,053 円	98,948 円
3 年前の 年度	年度末未収金残高の 99%(※2)	9,489 円	9,394 円	7,221 円
合計		10,968,596 円	1,940,458 円	1,089,345 円

※1 当該年度分については、4 月から 12 月に発生した未収金の年度末残高の 10%としている。

※2 又は貸倒損失処理。

※3 平成 29 年 7 月末現在、未回収のものである。それ以外は回収済みということになる。

ア. 当該年度に発生した未収金(平成 28 年度末残高:9,780,167 円)に対しては、4 月～12 月に発生した未収金の 3 月末残高に対して 10%の貸倒れ(回収不能)を見積もっている。健診センターでは、貸倒れはほとんど発生しないため、この見積額は正確ではない。実際に該当未収金の平成 29 年度 7 月末現在の残高は 306,340 円となっており、978,018 円の見積計上は過大であった。

イ. 同様に 1 年前の年度に発生したものに対しては、80%の引当率としている。決算日後 3 か月経過した 7 月末残高と比較しても、やはり過大計上であったと言わざるを得ない。

このように、過大計上が発生する主な原因は引当率に問題があるといえる。健診センターは、上記のように、毎年一定の引当率を採用しているが、明快な根拠があって、かつ現実的な引当率としては、期末債権残高に対する貸倒損失額の割合(貸倒実績率)が用いられ、過去 3 事業年度の平均値を使うことが多い。

健診センターにおいても、各年度において、引当率を貸倒実績率として適正に計算すべきである。

また、平成 28 年度の財務諸表に対する注記では、貸倒引当金について次のように記載されている。

2. 重要な会計方針

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金・・・未収金の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

しかし、健診センターでは、一般債権については上述した引当率を使用しているため、貸倒引当金を適正な貸倒実績率で計算した上で、例えば、以下のように修正すべきである。

2. 重要な会計方針

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金・・・未収金の貸倒損失に備えるため、**一般債権については貸倒実績率により**、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

【結果 3】落札結果の記載漏れについて

平成 28 年 9 月 7 日の「CT・マンモ受付端末、CT読影端末更新一式」に関する「指名競争入札執行書」について、3 者の入札者について、それぞれ入札金額が記載され、第 1 回目で落札者が決まっているが、落札結果の記載が漏れている。執行書は適正に作成しなければならない。

【結果 4】入札書の記名押印漏れの確認について

平成 28 年 9 月 7 日の「CT・マンモ受付端末、CT読影端末更新一式」に関する「入札（見積）書」について、入札者の受任者の記名押印が行われていない。

「入札（見積）書」を提出するのは、あくまでも委任を受けたものであるため、書類提出にあたっては受任者の記名押印が必要である。提出された書類については、必ず内容を確認し、記載漏れ等があれば修正を求めなければならない。

② 意見

【意見 2】賞与引当金の計上について

賞与引当金とは、法人と職員の雇用関係に基づき、毎月の給与の他に賞与を支給する場合において、翌年度に支給する職員賞与のうち、支給対象期間が当年度に帰属する支給見込額について設定される引当金である。

健診センターの職員給与規程には、「期末手当」と「勤勉手当」が定められており、それぞれ6月1日及び12月1日に在籍する職員に対して支給するとされている。職員給与規程には支給対象期間は明記されていないものの、実質的には各在籍日前6か月以内の期間であり、3月31日の期末日においては12月～3月の4か月間が賞与支給対象期間となる。

平成28年度の健診センターの決算書では、賞与引当金の計上は行われていない。職員給与規程の改正も含め、引当金額の正確な見積り計算を行い、貸借対照表の負債の部に賞与引当金を計上することが望ましい。

【意見 3】特定資産の勘定科目について

特定資産とは、特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産であり、特定資産には、預金や有価証券等の金融資産のみならず、土地や建物等が含まれる。健診センターにおいても、土地や建物等の特定資産と預金等の特定資産を所有している。

金融資産については、土地や建物等と異なり、外観だけでは特定し難いため、当該資産の保有目的を示した名称をもって貸借対照表の特定資産の区分に計上される。健診センターの貸借対照表及び財産目録には「建物減価償却引当資産(公益)」(1,169 百万円)及び「建物減価償却引当資産(公益外)」(23 百万円)が計上されている。一般的に「減価償却引当資産」とは、減価償却資産の取替のために減価償却費に見合う金額だけ資金を積み立てる資産であるが、健診センターが計上している「建物減価償却引当資産」は減価償却累計額に対応する金額ではなく、新健診センターを建設するための設備投資額と考えられるため、特定資産の保有目的と名称が一致していない。このような状況が生じている原因は、理事会で承認された資金的な計画は無く、12 億円弱の預金が法人内での意思決定手続上は「現在使用している建物の建て替えのための資金」になっているためである。新健診センターの詳細設計完了後、資金計画を作成し、「新健診センター建設積立資産」等の保有目的が明確となる科目名称への変更が望ましい。

また、これらの特定資産を保有する場合には、①目的、②積み立ての方法、③目的取崩の要件、④目的外取崩の要件、⑤運用方法などを定めた取扱要領の作成が求められるため、これについても作成することが望ましい。

【意見 4】財産目録の使用目的等について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 21 条第 2 項で、公益法人は、事業年度経過後三箇月以内に財産目録を作成し、閲覧請求があった場合にはそれに対応しなければならない。また、同法第 22 条には、財産目録の行政庁への提出も規定されている。

健診センターの財産目録には、建物減価償却引当資産について、その使用目的等に「現在使用している建物の建て替えのための資金」との記載があるが、担当者に内容の正確性を確認したところ、建物の建て替えは予定されておらず、新健診センターの建設についての基本設計等がすでに行われているとのことであるため、使用目的欄の記載内容が実際の使用目的を正確に表していないように見える。

このような状況が生じている原因は、基本設計については理事会で説明が行われているが、詳細設計については未着手であり、新健診センターの工事費積算ができない状況にあるためと考えられる。

そのため、理事会で承認された資金的な計画はなく、12 億円弱の預金が法人内での意思決定手続上は「現在使用している建物の建て替えのための資金」になっている。

詳細設計完了後に速やかに資金計画を作成し、「新健診センター建設に要する資金」等の現状を正確に表した使用目的にすることが望ましい。

【意見 5】補助金振替額の表示科目について

平成 28 年度の正味財産増減計算書Ⅰ一般正味財産増減の部に「④受取補助金等」として 3,308,312 円が計上されている。この内訳は、受取地方公共団体補助金 329,503 円と受取民間補助金 2,978,809 円として、中科目で記載されている。

補助金の内容を確認したところ、いずれの補助金も過年度において受領したものを指定正味財産で計上していたものであり、当期において費用化したため、指定正味財産から一般正味財産に振替えた金額であった。

したがって、中科目の正確な表示方法は「受取補助金等振替額 3,308,312 円」であるため、平成 29 年度以降には修正が必要である。

【意見 6】預金の運用管理について

【図表 10】3 事業年度の現金預金推移(勘定科目別)

(単位:千円)

貸借対照表科目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
現金預金	725,022	745,291	748,312
基本財産	10,000	10,000	10,000
退職給付引当資産	328,000	267,000	250,000
建物減価償却引当資産(公益)	866,320	1,015,280	1,169,140
建物減価償却引当資産(公益外)	17,680	20,720	23,860
合計	1,947,022	2,058,291	2,201,312

【図表 11】3 事業年度の現金預金推移(預金種類別)

(単位:千円)

種類	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
定期預金	1,300,000	30,000	30,000
普通預金	647,022	4,962	5,367
決済用預金	0	2,023,329	2,165,945
合計	1,947,022	2,058,291	2,201,312

健診センターの平成 26 年度から平成 28 年度の期末時点における現金預金の残高は上表のとおりであり、毎期資金に裏付けられた一般正味財産増加額を計上しており、着々と資金は増加している。健診センターの資金保有目的は運転資金、退職金支給及び建物新築のためのものであり、金融資産の種類別には、基本財産と建物減価償却資産(公益)の一部は定期預金で保有しているが、それ以外はすべて決済用預金で保有している。これは、平成 26 年度決算理事会の決議に基づき、保有する金融資産については収益性よりも安全性を重視するという運用方針を定め、基本的にはすべての預金を決済用預金で資産運用する方針に変更したためである。

決済用預金とは、利息が付かない普通預金、当座預金、別段預金を指す。定義としては「無利息」「要求払い」「決済サービス提供」という 3 つの条件を満たしている預金であり、この条件を満たす決済用預金に関しては、万が一銀行が破綻した場合でも預金保険により全額保護される仕組みとなっている。

健診センターが、20 億円超の資金を決済用預金で保有しているのは、まさに銀行が破綻したときに全額の保証を受けるためである。一方では、20 億円超の資金を保有しているにもかかわらず、そこからの利息収入は全く得られていない。資金運用規程を整備し、適切な管理のもと、資金運用のあり方について再検討が望まれる。

(3) 人件費及び人員構成について

① 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

② 意見

【意見 7】理事会運営について

理事の職務執行の監督は理事会の職務であり、この職務の実効性を確保するために、代表理事及び業務執行理事は、3 箇月に 1 回以上は自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、この報告は定款で定めることにより、毎事業年度に 2 回とすることができ、健診センターにおいても定款第 22 条第 3 項で次のように規定している。

(理事の職務及び権限)

第22条

3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

平成 29 年 3 月 17 日開催の理事会議事録によると、当理事会において、理事長、副理事長及び常務理事は自己の職務執行の状況を報告しているが、報告内容は次に示すような別紙の提出で済まされており、議長である理事長が他の 2 名分も代表して提出しているだけである。理事長等から職務の具体的な執行状況の説明が行われておらず、また、他の理事から提出書類に記載されている職務内容についての質問も行われていない。これでは、理事の職務執行の監督が適正に行われているとは考えられない。

職務執行の報告内容や報告様式が法定されているわけではないが、臨時等の開催がなければ、年度内に 2 回しか開催されない理事会において、理事の職務執行の監督を行う重要な報告であるため、理事会の決議を得て実施した事項の結果報告や自己の重要な分担業務の概況等を可能な限り記載し、質疑等の活発な議論が行われることが期待される。

理事長、副理事長及び常務理事の職務執行状況

(1) 小林理事長

平成28年 6月 6日	八戸市総合健診センター理事会出席
平成28年 6月20日	八戸市総合健診センター評議員選定委員会の招集
平成28年 6月27日	八戸市総合健診センター評議員会の招集
平成29年 3月17日	八戸市総合健診センター理事会の招集

(2) 高木副理事長

平成28年 6月 6日	八戸市総合健診センター理事会出席
平成29年 1月31日	八戸市総合健診センター運営検討会議出席

(3) 河津常務理事

平成28年 6月 6日	八戸市総合健診センター理事会出席
平成28年 6月20日	八戸市総合健診センター評議員選定委員会出席
平成28年 6月27日	八戸市総合健診センター評議員会出席
平成28年 7月13日	八戸市地域保健医療対策協議会出席
平成28年10月19日	八戸市地域保健医療対策協議会出席
平成29年 1月31日	八戸市総合健診センター運営検討会議出席
平成29年 2月 8日	八戸市地域保健医療対策協議会出席

(4) 出資団体の方向性について

① 監査の結果

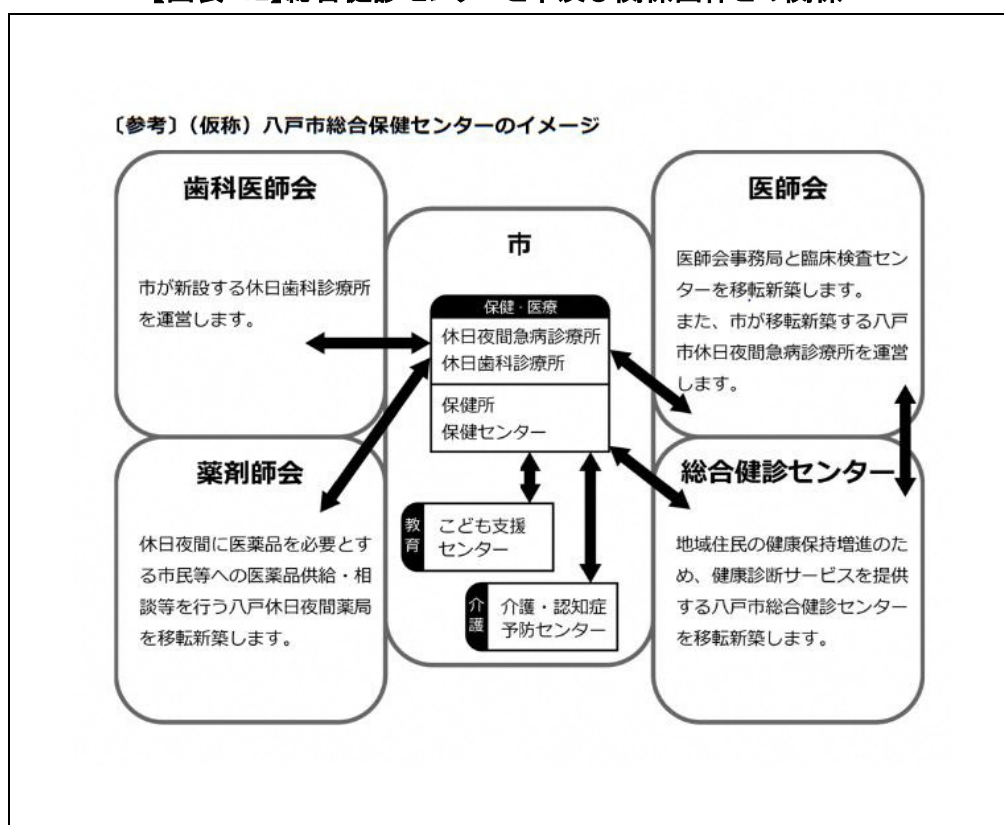
特に問題とすべき事項はない。

② 意見

【意見 8】上位計画の検討について

市では、総合的な医療・健康対策を推進するには、関連する機能を集約した拠点が必要と考え、「(仮称)八戸市総合保健センター」の整備に向けて、平成 22 年 7 月より、関係団体である八戸市医師会・八戸歯科医師会・八戸薬剤師会及び健診センターと検討を重ねており、関係団体との合意形成が図られたため、平成 27 年 7 月に「(仮称)八戸市総合保健センター基本構想」を策定した。この基本構想では、(仮称)八戸市総合保健センターを「総合的な医療・健康対策の拠点」と位置づけ、各種対策を展開していく予定である。

【図表 12】総合健診センターと市及び関係団体との関係



(出典: (仮称)八戸市総合保健センター基本構想 平成 27 年 7 月 八戸市)

健診センターは現有施設の老朽化の問題や増築に伴う健診動線の複雑化など、健診者へのサービス充実面で大きな問題を抱えており、新たな施設を建設して移転

することにより、施設面の問題を解消し、関係団体との連携を深め、超高齢化社会に対応した事業により積極的に取り組むことが期待されている。

このように、健診センターは市や医師会との連携を深め、総合的な医療・健康対策の重要な部門に位置付けられているが、健診センター内における中長期的な計画は作成されていない。新健診センター建設に向けての資金は準備され、担当者レベルでの長期収支計画(借入金返済計画)は作成されているものの、詳細設計が未着手で新健診センターの工事費積算ができない状況にあるため、理事会で承認された設備投資についての資金計画はない。すでに、建物の基本設計委託や建設事業地質調査費の支出は行われているため、今後、早急に中長期的な計画を策定するとともに、各事業年度の予算に反映させ、事業として取り組む必要がある。

第2 社会福祉法人八戸市社会福祉事業団

1. 出資団体の概要

(1) 設立目的・沿革

社会福祉法人八戸市社会福祉事業団の設立目的は次のとおりである。

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること。

社会福祉法人八戸市社会福祉事業団は、全国に設立されている社会福祉事業団の一つである。

社会福祉事業団は、昭和 46 年 7 月に当時の厚生省から発出された「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」(昭和 46 年 7 月 16 日付社庶第 121 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知)に基づいて設立されている社会福祉法人で、当初は地方公共団体が設置した社会福祉施設の経営を目的としていた。

社会福祉法人八戸市社会福祉事業団(以下、「社会福祉事業団」という。)も、事業開始(平成 10 年 4 月 1 日)にあたって、市が設置していた養護老人ホーム八戸市立長生園(以下、「長生園」という。)と児童養護施設八戸市立浩々学園(以下、「浩々学園」という。)の施設運営を受託している。その後、平成 15 年 4 月 1 日には母子生活支援施設八戸市立小菊荘(以下、「小菊荘」という。)の管理運営を受託しており、指定管理者制度導入に伴い、平成 18 年 4 月 1 日からは、長生園、長生園デイサービスセンター、浩々学園及び小菊荘の指定管理者として指定管理業務を開始している。

平成 20 年 4 月 1 日には、市が設置していた知的障害児施設(現 障害児入所施設)うみねこ学園(以下、「うみねこ学園」という。)及び知的障害者更生施設(現 障害者支援施設)いちい寮(以下、「いちい寮」という。)の 2 施設を市より委譲され、翌平成 21 年 4 月 1 日には、指定管理者を務めていた長生園、浩々学園及び小菊荘の 3 施設を委譲されており、現在もこれら施設の管理運営などを行っている。

(2) 出資団体の概要

項目	内容	
法人名	社会福祉法人八戸市社会福祉事業団	
設立年月日	平成 10 年 2 月 23 日	
本部	〒039-1166 青森県八戸市根城八丁目 8 番 155 号 TEL:0178(41)1215 FAX:0178(45)1450	
基本金	3,000,000 円(八戸市出資)	
理事長	高島 司	
主な事業 内容	事業名	主な事業内容
	第一種社会福祉事業	(1) 養護老人ホームの経営 (2) 児童養護施設の経営 (3) 母子生活支援施設の経営 (4) 障害児入所施設の経営 (5) 障害者支援施設の経営
	第二種社会福祉事業	(1) 老人居宅介護等事業の経営 (2) 障害福祉サービス事業の経営 (3) 移動支援事業の経営 (4) 老人デイサービス事業の経営 (5) 特定相談支援事業の経営 (6) 障害児相談支援事業の経営
	公益事業	(1) 訪問入浴介護事業 (2) 居宅介護支援事業 (3) 訪問入浴サービス事業 (4) 日中一時支援事業

(3) 役員及び職員の状況

社会福祉事業団の役員及び職員の状況は次のとおりである。

市からの職員派遣は平成 25 年度から行われていない。登録ヘルパーとは、都合の良い時間に、在宅介護サービスに従事してもらう非常勤職員で、在宅サービス課に事前に登録されている職員である。

【図表 13】役員及び職員の状況の推移

(単位:人)

区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
役員	常勤役員	2	2	2	2	2
	非常勤役員	6	6	6	6	6
	小計①	8	8	8	8	8
職員	正職員	71	75	76	79	74
	嘱託職員	3	3	3	2	5
	常勤臨時職員	72	59	59	52	59
	非常勤臨時職員	6	11	12	10	13
	登録ヘルパー	27	25	27	22	23
	市派遣職員	10	0	0	0	0
小計②		189	173	177	165	174
①～②合計		197	181	185	173	182

※ 各年度における人数はそれぞれの年度の 3 月 31 日現在のものである。

(4) 市との財政的な関係

社会福祉事業団の平成 28 年度における市との財政的な関係は次のとおりである。

平成 27 年度までは市から運営補助金が交付されていたが廃止となり、平成 28 年度の補助金交付はない。

【図表 14】平成 28 年度における市との財政的な関係

(単位:千円)

区分	項目	総額
出資金等	平成 28 年度末出資金残高	3,000
受託事業	八戸市軽度生活援助事業委託 他 ※1	※1

※1 市からの受託業務の内訳は、以下のとおりである。なお、市内全事業所に委託している事業であり、社会福祉事業団のみが受託しているものではない。

契約名	金額	備考
八戸市軽度生活援助事業委託	・1 回の派遣時間が 1 時間までの場合 2,081 円(八戸市)	・在宅サービス課 ・市で決定した派遣対象世帯に対する

契約名	金額	備考
	229 円(利用者負担) 生活保護世帯 2,290 円(八戸市) ・1 回の派遣時間が 1 時間超の場合 2,619 円(八戸市) 291 円(利用者負担) 生活保護世帯 2,910 円(八戸市)	訪問調査及び介護予防サービス支援計画に基づいた援助計画の立案 ・派遣対象者に対し、軽易な日常生活の援助を行い、自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行防止 ・他の保健・福祉関係機関との連絡調整、援助計画の変更、苦情および緊急時への対応、その他サービスを提供するために必要な業務
八戸市要介護認定調査業務委託	・新規申請者の認定調査 1 件当たり 3,780 円(うち消費税 280 円) ・在宅者の認定調査 1 件当たり 3,240 円(うち消費税 240 円)	・在宅サービス課 ・被保険者に対する要介護認定事務
介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託	・1 件当たり月額 4,085 円(税込み) ・初回のみ 6,935 円(税込み)	・在宅サービス課 ・介護保険法に基づく業務
八戸市子育て短期支援事業業務委託	・1 人 1 日当たり 5,500 円	・浩浩学園 ・2 歳以上 7 日間 ・衣服、食事、おやつ、入浴
八戸市高齢者生きがい活動支援通所事業委託	・1 人 1 回のサービスにつき、3,330 円	・長生園 ・基本事業:生活指導、日常動作訓練、健康状態の確認、趣味活動(生きがい活動)、その他介護予防等に必要な事業 ・通所事業:入浴サービス、給食サービス

2. 事業の実施状況

(1) 財産及び損益の状況の推移

社会福祉事業団の平成24年度から平成28年度までの財産及び損益の状況は次のとおりである。

【図表 15】財産状況の推移

(単位:千円)

科目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
流動資産	598,555	521,923	486,177	572,380	502,203
固定資産	1,098,667	1,286,327	1,340,101	1,362,432	1,421,179
資産合計	1,697,223	1,808,250	1,826,279	1,934,813	1,923,382
流動負債	48,568	80,913	45,226	99,018	45,697
固定負債	—	—	—	—	—
負債合計	48,568	80,913	45,226	99,018	45,697
基本金	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
国庫補助金等特別積立金	927,197	905,309	849,972	812,796	781,655
その他の積立金	140,041	346,069	451,182	515,361	600,462
次期活動繰越収支差額	578,416	472,958	476,897	504,636	492,567
純資産合計	1,648,655	1,727,336	1,781,053	1,835,794	1,877,684
負債純資産合計	1,697,223	1,808,250	1,826,279	1,934,813	1,923,382

【図表 16】損益状況の推移

(単位:千円)

科目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
サービス活動収益	965,523	837,094	863,010	858,014	847,047
人件費	573,802	487,015	508,116	521,824	532,421
事業費	148,481	135,738	138,726	133,400	131,852
事務費	107,249	124,915	104,629	106,048	107,278
減価償却費	41,008	41,125	62,691	46,258	42,716
国庫補助金等特別積立金取崩額(△)	△ 34,854	△ 34,353	△ 55,336	△ 38,435	△ 34,231
その他のサービス活動費用	0	0	8	26	5
サービス活動費用計	835,687	754,440	758,836	769,122	780,044
サービス活動増減差額	129,836	82,654	104,174	88,891	67,003
サービス活動外収益	15,309	4,527	5,193	4,430	4,420
サービス活動外費用	8,163	1,311	1,607	1,404	1,500
サービス活動外増減差額	7,145	3,215	3,586	3,026	2,919
経常増減差額	136,982	85,870	107,760	91,917	69,923
特別増減差額	15,058	14,699	1,292	0	3,107
当期活動増減差額	152,040	100,570	109,052	91,917	73,031

(2) 平成 28 年度における事業の実施状況

社会福祉事業団は、事務局 2 課(管理課、在宅サービス課)と 5 施設(うみねこ学園、いちい寮、長生園、浩々学園、小菊荘)で構成されており、各課・各施設において事業を実施している。

① 管理課

管理課では、社会福祉事業団の法人運営を行っている。具体的には、法人全体の組織改編や人員配置の検討、各施設の定員の見直し、施設整備計画の検討、社会福祉事業団の経理、各種研修の実施などを行っている。

② 在宅サービス課

在宅サービス課では、居宅介護等事業や訪問入浴介護事業等を行っている。平成 28 年度は、公益財団法人 JKA の福祉車両の整備補助事業により、訪問入浴車を 1 台配備した。

【図表 17】補助事業の内容

補助事業名	平成 28 年度 福祉車両の整備補助事業
事業内容	訪問入浴車 1 台
補助金額	3,090,153 円
実施場所	青森県八戸市根城八丁目 8-155 八戸市総合福祉会館
完了年月日	平成 28 年 9 月 29 日

(出典:社会福祉事業団提供データより監査人作成)

③ うみねこ学園

うみねこ学園の概要は次のとおりである。

【図表 18】うみねこ学園の概要

項目	内容
施設の種類	障害児入所施設・障害者支援施設
入所定員	50 名
所在地	八戸市大字松館字水野平 20-5
建設年月日	昭和 41 年 3 月 31 日(平成 20 年 3 月 31 日まで市直営)
事業開始年月日	平成 20 年 4 月 1 日(市より委譲)
施設の概要	敷地 23,238.42 m ² 建物 鉄筋コンクリート平屋建(延床面積:2,501.85 m ²) 附属建物 物置ほか 189.64 m ²

(出典:市提供データより監査人作成)

うみねこ学園は障害児入所施設及び障害者支援施設である。

障害児入所施設とは、障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設である。福祉サービスを行う「福祉型」と福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があり、うみねこ学園は「福祉型」となる。「福祉型」は、障害児の保護のほか、自立に向けての日常生活に必要な訓練、知識や技能の付与を目的として支援を行う。

障害者支援施設とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第 5 条の 11 により、「障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設」と規定されている施設である。障害者に対し、夜間から早朝にかけては「施設入所支援」を提供するとともに、昼間は「生活介護」などの「日中活動系サービス(昼間実施サービス)」を行う。

④ いちい寮

いちい寮の概要は次のとおりである。

【図表 19】いちい寮の概要

項目	内容	
施設の種類	障害者支援施設	
利用定員	50 名	
所在地	八戸市大字松館字在家山谷 19 番地 3	
建設年月日	昭和 55 年 4 月 1 日(平成 20 年 3 月 31 日まで八戸市直営)	
事業開始年月日	平成 20 年 4 月 1 日(八戸市より委譲)	
施設の概要	敷地 建物 延床面積 附属建物	5,057.00 m ² 鉄筋コンクリート造平屋建 1,570.28 m ² 倉庫ほか 361.51 m ²

(出典:市提供データより監査人作成)

いちい寮は障害者支援施設である。

障害者支援施設とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第 5 条の 11 により、「障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設」と規定されている施設である。障害者に対し、夜間から早朝にかけては「施設入所支援」を提供するとともに、昼間は「生活介護」などの「日中活動系サービス(昼間実施サービス)」を行っている。

いちい寮では、そのほかに短期入所事業、共同生活援助事業、特定・障害児相談支援事業、日中一時支援事業を行っている。共同生活援助事業とは、共同生活住居(ハウス元気アップ)において、相談その他日常生活上の援助を行うものであり、2名の世話人を置いている。

⑤ 長生園

長生園の概要は次のとおりである。

【図表 20】長生園の概要

項目	内容	
施設の種類	養護老人ホーム	
入所定員	60 人	
所在地	八戸市大字是川字狹森 32 番地	
建設年月日	平成 4 年 11 月 1 日	
事業開始年月日	平成 21 年 4 月 1 日(八戸市より委譲)	
施設の概要	敷地 建物 延床面積 附属建物	11,931 m ² 鉄筋コンクリート造平屋建 2,948.95 m ² 機械室 12.3 m ²

(出典：市提供データより監査人作成)

長生園は養護老人ホームである。

養護老人ホームとは、身体的・精神的な理由や、経済的・家庭環境などの理由により、自宅で生活することが困難な、身の回りのことはある程度自分でできる高齢者を受け入れる社会福祉施設である。社会復帰の促進や自立した生活を送ることができるよう、必要な訓練などを行っている。原則 65 歳以上(特に必要と認める場合は 60 歳以上)が対象者となるが、入所には地方公共団体の審査が必要となる。入所希望者に対し、入所条件を満たしているかを地方公共団体が審査し、その審査結果に応じて入所の可否や入所先が決定される。

⑥ 浩々学園

浩々学園の概要は次のとおりである。

【図表 21】浩々学園の概要

項目	内容	
施設の種類	児童養護施設	
入所定員	35 名(暫定定員 33 名)	
所在地	八戸市根城七丁目 8 番 46 号	
建設年月日	昭和 47 年 3 月 31 日	
事業開始年月日	平成 21 年 4 月 1 日(八戸市より委譲)	
施設の概要	敷地 建物 延床面積 附属建物	3,564.19 m ² 鉄筋コンクリート造平屋建 762.27 m ² 物置 20.15 m ²

(出典:市提供データより監査人作成)

浩々学園は児童養護施設である。

児童養護施設とは、児童福祉法第 41 条により「保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上擁護を必要とする児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設」と規定されている施設である。

入所の可否については、児童相談所が調査して判断することとなる。

⑦ 小菊荘

小菊荘の概要は次のとおりである。

【図表 22】小菊荘の概要

項目	内容	
施設の種類	母子生活支援施設	
入所定員	20 世帯	
所在地	八戸市根城五丁目 4 番 9 号	
建設年月日	昭和 48 年 3 月 31 日	
事業開始年月日	平成 21 年 4 月 1 日(八戸市より委譲)	
施設の概要	敷地 建物 延床面積 附属建物	1,570.48 m ² 鉄筋コンクリート造 2 階建 1,104.72 m ² 物置 54.00 m ²

(出典:市提供データより監査人作成)

小菊荘は母子生活支援施設である。

母子生活支援施設は児童福祉法によって定められた児童福祉施設であり、母子が一緒に生活をして自立するための支援を目的とした施設である。対象となるのは、原則として 18 歳未満の児童とその保護者(配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情のある女子)であるが、特定の事情等によって、児童を満 20 歳に達するまで保護することも可能となっている。平成 16 年の児童福祉法改正では、「退所した者について相談及びその他の援助を行うことを目的とする」と規定され、支援の対象者は退所された利用者まで拡大されている。

3. 監査の結果及び意見

(1) 資産の管理について

① 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

② 意見

【意見 9】施設の安全性対策について(いちい寮)

いちい寮は、昭和 55 年に建設され築 37 年が経過し、施設・設備が老朽化している。社会福祉事業団の施設で老朽化している施設は、いちい寮だけではないが、入所者の安全性や快適性への影響を考慮すると、優先的に対応が求められると考える。

いちい寮は、主に知的障害者に対する生活支援等を行っており、利用定員は 50 名である。このうち、昭和 55 年の開設時からの入所者は 20 名弱いることもあり、平均年齢が 50 歳と高齢化している。また、高齢化に伴い、障害支援区分の平均は 5.1 と高いものとなっており、障害が重度化・重複化している状況にある。

このような状況においては、入所者の安全性や快適性への影響の観点から、プライバシーやバリアフリー対応等が求められるが、基本的に建設当時のままであるため、そのような構造にはなっていない。例えば、入浴施設の浴槽は段差が大きいため、入所者の安全性に懸念があるし、介助する職員の負担も大きいものと思われる。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律においては、2,000 m²以上の特別特定建築物(病院、高齢者及び障害者の利用する福祉施設、児童厚生施設等)を建築する際、バリアフリー基準(建築物移動等円滑化基準)の遵守を義務付けている。既存施設については、努力義務ではあるが、いちい寮はうみねこ学園と一体となった施設であり、バリアフリー基準への対応が望まれるところである。

いちい寮(及びうみねこ学園)は、施設全体的に老朽化していることから、個別箇所の改良・修繕といった対応ではなく、施設の建替えという選択肢も考慮する必要があると考える。もちろん、施設の建替えを行う場合には、多額の財源が必要となるため、計画的な施設整備を見据えた積み立てを行うなどの対応が求められる。この点、一義的には、市から独立した民間法人である社会福祉事業団の経営努力により、建替え費用を積み立てる必要がある。しかし、措置施設を多く抱える社会福祉事業団においては、その収支構造上、経営努力によって多額の建替え費用を積み立てることは、なかなか困難であることも事実である。

したがって、社会福祉事業団は早急に施設の建替え等、入所者の安全性や快適性の向上に向け、財源確保策等について十分に検討する必要があるが、市としても、

市民の福祉の向上のため、各施設が継続的に福祉サービスを提供できるよう、様々な手法等を検討する必要がある。

(2) 出納管理及び経理処理について

① 監査の結果

【結果 5】現金の残高照合について(在宅サービス課)

在宅サービス課は、訪問介護・訪問入浴・支援費・自立利用料の利用者負担分を徴収している。利用者負担金の徴収は、原則として口座振替によっているが、利用者によっては現金による徴収を行っている。

現金を徴収したときには、「出納員利用料金台帳」に記載するとともに、「利用料個人別請求明細綴り」の一覧表を消込み、徴収日を記載している。徴収した現金は、専用のビニールケースに入れ、在宅サービス課の金庫に保管する。金庫に保管された現金は、週に一度銀行が集金に訪れた際に入金を依頼している。

現金の金額は、専用のビニールケースに入れる際に確認し、付箋に金額を記載してビニールケースに張り付けている。そして、銀行の集金前にもう一度、金額の確認を行い、銀行に提出する入金依頼伝票に記載している金額と一致していることを確かめている。

このように、現金は週に 1 回程度、その残高を確認している。また、「出納員利用料金台帳」や「利用料個人別請求明細綴り」を作成しているが、これらの管理簿では、現金残高は集計しなければ把握できない。

経理規程第 28 条では、現金は毎日帳簿残高と照合し、会計責任者に報告しなければならないとされている。また、経理規程第 10 条において、補助簿として「金銭残高金種別表」を備えることとされている。したがって、経理規程に従い、毎日、現金残高と「金銭残高金種別表」との照合を行い、会計責任者に報告する必要がある。

経理規程

(残高の確認)

第 28 条 出納職員は、現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告しなければならない。

(会計帳簿)

第 10 条 会計帳簿は、次のとおりとする。

(2) 補助簿

ア 金銭残高金種別表

② 意見

【意見 10】賞与引当金の計上について(管理課)

社会福祉法人会計基準において、会計年度の末日において、将来の費用の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を、引当金として付さなければならないとされている。

社会福祉事業団においては、賞与(期末手当、勤勉手当)の対象となる計算対象期間は、給与規程取扱により下記のとおりとなっているため、社会福祉法人会計基準に従い、賞与引当金を計上しなければならないが、現状計上されていない。

【図表 23】賞与の計算対象期間

区分	支給 基準日	計算対象期間	賞与引当金の対象となる 計算対象期間
期末手当	6月1日	前年12月2日～6月1日 (182日間)	前年12月2日から3月31日までの120日間
勤勉手当	6月1日	前年12月2日～6月1日 (182日間)	前年12月2日から3月31日までの120日間

(出典:社会福祉事業団給与規程取扱より監査人作成)

また、経理規程第9章において、引当金に関する定めがあるものの、徴収不能引当金のみであり、賞与引当金については記載されていない。

したがって、今後社会福祉事業団は、経理規程に賞与引当金に関する事項を定めるとともに、必要な賞与引当金を計上する必要がある。

なお、賞与引当金の要計上額について、平成29年6月の賞与支給実績額に基づき試算したところ下記のとおりとなった。

平成29年6月賞与支給実績額 ①	36,435,999 円
当該賞与にかかる法定福利費 ②	5,319,111 円
①÷182日×120日 ③	24,023,735 円
②÷182日×120日 ④	3,507,107 円
賞与引当金 要計上額(③+④)	27,530,842 円

【意見 11】利用者負担金収入の取り扱いについて(うみねこ学園)

うみねこ学園は、利用者から利用者負担金を受領している。利用者負担金には定率負担分と実費負担分があり、実費負担分は食費と光熱水費からなる。

利用者負担金の回収は口座引き落としを原則としているが、残高不足で引き落としができない場合などもあり、その場合には口座振込か現金での回収となる。

現金で回収した際にはその日のうちに金融機関口座に預け入れることとしているが、事情によりその日に預け入れができない場合もある。その場合には回収した現金を施設内の金庫で保管することになるが、現金回収時には会計処理を行っておらず、預金口座への預け入れを行った時点で会計処理を行っている。そのため、金庫に保管している現金が会計帳簿に計上されない状態となっている。

例えば、2月28日に利用者負担金の回収がなされたとして現金預金勘定に9,300円の預金が計上された事案では、実際には2月24日に現金での回収がなされていた。また、12月26日に回収がなされたとして現金預金勘定に預金が計上された事案では、実際には12月22日に現金での回収がなされていた。

このような対応を行っているのは、現金と預金の勘定科目が現金預金勘定として一本化されていることもあり、現金と預金を区別して会計処理する考え方となっていないことが理由の一つと考えられる。勘定科目について現金勘定と預金勘定を区分して、現金回収時と預金口座への預入時の仕訳を区分する必要がある、現金を回収した際の会計処理のあり方を見直す必要がある。

(3) 事業の有効性・経済性・効率性について

① 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

② 意見

【意見 12】消耗品の購入について(うみねこ学園)

うみねこ学園は、施設の性質から様々な消耗品が必要とされている。これら消耗品は、通常、特定の事業者から購入しているが、その中には、一般に利用されているネット販売を利用した方が安い価格で購入できる可能性があるものも見受けられる。

うみねこ学園においては、日常頻繁に使用する消耗品などはネット販売の価格を調査し、ネット販売の方が価格が安いものについては、現在の事業者と価格の交渉をするなどして、購入価格の引き下げに努める必要がある。

【図表 24】価格の交渉が考えられる消耗品の例

品名・仕様	購入単価
リフレはくパンツジュニアSSサイズ 24 枚/袋	2,376 円
イワツキハイドライエース簡単テープ止めタイプMサイズ 30 枚/袋	3,240 円
リフレ簡単テープ止めタイプSサイズ 34 枚/袋	3,240 円
リフレ簡単テープ止めタイプジュニアSSサイズ 34 枚/袋	3,240 円
ワイドハイター 花王 2ℓ	410 円
ハミング 特大 2.5ℓ	595 円
インクカートリッジ BCI-350XLPGBK	3,783 円

(4) 市と出資団体の関係について

① 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

② 意見

【意見 13】市の小菊荘への対応について

次表は、小菊荘の平成 12 年度から平成 29 年度までの年度別在所数の推移を示したものである。平成 27 年度を境に入所者が大きく減少しているが、これは長期間入所していた入所者の退出が重なったことなどの理由によるものである。

【図表 25】小菊荘の年度別在所者数の推移 (単位:人)

年度	3 歳未満	3 歳以上	小学生	中学生	高校生	その他	母	計
H12	5	4	14	4	1		17	45
H13	2	8	13	5	4		20	52
H14	2	7	13	6	4		19	51
H15	5	6	13	5	4		17	50
H16	6	4	10	6	2	1	17	46
H17	4	2	12	6	3		16	43
H18	0	6	10	6	4		16	42
H19	3	4	7	6	6		17	43
H20	3	5	9	5	1	1	14	38
H21	5	4	9	3	1		14	36
H22	2	5	11	3	3		15	39
H23	1	3	5	2	5		14	30
H24	2	5	7	2	2		13	31
H25	3	4	9	0	3		14	33
H26	3	1	11	1	1		13	30
H27	1	2	6	0	0		6	15
H28	1	2	2	1	0		5	11
H29	2	2	2	0	0		5	11

(出典:市提供データより監査人作成)

次表は、小菊荘の平成 25 年度から平成 28 年度までの損益状況の推移を示したものである。在所者数が大きく減少した平成 27 年度、平成 28 年度と単年度収支が赤字となっている。

【図表 26】小菊荘の損益状況の推移

(単位:千円)

科目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
サービス活動収益	34,874	36,338	28,144	29,421
人件費	18,894	20,663	22,196	22,515
事業費	2,168	2,095	1,509	1,538
事務費	5,459	5,610	4,372	4,020
減価償却費	2,794	4,571	3,175	3,175
国庫補助金等特別積立金取崩額(△)	△ 2,578	△ 4,225	△ 2,816	△ 2,816
サービス活動費用計	26,739	28,716	28,437	28,432
サービス活動増減差額	8,134	7,621	△ 292	989
サービス活動外収益	107	123	131	136
サービス活動外費用	0	0	0	0
サービス活動外増減差額	107	123	131	136
経常増減差額	8,242	7,745	△ 160	1,125
特別増減差額	△ 1,147	△ 1,821	△ 2,392	△ 2,595
当期活動増減差額 (単年度収支)	7,095	5,924	△ 2,552	△ 1,469

(出典:市提供データより監査人作成)

小菊荘は、児童福祉法によって定められた母子生活支援施設で、母子が一緒に生活をして自立するための支援を目的とした施設である。施設を利用しようとする場合は、住所地を管轄する福祉事務所に相談することになる。福祉事務所は市(区)及び郡(町村)単位で設置されており、市も市庁舎内に八戸市福祉事務所を設置している。

母子生活支援施設は措置制度が用いられている。措置制度とは、サービスの対象者に対して、「措置」とよばれる行政機関の行政行為に基づいてサービスを提供する仕組みである。小菊荘の場合は、サービスの対象者から相談を受けた措置権者(八戸市など)が、小菊荘への入所が適切と判断した場合に、その相談者の入所を小菊荘(社会福祉事業団)に委託する(措置委託)。入所を受け入れた小菊荘(社会福祉事業団)は、サービス供給の対価として措置費を受け取る。措置費は国からの補助金で、施設の運営費用に充当されるものであり、入所者数に応じて交付されるため、入所者の減少は運営費用を賄う財源の減少につながることになる。小菊荘

は、平成 27 年度、平成 28 年度と単年度収支が赤字となっているが、その負担は社会福祉事業団が負担していることになる。

小菊荘は昭和 48 年の建設で 44 年が経過しており、施設の老朽化が進んでいる。今後、維持管理に関するコストはさらに増加していく可能性もある。このまま赤字が継続すると、老朽化によるサービスの低下にも拍車がかかってしまうことも考えられる。

措置制度が用いられている施設(措置型施設)の場合、施設運営者の努力だけで収入を増やすことは困難であり、措置権者からの措置委託が一定量必要である。そのため、入所者の減少すなわち八戸市等による措置委託の減少によって発生する小菊荘の赤字を社会福祉事業団のみが負担していることが適切な状態なのか、市は十分に検討し、今後の方向性を明確にする必要がある。

第3 なんごうプラザ株式会社

1. 出資団体の概要

(1) 設立目的

① 目的

なんごうプラザ株式会社は、南郷地区の地域振興を目的として設置された株式会社であり、定款第 2 条には、「旅館、レストラン、食堂、喫茶店及び売店の経営並びにこれらの経営の受託」を始め 17 の事業を行う旨を定めている。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 旅館、レストラン、食堂、喫茶店及び売店の経営並びにこれらの経営の受託
- 2 公園施設、キャンプ場、観光農園、市民農園、農業体験研修館及びダム記念館等の管理運営の受託
- 3 中央公民館、野球場、総合体育館、バンガロー、野外ステージ、テニスコート、アーチェリー場、相撲場、陸上競技場等の八戸市営施設管理の受託
- 4 農畜産物の加工及び販売並びに処理加工施設の管理運営の受託
- 5 めん類の製造および販売
- 6 八戸市特産品の開発製造事業及び宣伝広告、販路の拡大事業
- 7 加工食品、土産品、菓子類、酒類、たばこ、その他の食料品及び切手類等の販売並びに農畜産物の宅配事業
- 8 各種イベントの企画、開催及び研修会の運営並びにこれらの受託
- 9 運転代行サービス事業
- 10 観光案内、旅行案内、道路情報提供等に関するサービス業及び代理業
- 11 損害保険代理店及び生命保険の募集に関する業務
- 12 外国語の通訳及び翻訳に関する業務
- 13 輸入及び輸出に関する業務並びにその代理業務
- 14 八戸市特産品及び輸入品の卸売並びに輸入品の販売
- 15 農畜産物の生産及び製造にかかる業務
- 16 農業作業の代行、請負、委託
- 17 前各号に付帯する一切の事業

(出典: 定款より抜粋)

実際には、八戸市総合交流ターミナル施設(以下、「グリーンプラザなんごう」という。)、八戸市南郷そば振興センター(以下、「そば振興センター」という。)及び八戸市ジャズの館南郷(以下、「ジャズの館」という。)の指定管理業務及びその附帯業務

であるグリーンプラザなんごうの食堂及び農産物加工食品直売所の運営、道の駅なんごうの管理業務が主体である。

(1) 指定管理業務

- ① 指定管理施設(グリーンプラザなんごう、そば振興センター、ジャズの館)の使用の許可に関する業務
- ② 指定管理施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- ③ その他市長が必要と認める施設

(2) 附帯業務

- ① グリーンプラザなんごうの食堂の運営に関する業務
- ② グリーンプラザなんごうの農産物加工食品直売所の運営に関する業務
- ③ ジャズの館におけるイベント開催に関する業務
- ④ 道の駅なんごうの管理に関する業務

(3) 自主事業

指定管理者は、指定管理業務及び附帯業務以外に施設を利用して、イベントや物販等、自己の責任と費用をもって「自主事業」を実施することができる。

(出典:市提供データより監査人作成)

② 設立経緯等

なんごうプラザ株式会社は、平成 8 年 7 月に旧南郷村が中心となって設立された株式会社南郷村総合交流ターミナルをその前身とする。同社は、同年に設立された旧南郷村総合交流ターミナル施設(現グリーンプラザなんごう)を管理運営するために資本金 5,070 万円にて設立されたものであり、設立時の株主は、旧南郷村 1,000 株(出資額 5,000 万円)、旧南郷村商工会 6 株(現南郷商工会、出資額 30 万円)、旧南郷村森林組合 2 株(現三八地方森林組合、出資額 10 万円)、旧青森南郷農業協同組合 6 株(現八戸農業協同組合、出資額 30 万円)であった。

平成 12 年に、グリーンプラザなんごうに隣接して旧南郷村ジャズの館(現ジャズの館)及び旧南郷村そば振興センター(現そば振興センター)が設置されたことを受け、この管理運営業務の受託を開始している。また、同年、旧青森南郷農業協同組合が合併により八戸広域農業協同組合となったことを契機に、組合が所有していた株式を旧南郷村が買い取っている。なお、平成 17 年の八戸市と旧南郷村との合併により、旧南郷村の株式を八戸市が引き継いだ際、社名をグリーンプラザなんごう株式会社に変更している。また、ジャズの館の運営等から継続的に損失が発生し、多額の累積損失が計上されるに至ったことから、これを解消するため、平成 19 年に、資本金を 5,070 万円から 2,000 万円に減資している。

平成 21 年度より、グリーンプラザなんごう、そば振興センター及びジャズの館に

関して指定管理者制度が導入され、以後、グリーンプラザなんごう株式会社が指定管理者に選定されている。なお、指定管理者の選定は公募にて実施されていることに鑑み、会社名及び本店所在地が公募対象施設の名称及び位置と同じである点を解消するため、平成 29 年 4 月に、現在のなんごうプラザ株式会社に社名を変更し、本店所在地を、グリーンプラザなんごう内から南郷商工会館内に変更している。

(2) 出資団体の概要

項目	内容	
法人名	なんごうプラザ株式会社	
設立年月日	平成 8 年 7 月 18 日	
本社	〒031-0111 青森県八戸市南郷大字市野沢字中市野沢 44 番地 33 (南郷商工会内) TEL:0178(82)2902 FAX:0178(82)2903	
出資金	2,000 万円	
代表取締役	曾我安博	
主な事業 内容	事業名	主な事業内容
	(1)指定管理業務	グリーンプラザなんごう、そば振興センター及び ジャズの館の指定管理者
	(2)その他受託業務	①「道の駅」なんごう施設清掃等業務委託 ②「道の駅」なんごう施設管理業務委託

平成 29 年 3 月現在の株主及び持株数は、発行済株式総数 1,014 株に対して、八戸市 1,006 株、南郷商工会 6 株、三八地方森林組合 2 株であり、八戸市が、その 99%以上を占めている。

【図表 27】株主及び持株数

株主	持株数	持株比率
八戸市	1,006 株	99.2%
南郷商工会	6 株	0.6%
三八地方森林組合	2 株	0.2%
合計	1,014 株	100.0%

(3) 役員及び職員の状況

なんごうプラザ株式会社の役員及び職員の状況は次のとおりである。

役員は代表取締役 1 名(常勤)、取締役 2 名(非常勤)及び監査役 1 名(非常勤)である。当初より旧南郷村もしくは八戸市からの職員派遣は行われていないが、現任の代表取締役は元市職員である。

【図表 28】役員及び職員の状況の推移

(単位:人)

区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
役員	常勤役員	1	1	1	1	1
	非常勤役員	3	3	3	3	3
	小計①	4	4	4	4	4
職員	常勤職員	6	7	7	6	6
	非常勤職員	0	0	0	0	0
	臨時職員	24	22	21	23	22
	小計②	30	29	28	29	28
①～②合計		34	33	32	33	32

※ 各年度における人数はそれぞれの年度末の 3 月 31 日現在のものである。

※ 時間給の所謂アルバイト、パート従業員は臨時職員として記載している。

(4) 市との財政的な関係

なんごうプラザ株式会社の平成 28 年度における市との財政的な関係は次のとおりである。このうち、指定管理料 15,600 千円は、そば振興センター分 9,120 千円及びジャズの館分 6,480 千円(グリーンプラザなんごうは利用料金制のため指定管理料は交付されない。)から構成されるが、そば振興センターに関しては、平成 23 年度より階上町との共同利用事業とされており、平成 23 年度及び平成 24 年度のそば荷受量実績から、その 3 分の 1 に相当する負担を階上町に求めている。階上町負担相当額である 1,857 千円は、別途、階上町より八戸市に負担金の形で拠出されていることから、指定管理料 15,600 千円にかかる八戸市の実質負担額は 13,743 千円である。

【図表 29】平成 28 年度における市との財政的な関係

(単位:千円)

区分	項目	総額
出資金等	平成 28 年度末出資金残高 ※1	19,842
委託料	平成 28 年度の指定管理料 ※2	15,600
委託料	平成 28 年度の委託料 ※3	3,736
委託料	平成 28 年度の委託料 ※4	820

※1:出資金残高は、平成 28 年度末の資本金 20,000 千円を発行済株式総数 1,014 株で除し

たものを1株当たり出資金額とし、これに持株数1,006株を乗じたものとした。
 前述のとおり、設立時において、旧南郷村が50,000千円を出資しているが、累積損失を解消するため、平成19年に減資を実施している。

※2:グリーンプラザなんごう、そば振興センター及びジャズの館の管理に関する指定管理業務にかかるものである。なお、利用料金制を併用していることから、グリーンプラザなんごうの利用料金等についてはなんごうプラザ株式会社の収入となっており、上表の数値に含まない。

※3:「道の駅」なんごう施設清掃等業務委託にかかるものである。

※4:「道の駅」なんごう施設管理等業務委託にかかるものである。

(5) 指定管理施設等の概要

【図表 30】グリーンプラザなんごうの概要

項目	内容
敷地面積	10,650 m ²
建築面積	1,350 m ²
延床面積	1,824 m ² (1階 1,306 m ² 、2階 518 m ²)
建物構造	鉄筋コンクリート造、地上2階建て 一部平屋
施設の 主な内容	1階 洋室A(身障者用ツインルーム) 2室(定員4名) 食堂A カウンター8名、テーブル席8名、畳(小座敷)20名 計36名 食堂B カウンター5名、テーブル席40名 計45名 農産物加工食品直売所 184.9 m² 研修室A・B 97.2 m²(収容人員50名) 実習室 97.2 m²(収容人員50名) 実演室 16 m² 浴場(大浴場、小浴場)、事務室、機械室、倉庫 2階 洋室B(ツインルーム) 3室(定員6名) 洋室C(シングルルーム) 3室(定員3名) 和室(8畳) 8室(定員32名)

【図表 31】そば振興センターの概要

項目	内容
敷地面積	4,704 m ²
建築面積	518 m ²
延床面積	480 m ²
建物構造	鉄骨造、平屋建
施設の主な 内容	製麺室(94.9 m²)、製品開発室(58.2 m²)、製粉室(66 m²)、保管室(24 m²) 乾燥室(159.4 m²)、事務室 (その他、付随する建物等) 乾燥棟 平屋建(47.6 m²) 機械格納棟 鉄骨造り、平屋建(81 m²) 第二作業棟 軽量鉄骨ブレース(180 m²)

【図表 32】ジャズの館の概要

項目	内容
敷地面積	グリーンプラザなんごうの敷地内
建築面積	257 m ²
延床面積	248 m ²
建物構造	鉄骨コンクリート造、平屋建
施設の主な内容	ホール・廊下(179 m ²)、控室(11 m ²)、厨房(31 m ²) (その他、付随する建物等) 四阿(あずまや)(19 m ² ×1 棟、9 m ² ×2 棟) プロパン・灯油タンク庫(4 m ²)

【図表 33】道の駅なんごう(指定管理施設に含まれない駐車場及びトイレ部分)

項目	内容
施設の主な内容	駐車場 普通車:214 台 大型車: 7 台 身障者用駐車場: 5 台 トイレ 男:大 3 器、小 12 器、女:10 器、身障者用:2 器

2. 事業の実施状況

(1) 財産及び損益の状況の推移

なんごうプラザ株式会社の平成 24 年度から平成 28 年度までの財産及び損益の状況の推移は次のとおりである。

グリーンプラザなんごう、そば振興センター及びジャズの館の管理に関する指定管理業務においては指定管理料と利用料金の併用制が採用されており、施設の利用者が納付する利用料金とともに、指定管理業務に附帯するグリーンプラザなんごうのレストラン(食堂)収入や農産物加工食品直売所における販売収入等は、なんごうプラザ株式会社の収入として売上高に計上される。加えて、市からの指定管理料や業務委託料も売上高に計上されるべきものであるが、平成 26 年度までは、これらを売上高に計上せず特別利益に計上していた。このため、平成 26 年度までは、営業損益段階で赤字が継続しているが、最終の当期純利益は継続的に黒字を計上しており、実態としては、損益状況に大きな変動は生じていない。ちなみに、平成 28 年度における当期純利益率は 1.2%である。

指定管理業務を主体とする株式会社であることから資産規模は小さく、平成 28 年度の総資産額は 99,281 千円であり、その 88.0%を現金預金が占める。また、外部からの借入れは行っておらず負債の額が相対的に小さいことから、平成 28 年度における純資産比率は 77.7%である。なお、平成 28 年度における純資産の内訳は、資本金 20,000 千円、資本剰余金 10,992 千円、利益剰余金 46,156 千円であり、平成 19 年に過去の累積損失を解消するため実施した減資の後、一定の利益剰余金が蓄積されつつあるものと言える。

【図表 34】財産及び損益の状況の推移

(単位:千円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
売上高	241,717	235,537	259,588	290,119	269,749
営業利益	△12,809	△16,747	△14,238	4,312	1,162
当期純利益	6,525	4,676	5,627	5,879	3,025
総資産	80,620	83,729	96,883	102,551	99,281
純資産	57,939	62,616	68,244	74,123	77,149

(2) 平成 28 年度における事業の実施状況

平成 28 年度における主な事業の実績は、次表のとおりである。これ以外に、そばの屋台販売(参加人数 12,617 人)、春祭りイベント(参加人数 7,645 人)、かぼちゃまつり(参加人数 4,313 人)、新そばまつり(参加人数 7,514 人)、りんご市(参加人数 900 人)等を実施している。

【図表 35】平成 28 年度における主な事業実績(利用料金等が発生するもの)

部門		実績
物産販売部門	農産物加工食品直売所の販売収入	166,140 千円
	農産物加工食品直売所のレジ通過人数	176,641 人
飲食部門	レストランの売上	49,916 千円
	レストランの来店者数	43,340 人
宿泊部門	宿泊施設の利用料金	9,063 千円
	宿泊施設の利用者数	2,344 人
そば振興センター部門	そば振興センターの利用料金、そば播種等の販売収入	24,248 千円
	そば荷受け量(南郷地区、階上町分)	42.1t、23.6t
ジャズの館南郷部門	ジャズの館の飲食物売上	829 千円
	ジャズの館の入館者数	8,603 人
その他	「道の駅」なんごう施設清掃等業務委託等(指定管理料を含む。)	20,157 千円

(出典:市提供データより監査人作成)

3. 監査の結果及び意見

(1) 資産の管理について

① 監査の結果

【結果 6】宿泊室の社長室としての使用について

市との間で締結している「グリーンプラザなんごう、八戸市南郷そば振興センター及びジャズの館南郷の管理に関する包括協定書」第 14 条において、指定管理者たるなんごうプラザ株式会社は、管理業務の遂行に当たり、別記 5 に定める室を無償で 사용할 ことができる旨が定められている。これは、指定管理者が指定管理業務を遂行するにあたり使用する必要がある事務室や厨房及び倉庫等については、特段、行政財産の使用料を徴収しないことを定めたものである。

グリーンプラザなんごう、八戸市南郷そば振興センター及びジャズの館南郷の管理に関する包括協定書 抜粋

別記5:乙(指定管理者)が無償で利用できる室

グリーンプラザなんごう

事務室(受付を含む)	33.3 m ²
宿直室	16.2 m ²
給湯室	7.2 m ²
更衣室	9.0 m ²
リネン室	27.5 m ²
実演室	16.0 m ²
厨房	71.9 m ²
倉庫	77.9 m ²
農産物加工食品直売所	263.4 m ²
水槽室・機械室・ろ過機室	56.4 m ²

八戸市南郷そば振興センター

事務室	23.2 m ²
-----	---------------------

ジャズの館南郷

厨房(倉庫を含む)	43.2 m ²
ボイラー室	3.0 m ²

一方、従前、なんごうプラザ株式会社の本社は指定管理施設であるグリーンプラザなんごう内に置いており、登記上も同地に本店登記がなされていた。しかし、指定管理施設内に本社が存在することは、指定管理者を公募する上で公平な競争環境

が満たされていないとの外観を呈するおそれがあるとして、市の指導により、平成 29 年 4 月に登記上の本店(本社)所在地を、八戸市南郷大字市野沢字中市野沢 44 番地 33 にある南郷商工会内に移転している。しかし、南郷商工会内には特段の事務スペースは確保されておらず、なんごうプラザ株式会社の役職員も常駐していない状況である。実態上の本社機能は依然としてグリーンプラザなんごう内にあり、1 階の事務室と併せて、グリーンプラザなんごうの 2 階に 3 室ある洋室 C(シングルルーム)の 1 室を社長室として使用している。

社長室には金庫が設置されており、当該金庫には、社長のみが取り扱う銀行登録印が保管されている等、必ずしも指定管理業務の遂行と関係の無い利用となっている訳ではないが、本来、当該洋室は、市民等の住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設けられた施設の一部である。市には口頭にて了解を得ているとのことであるが、指定管理者制度導入施設である公の施設の一部について一般利用を制限するものである以上、宿泊施設の稼働状況などから一般利用を阻害していないことを改めて確認するとともに、その用途が指定管理業務を遂行するにあたり使用する必要があるものに限定する必要がある。

(2) 出納管理及び経理処理について

① 監査の結果

【結果 7】個別注記表等の作成について

株式会社においては、会社法第 435 条第 2 項及び会社計算規則第 59 条第 1 項に基づき、各事業年度にかかる計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)及びその附属明細書を作成するとともに、計算書類については株主総会の承認を受ける必要がある。

しかし、なんごうプラザ株式会社においては、計算書類の内、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書は作成の上、株主総会の議案としているものの、計算書類の一部である個別注記表が作成されていない。なんごうプラザ株式会社のような会計監査人設置会社以外の株式会社においても、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を理解する前提となる「重要な会計方針」や、当該事業年度の末日における発行済株式の数及び当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する情報を記載する「株主資本等変動計算書に関する注記」は作成することが必要である(会社計算規則第 98 条)。今後、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書とともに個別注記表を作成し、株主総会での承認を得ることが必要である。

また、附属明細書は株主総会の承認は不要ではあるものの、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容を補足する重要な事項を表示するものである。なんごうプラザ株式会社においては、「有形固定資産及び無形固定資産の明細」及び「販売費及び一般管理費の明細」の作成が必要であるが、このうち作成されているのは、「販売費及び一般管理費の明細」のみである。「有形固定資産及び無形固定資産の明細」についても、適切に作成することが必要である。

確かに、小規模の株式会社においては、計算書類及びその附属明細書の作成に不備があることも見受けられるが、市が株式の 99%以上を所有する株式会社である以上、市は株主として法規への準拠を求めるべきである。

会社法 抜粋

(計算書類等の作成及び保存)

第 435 条 株式会社は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

(計算書類等の定時株主総会への提出等)

第 438 条 次の各号に掲げる株式会社においては、取締役は、当該各号に定める計算書類及び事業報告を定時株主総会に提出し、又は提供しなければならない。

- 一 第 436 条第 1 項に規定する監査役設置会社(取締役会設置会社を除く。) 第 436 条第 1 項の監査を受けた計算書類及び事業報告
 - 二 会計監査人設置会社(取締役会設置会社を除く。) 第 436 条第 2 項の監査を受けた計算書類及び事業報告
 - 三 取締役会設置会社 第 436 条第 3 項の承認を受けた計算書類及び事業報告
 - 四 前 3 号に掲げるもの以外の株式会社 第 435 条第 2 項の計算書類及び事業報告
- 2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時株主総会の承認を受けなければならない。
- 3 取締役は、第 1 項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時株主総会に報告しなければならない。

会社計算規則 抜粋

(各事業年度に係る計算書類)

第 59 条 法第 435 条第 2 項に規定する法務省令で定めるものは、この編の規定に従い作成される株主資本等変動計算書及び個別注記表とする。

第 117 条 各事業年度に係る株式会社の計算書類に係る附属明細書には、次に掲げる事項(公開会社以外の株式会社にあつては、第一号から第三号に掲げる事項)のほか、株式会社の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

- 一 有形固定資産及び無形固定資産の明細
- 二 引当金の明細
- 三 販売費及び一般管理費の明細
- 四 第 112 条第 1 項ただし書の規定により省略した事項があるときは、当該事項

【結果 8】宿泊にかかる使用許可申請書及び使用許可書の取り扱いについて

なんごうプラザ株式会社は、グリーンプラザなんごうの指定管理者であることから、グリーンプラザなんごうの設置について規定した八戸市南郷総合交流ターミナル条例及び同施行規則等に準拠して、指定管理業務を実施する必要がある。そして、八戸市南郷総合交流ターミナル条例施行規則第 2 条第 2 項においては、宿泊施設の使用の許可を受けようとする者は、グリーンプラザなんごう宿泊施設使用許可申請書を指定管理者に提出する必要があるとともに、指定管理者が宿泊施設の使用を許可したときは、グリーンプラザなんごう宿泊施設使用許可書を交付するものとさ

れている。また、グリーンプラザなんごう宿泊施設使用許可申請書及びグリーンプラザなんごう宿泊施設使用許可書については、同施行規則において、宿泊施設用の様式が定められている。

しかし、今般の監査時においては、これとは異なる独自の申請書及び許可書を使用していた。また、印字されている会社名も、旧社名であるグリーンプラザなんごう株式会社であった。なんごうプラザ株式会社によれば、従前、宿泊施設の利用の場合と、研修室や農産物加工食品直売所といった宿泊施設以外の施設利用にかかる場合とで申請書等が同一の様式であったが、旅館業法第 6 条に定める宿泊者名簿に要する情報との間に齟齬があることから、宿泊施設の利用に関しては、独自の様式（「ご利用申込書」）を作成し使用していたとのことである。その後、市においても、平成 28 年 4 月 1 日に八戸市南郷総合交流ターミナル条例施行規則を改正し、宿泊施設用の新様式を定めたところであるが、すでに印刷した独自様式の申請書等の在庫があったことから、そのまま使用を継続したとのことである。

市が設置した公の施設の指定管理業務である以上、市の定める使用許可申請書及び使用許可書を用いる必要がある。

八戸市南郷総合交流ターミナル条例施行規則 抜粋

（使用許可の申請手続）

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の規定によりグリーンプラザなんごう（以下「グリーンプラザ」という。）の使用の許可を受けようとする者は、グリーンプラザなんごう使用許可申請書（別記第 1 号様式）を指定管理者（条例第 3 条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊施設の使用（宿泊に限る。次条第 2 項及び第 7 条において同じ。）の許可を受けようとする者は、グリーンプラザなんごう宿泊施設使用許可申請書（別記第 1 号様式の 2）を指定管理者に提出しなければならない。

（使用許可書の交付）

第 3 条 指定管理者は、前条第 1 項の申請書を受理した場合において、グリーンプラザの使用を許可したときは、グリーンプラザなんごう使用許可書（別記第 2 号様式）を交付する。

2 指定管理者は、前条第 2 項の申請書を受理した場合において、宿泊施設の使用を許可したときは、グリーンプラザなんごう宿泊施設使用許可書（別記第 2 号様式の 2）を交付する。

(3) 事業の有効性・経済性・効率性について

① 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

② 意見

【意見 14】宿泊施設の稼働率の向上策について

平成 28 年度におけるグリーンプラザなんごうの宿泊施設の使用許可件数は 377 件であり、利用料金収入は 9,063 千円にとどまる。グリーンプラザなんごうの宿泊施設は、洋室 A(身障者用ツインルーム)2 室、洋室 B(ツインルーム)3 室、洋室 C(シングルルーム)3 室であり、このうち、社長室に使用されている洋室 C の 1 室を除く全 7 室が宿泊利用に供されている。グリーンプラザなんごうは休館日が設定されていないことから、これに 365 日乗じた 2,555 室が年間の総稼働室数となり、単純に年間の使用許可件数 377 件をこれで除した 15.6%が年間の平均稼働率と見做すことができる。非常に低い水準であり、特に、気温の下がる 11 月以降においては、平均すると 2 日に 1 件程度の利用となっている。また、最も利用件数の多かった 9 月においても、平均すると 1 日 2 件であり、月間で 28%程度の稼働率である。

グリーンプラザなんごうの宿泊施設は、必ずしも観光需要から設置されたものではなく、南郷地区住民の家族の里帰り時の利用や、近隣での工事関係者の宿泊施設としての利用が主体となっている。特に、平成 27 年度及び平成 28 年度においては、同一の工事関係者の利用が多数を占めており、工事が終了する平成 29 年度においては、さらに厳しい状況が想定されるとのことである。稼働率を向上させるためには、これまで割合として少なかった観光利用や隣接する南郷スポーツ施設「カッコーの森エコーランド」を利用する合宿利用等に、より一層の利用促進を図ることが望まれる。そのためには、グリーンプラザなんごうを宿泊先とした観光ルートや観光プランの開発や、八戸駅や中心街からの移動手段を確保することが必要であり、他の観光事業者やバス事業者等との共同事業とすることもあり得る。いずれにしても、グリーンプラザなんごう単独での宿泊施設利用には限界があるものと思われることから、他の事業者と連携し、観光利用等の促進を図ることが重要なものとする。

【図表 36】平成 28 年度における宿泊施設の月別使用許可件数(合計 377 件)

区分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
件数	37	34	29	62	54	60
区分	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
件数	47	27	16	7	16	19

(出典:市提供データより監査人作成)

(4) 市と出資団体の関係について

① 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

② 意見

【意見 15】出資団体としての意義の再検討について

なんごうプラザ株式会社は、旧南郷村総合交流ターミナル施設(現グリーンプラザなんごう)を管理運営するために設立された株式会社であり、現在においても、業務の大半はグリーンプラザなんごう、そば振興センター及びジャズの館の指定管理業務及びその附帯業務であるグリーンプラザなんごうの食堂及び農産物加工食品直売所の運営、道の駅なんごうの管理業務である。

一方、グリーンプラザなんごう、そば振興センター及びジャズの館の指定管理業務は平成 21 年度以降、指定管理者は公募により選定されていることを鑑みると、当該業務自体、市は、他の事業者には代替可能な業務と認識しているものと言える。当初は、公の施設の管理運営業務自体が出資団体としての存在意義であったと言えるが、その後の指定管理者制度の導入及び公募制の採用といった環境変化を踏まえると、出資団体としての特段の存在意義が希薄となっているものと言わざるを得ない。現状、直近の 5 年程度においては最終利益を計上しているものの、当期純利益率は 1～2%程度であり、一定の利益剰余金が蓄積されつつあるが、財務基盤は強固なものではない。特に、業務の大半が指定管理業務及びその附帯業務であることから、当該指定管理者に選定されなかった場合、なんごうプラザ株式会社は、直ちに存続の危機に陥ることが想定され、その場合には、職員の雇用問題にもつながりかねない。市は、なんごうプラザ株式会社の発行済株式総数の 99%以上を所有し、実質的に支配しており、公募の結果として業務が選定されないことにより会社の存続リスクが具現化するまで、現状を継続させることは、その責任を果たしていると言えるか疑問である。このため、今後、速やかに、市の施策における位置付け及び役割を再検討し、出資団体としての必要性の有無を明確にする必要がある。

仮に、市の施策の中において、南郷地区における地域振興や観光振興の中核を担う団体として位置付けることにより、あらためて出資団体としての意義を明確化する場合には、施策における役割や位置付けを定めるだけでなく、これに伴って実施する事業の方向性や市との連携方法等を具体的に示し、実態を伴ったものとすることが求められる。また、その際においても、指定管理業務にとどまらない業務範囲の拡大を志向することが必要である。反対に、出資団体としての特段の意義が希薄化し、その使命を終えたものと判断するのであれば、他事業者等や役職員への譲渡等による出資の回収を図るとともに、指定管理業務にとどまらない業務範囲の拡大を促し、その支援等を行うことが必要なものとする。いずれにしても、従前の位置

付けにおける出資団体としての意義の希薄化といった環境変化を受け、今後の市の施策における位置付け及び役割を再検討し、出資団体としての必要性の有無をすみやかに明確にする必要がある。

【意見 16】「道の駅」なんごう施設管理業務委託契約について

なんごうプラザ株式会社は、グリーンプラザなんごう、そば振興センター及びジャズの館の指定管理者であるが、グリーンプラザなんごう及びジャズの館は、道の駅にも登録されている(道の駅なんごう)。道の駅とは、地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設とされており、基本として、次のようなサービス等を備えるものとされている。また、道の駅としては、グリーンプラザなんごう及びジャズの館だけでなく、隣接する駐車場、トイレ、公衆電話、屋内温水プール(南郷屋内温水プール)及び植樹帯等も含まれる。

国土交通省「道の駅」登録・案内要綱 抜粋

<設置位置>

イ. 休憩施設としての利用しやすさや「道の駅」相互の機能分担の観点から、適切な位置にあること

<施設構成>

ロ. 休憩目的の利用者が無料で利用できる十分な容量の駐車場と清潔な便所を備えるとともに、それらの施設及び施設間を結ぶ主要な歩行経路のバリアフリー化が図られていること

ハ. 利用者に多様なサービスを提供する施設であって、道路及び地域に関する情報を提供する案内所又は案内コーナーがあるもの(以下「案内・サービス施設」という)が備わっていること

<提供サービス>

ニ. 駐車場・便所・電話は 24 時間利用可能であること

ホ. 案内・サービス施設には、原則として案内員を配置し、親切な情報提供がなされること

このうち、公の施設であるグリーンプラザなんごう及びジャズの館の管理運営は指定管理業務としてなんごうプラザ株式会社が受託しており、屋内温水プールの管理運営は、隣接する南郷スポーツ施設「カッコーの森エコーランド」の一施設として、別の指定管理者が行っている。市は、それ以外の駐車場、トイレ及び公衆電話等の清掃業務や芝生管理等を「「道の駅」なんごう施設清掃等業務委託契約」として外部委託しており、毎年度、指名競争入札により受託事業者を決定している。平成 28 年度においては、年額 3,736 千円(税込)にてなんごうプラザ株式会社が受託している。

グリーンプラザなんごうには農産物加工食品直売所や食堂が設置されており、道の駅なんごうの中核施設であることから、駅長としてなんごうプラザ株式会社の代表取締役が登録されるとともに、従業員が駅員とみなされている。このため、指定管理業務とは別に、「道の駅」なんごう施設管理業務委託契約」を特命随意契約にてなんごうプラザ株式会社と締結している(平成 28 年度年額 820 千円:税込)。

業務の中心は、駅内の朝夜 2 回の巡回と道の駅利用者への道案内等対応であるが、特に、道の駅専用カウンター等が設けられている訳ではなく、指定管理業務と実質的に一体のものがほとんどである。これを指定管理業務と切り分ける理由は、道の駅の駐車場部分は道路の一部であることから公の施設に含まれず、指定管理業務の範疇に含まれないためである。しかし、実質的には、一体のものとして運用される業務であることから、指定管理者であるなんごうプラザ株式会社に特命随意契約にて契約を締結しているものである。

現状、指定管理者の公募に際しての募集要項上、「道の駅」なんごう施設管理業務委託契約の存在には触れられていないが、指定管理者に対して特命随意契約を行うものであり、現状の選定方法を採用としても、契約の存在及び過去の委託料の実績額等を明示することが必要なものと考ええる。

「道の駅」なんごう施設管理業務委託仕様書 抜粋

4. 管理業務内容

・駅内巡回業務

駅内を朝夜 2 回の巡回

・道の駅利用者への道案内等対応

施設内での道案内や観光案内

・道の駅駅長業務

道の駅駅長の配置、連絡会等への対応。広報活動

(連絡会、県からの照会、研修会及び総会等への出席スタンプラリー等道の駅イベント関係業務)

【意見 17】市職員退職者の出資団体役員への就任にかかるルールの明確化について

市においては、八戸市公の施設にかかる指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条にて、指定管理者の候補者を公正に選定するため、八戸市指定管理者選定委員会を設置し、指定管理者の候補者を選定することとしている。

現代表取締役(社長)は元市職員であり、平成29年6月の定時株主総会で選任されているが、市職員在職中の平成25年度に実施された現指定期間(平成26年度～平成30年度)のグリーンプラザなんごう、そば振興センター及びジャズの館にかかる指定管理者の候補者選定にあたり設置された指定管理者選定委員会の委員に任命されている。

指定管理者選定委員会には、対象施設を所管する部の課長級以上の職にあったことから任命されたものであり、退職後における取締役就任に際しては、別途、就任時においてその適否が判断されている。現代表取締役は、旧南郷村役場職員時代から当該地区の行政に携わり、南郷地区の置かれた環境や伝統文化等に対する知見は高いものと推測される。このため、代表取締役個人の資質に問題はないものの、現指定期間の指定管理者選定委員会の委員が、当該指定管理者たる株式会社の代表取締役に就任することについては外観的な心証を考慮することが望ましい。

人口規模の小さな南郷地区の特性上、取締役就任候補者が限定される等、致し方ない面もあるものの、今後、指定管理者の選定手續の外観的な公正性をより高め、出資団体役員への就任プロセスをより明確にするためにも、市職員退職者が出資団体の役員に就任するにあたり、在職中に指定管理者選定委員会等の委員となった者については、一定期間、当該出資団体の役員への就任を行わない等のルールを定めることが望ましいものとする。

八戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例 抜粋

(指定管理者選定委員会)

第5条 指定管理者の候補者を公正かつ適正に選定するため、八戸市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、当該選定に係る公の施設を所管する部(教育委員会事務局を含む。)ごとにそれぞれ一を置く。ただし、公の施設の性格によりこれによりがたい場合は、当該公の施設ごとに置くことができる。

3 委員会は、市長等の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定について必要な事項を調査審議し、その結果を答申する。

4 委員会は、指定管理者の候補者の選定について必要があると認めるときは、市長等に対し意見を述べることができる。

八戸市指定管理者選定委員会規則 抜粋

(組織)

第2条 委員会は、委員長及び委員4人以上9人以内をもって組織する。

2 委員長は、指定管理者の候補者を選定しようとする公の施設(以下「対象施設」という。)を所管する部の部長の職にある職員をもって充てる。

3 委員は、知識経験のある者及び対象施設を所管する部の課長級以上の職にある職員(以下「職員」という。)のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

4 知識経験のある者のうちから市長が委嘱する委員の人数は、職員のうちから市長が任命する委員と同数以上とする。

5 委員の任期は、対象施設の指定管理者の候補者の選定に関する事項の調査審議が終了するまでとする。

(5) 出資団体の方向性について

① 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

② 意見

【意見 18】中期的な事業計画の策定について

現状、業務の大半はグリーンプラザなんごう、そば振興センター及びジャズの館の指定管理業務及びその附帯業務であるグリーンプラザなんごうの食堂及び農産物加工食品直売所の運営、道の駅なんごうの管理業務であり、収入の大半はそこから稼得されている。指定管理業務を前提とした場合、附帯業務や自主事業において裁量の余地はあるものの、毎年度の事業計画で対応できる余地が大きいものと言え、なんごうプラザ株式会社においても、毎年度の事業計画は策定されているものの、これより長いスパンでの事業計画は策定されていない。

しかし、グリーンプラザなんごう、そば振興センター及びジャズの館の指定管理業務は平成 21 年度以降、指定管理者は公募により選定されており、選定時に失注する可能性を否定できず、仮に現状のまま失注した場合には、直ちに存続の危機に陥ることが想定される。会社の継続性を考えた場合、指定管理業務及びその附帯業務以外の事業展開を図ることが重要であるが、新規事業を立ち上げて、一定規模以上に拡大するためには、単年度の事業計画だけではなく、会社が将来進むべき方向性を踏まえた 5 年程度の中期的な事業計画を策定し、これに向けて対応していくことが必要となる。

現状、日々の業務運営に追われ、将来の事業展開の方向性や、そのために必要な方策やボトルネック等を具体的に検討することまで手が回っていないが、先ずは、なんごうプラザ株式会社を取り巻く環境や、出資団体に期待される役割を踏まえ、指定管理業務以外に事業を拡大し得る分野を洗い出し、将来の方向性を整理することが重要である。その上で、将来の事業の種となり得る企画やイベント等がある場合には、目標とする事業規模等を仮定し、必要となる方策や人員、資金、協力事業者等を具体的に検討し、現行の指定管理業務と併せた中期的な事業計画を策定することが望ましい。確かに、一定の利益剰余金が蓄積されつつあるものとは言え、グリーンプラザなんごう、そば振興センター及びジャズの館以外に事業活動の拠点を設け、人員を配置する程の余裕には乏しい状況である。このため、当初は、附帯業務である食堂や農産物加工食品直売所と親和性のある事業から展開するとともに、共同で事業を行う提携先を検討していくことが一つ考えられる。会社によれば、地域貢献を含めて、市が進めているワイン事業(生産・販売)や山間地での観光名所のそば処を目指し、南郷産の階上早生(南郷そば)の販売促進を図ること等が考えられるとのことである。出資団体としての性格上、単に利益獲得のみを志向するの

ではなく、地域振興や地域貢献等の視点を有することは重要であるが、株式会社である以上、事業規模や採算性も踏まえた事業展開を図ることが必要である。いずれにしても、このような将来の事業の種となり得るものをより具体化し、中期的な事業計画に落とし込んでいくことが必要である。

第4 一般財団法人八戸地域地場産業振興センター

1. 出資団体の概要

(1) 設立目的

一般財団法人八戸地域地場産業振興センター(愛称:ユートリー)は、平成3年8月に設立された八戸市の出資団体である。

地場産業振興センターは、昭和55年度に国が示した地場産業総合振興対策に基づき、昭和56年から各地域の地場産業と中小企業の振興を図る支援機関として、都道府県、関係市町村、地元中小企業団体等の出資又は出捐により、各地に設立された。全国で27法人あり、東北地方ではユートリーの他に盛岡地域地場産業振興センター(岩手県盛岡市)、置賜地域地場産業振興センター(山形県長井市)がある。

ユートリーは、八戸地域における地場産業振興のための事業を行うことにより地場産業の健全な育成及び発展に貢献し、もって活力ある地域経済社会の形成並びに地域住民の生活の向上及び福祉の増大に寄与することを目的としている。対象地域は八戸地域8市町村すなわち八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町である。

設立時には財団法人であったが、公益法人制度改革に伴い、平成25年4月1日に一般財団法人へ移行した。

(2) 出資団体の概要

項目	内容	
法人名	一般財団法人八戸地域地場産業振興センター	
設立年月日	平成3年8月8日	
本社	〒039-1102 青森県八戸市一番町 1-9-22 TEL:0178(27)2227 FAX:0178(27)0666	
出捐金	5,200万円	
理事長	小林 眞	
主な事業内容	事業名	主な事業内容
	(1)公益事業	①地場産業の振興に関する事業 ②八戸地域の人材育成に関する事業 ③八戸地域の伝統工芸品及び技術の伝承に関する事業 ④八戸地域住民との交流に関する事業 ⑤貸館・宿泊に関する事業
	(2)収益事業	①貸館・宿泊事業 ②展示即売場事業 ③駐車場事業

項目	内容	
施設概要	センター本館 (愛称:ユートリー)	平成4年12月26日開館 地上8階、地下1階、鉄骨鉄筋コンクリート造 展示即売場、展示ホール・会議室、宿泊施設、地元企業 紹介コーナー、レストラン、法人事務室、郵便局、放送大 学関係施設等
	立体駐車場 (名称:八戸駅前駐 車場)	平成10年2月25日開業 6階7層、自走式、418台収容、鉄骨耐火構造
	屋外展示場 (名称:駅前横丁)	平成15年8月6日開業 立体駐車場連絡通路下に設置

(3) 役員及び職員の状況

ユートリーの役員及び職員の状況は次のとおりである。

理事長は八戸市長で、理事長以外の役員(理事・監事)は八戸市副市長、三戸郡町村会長、町村長、県商工労働部地域産業課長、団体及び企業の代表者等で構成されている。

常勤職員の人数及び常勤職員以外的人数とも、ここ5年間で大きな増減はない。準職員は主に展示即売事業に、嘱託職員は駐車場事業に、臨時職員は貸館・宿泊事業にそれぞれ従事している。

【図表 37】役員及び職員の状況の推移

(単位:人)

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
役員	常勤役員	1	1	1	1	1
	非常勤役員	18	18	18	18	18
	小計①	19	19	19	19	19
職員	常勤職員	12	11	11	11	12
	準職員	0	6	7	7	6
	嘱託職員	12	6	5	5	5
	臨時職員	13	13	12	12	14
小計②		37	36	35	35	37
①～②合計		56	55	54	54	56

※ 各年度における人数はそれぞれの年度の4月1日現在のものであるが、平成28年度については、平成28年11月19日のものである。また、表中の役員には評議員6名を含まない。

(4) 市との財政的な関係

ユートリーの平成 28 年度における市との財政的な関係は次のとおりである。

【図表 38】平成 28 年度における市との財政的な関係

(単位:千円)

区分	項目	総額
出捐金	平成 28 年度末出捐金残高 ※1	26,600
補助金	平成 28 年度末補助金残高 ※1	194,663
債務保証及び損失補償	債務保証にかかる平成 28 年度末債務残高 ※2	15,400
市からの委託	八戸駅前駐車場連絡通路維持管理業務	6,661
家賃収益	建物賃貸借契約 ※3	8,844
家賃収益	貸事務室賃貸借契約 ※4	4,043
賃借料	普通財産の借受け ※5	5,592

※1:指定正味財産に含まれている。

※2:銀行借入にかかる債務保証である。

※3:センター本館 1 階山車展示場所を市に賃貸している。

※4:センター本館内放送大学サテライトスペースを市に賃貸している。

※5:センター用地、駐車場用地を市から賃借している。

2. 事業の実施状況

(1) 財産及び損益の状況の推移

ユートリーの平成 24 年度から平成 28 年度までの財産及び損益の状況の推移は次のとおりである。

経常収益は、事業収益、家賃収益、受取補助金等(平成 25 年度以降は指定正味財産からの振替)が主な内容である。平成 24 年度まで受取補助金に建設費償還補助金が含まれていたが平成 25 年度以降計上がないため、経常収益が平成 24 年度から平成 25 年度にかけて減少した。

一般財団法人として公益目的支出計画実施事業(以下、「公益事業」という。)と収益事業を実施しており、収益事業(特に駐車場事業)による黒字によって法人全体の運営をまかないつつ、赤字の公益目的支出計画実施事業を実施しているという損益構造になっている。公益目的支出計画とは、一般財団法人への移行にあたり、移行時点での残余財産相当額を公益の目的のために支出するための計画である(『3. 監査の結果及び意見(2)公益目的支出計画について』を参照。)。

当期一般正味財産増減額の内訳をみると、展示・即売事業と駐車場事業(ともに収益事業)が黒字であるが他の事業と法人会計が赤字である。当期指定正味財産増減額が平成 25 年度以降継続してマイナスとなっているのは、減価償却費相当額を指定正味財産から一般正味財産へ振り替えていることによる。

総資産のうちでは、建物が最も大きい割合を占めている。

正味財産の内訳は、国・県・八戸地域 8 市町村からの補助金及び八戸市他からの出捐金からなる指定正味財産と、剰余金である一般正味財産である。

【図表 39】財産及び損益の状況の推移

(単位:千円)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
経常収益	472,355	355,018	354,556	366,656	360,223
当期経常増減額	123,266	8,534	19,323	16,954	11,505
当期一般正味財産増減額	135,238	11,165	21,700	19,463	6,734
当期指定正味財産増減額	△27,004	△23,784	△22,973	△24,490	△21,888
総資産	2,139,621	2,086,914	2,058,877	2,030,288	1,969,317
正味財産	1,871,502	1,858,883	1,857,611	1,852,584	1,837,430

(2) 平成 28 年度における事業の実施状況

① 公益事業

ア. 地場産業の振興に関する事業

a 新商品開発事業

「新商品」人気コンテストの開催

b 地場産品展示普及事業

「産直・郷土食フェア」を開催し、参加 21 団体、入場者数 7,263 人であった。

c 情報収集提供事業

ホームページ更新、「ユートリーだより」発行

d 需要開拓事業

地場産品カタログの作成・配布等

イ. 八戸地域の人材育成に関する事業

地場産業活性化セミナーの開催 1 回

ウ. 八戸地域の伝統工芸品及び技術の伝承に関する事業

南部菱刺し、南部裂織り、南部せんべい手焼きの講習会、実演会、体験教室

エ. 八戸地域住民との交流に関する事業

a 暮らしに役立つ講座

b 親子手作り体験教室

オ. 貸館・宿泊に関する事業

公益目的(セミナー、研修等)で申し込みのあった利用者に対し会議室、宿泊室を提供した。

② 収益事業

ア. 貸館・宿泊事業

公益目的以外での利用者に対し会議室、宿泊室を提供した。

イ. 展示・即売事業

展示即売場、屋外展示場での展示即売を行った。平成 28 年度は展示即売場のリニューアルも行った。

ウ. 駐車場事業

駅前駐車場の運営を行った。

3. 監査の結果及び意見

(1) 出納管理及び経理処理について

① 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

② 意見

【意見 19】賞与引当金の未計上について

ユートリーでは職員給与規則に基づいて期末手当いわゆる賞与を支給しているが、貸借対照表に賞与引当金を計上していない。「公益法人会計基準に関する実務指針(平成 28 年 12 月改正、日本公認会計士協会非営利法人委員会実務指針第 38 号)」においては賞与引当金計上に関する記載はないが、それ以前に発出・廃止された「公益法人会計基準に関する実務指針(その 2)」(平成 18 年 4 月 13 日、日本公認会計士協会非営利法人委員会報告第 29 号)においては、賞与引当金計上の必要性について下記のとおり説明されている。現行の実務指針第 38 号においてこの記載が削除されたのは、発生主義に基づく以上当然の会計処理であり、実務上も定着しているためと解されている。

賞与は、一般的に給与規定等において、支給の時期や支給対象期間が定められている場合が多く、職員の労働提供の対価として、発生する費用と考えられる。

したがって、費用と収益の適正な期間対応を図り、法人運営の効率性の的確な把握を行うためには、賞与は、支給時の一時の費用として処理するのではなく、期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として引当計上する必要がある。

平成 28 年度の人件費から賞与引当金として計上すべき金額を試算したところ約 7,900 千円となり、金額的にも少額とはいえない。したがって、賞与引当金の計上について検討する必要がある。

(2) 人件費及び人員構成について

① 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

② 意見

【意見 20】職員の配置について

ユートリーでは、展示即売場と屋外展示場、宿泊室のフロント業務・ルームメイク業務、駐車場・夜間警備等、多くの業務に準職員や臨時職員、嘱託職員が従事している。勤続年数が長く業務に習熟した職員もおり、これまでは繁忙期や閑散期への対応も機動的に行うことができてきたとのことである。

しかし一方で、ベテランの職員が多いということは、近い将来において職員の世代交代を考える時期が近づいていることを意味する。昨今の人手不足と賃金の上昇傾向を踏まえると、これまで通りの体制や人員配置を今後も長く継続できるかは疑問なしとしない。ベテラン職員のノウハウを継承するのか、宿泊事業の場合は運営を外部委託する方法もとりうるかと考えるか、早めに対策をとる必要がある。

(3) 事業の有効性・経済性・効率性について

① 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

② 意見

【意見 21】宿泊事業について

宿泊事業は公益事業・収益事業の両方で行っている。

ユートリー本館の 6 階 7 階にシングルルーム 16 室、ツインルーム 11 室を有し、宿泊料は年間通して一定額(素泊まり税込でシングル 4,644 円、ツイン 8,640 円)である。同一の宿泊室であっても公益目的で申し込まれた場合は公益事業、それ以外の場合は収益事業に区分している。公益目的では、研修やセミナーの利用者、スポーツ大会の参加者が宿泊する際の利用が主である。

宿泊事業収益の推移は表 40 のとおりである。

【図表 40】宿泊事業収益の推移

(単位:千円、%)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度 ※	平成 28 年度 ※
公益事業 A	—	4,295	4,845	5,080	4,117
収益事業 B	—	6,128	7,433	11,885	17,512
合計	6,881	10,423	12,277	16,965	21,629
公益事業比率 A/B(%)	—	41.2	39.5	29.9	19.0
宿泊室利用率(%)	11.8	18.1	19.8	27.7	35.0

注:平成 24 年度は公益事業、収益事業の区分を行っていない。

(出典:法人作成資料)

八戸駅周辺には JR 東日本系をはじめ 3 つのビジネスホテルチェーンが進出している。厳しい競争環境のもと、ユートリーの宿泊室利用率¹は、ホテル業としては低水準である。観光庁が発表した宿泊旅行統計調査によると平成 28 年 1 月から 12 月の定員稼働率はビジネスホテルの全国平均で 62.9%、青森県で 50.2%であるのと比較しても、ユートリーの宿泊室利用率 35.0%は低い。

平成 24 年度までは、宿泊の受付を直接申込のみによっていたが、平成 25 年度から宿泊予約サイトと契約しインターネット予約も受け付けるようにし、さらに契約先である宿泊予約サイトも増やしたことで、収益事業の宿泊事業収益が伸びている(表中※)。一方、公益事業では従前どおり直接申込みによっており、横ばいなし減

¹一般的には、定員稼働率(延利用人数/延収容可能人数)である。

少傾向が見てとれる。このため公益事業比率が低下する傾向にある。

収益事業としての宿泊事業を伸ばそうと努力すれば民業圧迫との批判を受けかねないが、公益目的での宿泊利用を伸ばすことはユートリーならではの取組みであるから、そこでの営業努力が望まれる。

(4) 出資団体の方向性について

① 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

② 意見

【意見 22】公益目的支出計画の実施期間について

ユートリーは、公益法人制度改革に伴って平成 25 年 4 月 1 日に一般財団法人へ移行した。このような公益法人制度改革による新制度への移行期間における公益法人を特例民法法人といい、ユートリーもこれに該当する。

特例民法法人は、これまで税制上の優遇を受けており、残余財産は類似の公益目的のために使用されるべきものである。しかし、一般法人(一般財団法人、一般社団法人を指す。)の事業内容や残余財産の帰属は法人の自治に委ねられているため、残余財産が一般法人に移転した場合、それが公益のために使用されるという制度的保障はない。このため、特例民法法人が一般法人へ移行するに当たっては、残余財産相当額を公益の目的のために支出することを義務付けるとともに、解散によらない簡便な手続きにより適正かつ円滑な移行を図ろうとするのが公益目的支出計画の趣旨である。

そこで、一般法人に移行する特例民法法人は、移行時における純資産額を基礎として算定した残余財産相当額(公益目的財産額)を公益の目的のために支出することによりゼロとするための公益目的支出計画を作成し、これを実施しなければならない²。

ユートリーにおいては公益目的財産額 1,805 百万円、公益目的支出計画の実施期間 93 年とする公益目的支出計画が青森県知事の認可を受け、当該計画に沿って運営されている。ここで、公益目的支出計画は法人が移行時に保有していた土地等の財産の処分を求めるものではなく、移行後の公益目的支出の累積額により公益目的財産額をゼロにすることを求めるものであり、計算上の概念であることに注意が必要である。すなわち、一般法人に移行した特例民法法人は公益目的財産額を公益目的支出計画により費消し、その計算上の残額をゼロ円以下とすることが求められるが、ユートリーの場合は公益事業で毎年度約 19 百万円の赤字を 1,805 百万円に達するまで 93 年間計上し続けるという計画になっている。

平成 28 年度は移行後 4 年度目でもあり、公益目的支出はこれまでおおむね計画どおりに実施できている。しかし、93 年という実施期間はユートリーの建物の耐用年数³からみて圧倒的な長期間と言わざるをえない。それは、建物がすでに建設か

²一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 119 条参照。

³鉄骨鉄筋コンクリート造で事務所用のもの 50 年、旅館用・ホテル用のもの 31 年～39 年

ら25年経過していることから明らかである。このため、いずれは事業内容の変更を余儀なくされる可能性がある。ユートリーは県とも協議のうえ、公益目的支出計画の変更を検討する余地がある。

【意見 23】中長期的な経営計画について

ユートリーでは毎年度の事業計画と予算に基づいて法人運営を行っているが、中長期的な経営方針や計画は策定されていない。

当然のことながら、施設運営における多くの場面で従来の方法や体制が今後も維持できる保証はない。例えば、センター本館1階に展示されている三社大祭の山車は、市の所有であり本館を訪れる人々がまず目にする展示物であるが、これについても本館開館以来25年間変わらず展示され続けており、新鮮味が薄れていく懸念があった。この点、山車の展示スペースについては改装する計画が始まっており、平成29年度に設計に着手している。

山車展示スペースの改装は新たに着手した一例であるが、施設設置の当初目的を念頭に社会経済情勢の変化に対応すべく施設等の修繕・維持更新、人材育成等、運営上の検討課題は多いと考えられる。

5年から10年を視野に入れた中長期的な経営計画を策定する必要があると考える。

第2部 八戸市立図書館及び八戸市博物館にかかる財務事務の執行について

第1章 監査の視点

1. 監査の基本的な方針

平成29年度八戸市包括外部監査における特定の事件(監査テーマ)を選定した理由は前述したとおりである。この選定理由を踏まえ、監査テーマ「八戸市博物館及び八戸市立図書館にかかる財務事務の執行について」にかかる監査の基本的な方針は、以下のとおりである。

(1) 資産管理、出納管理及び支出手続について

公の施設の監査においては、施設における資産管理、出納管理及び支出手続が適切に行われているかについて確認することを第一義とする。

公の施設は、市の行政組織における一部署でありながら、その事務を行う場所は市の本庁舎とは物理的に離れており、本庁舎にある他の部署と同程度の事務の統制が行われていない可能性は否定できない。そこで、これらの事務の執行が法令及び市の条例・規則・要綱等のルールに準拠しているか、また、それらのルールのみならず施設自身が定めたルールに準拠しているかについて監査上の重要ポイントとする。

さらに、民間企業等で通常に用いられている資産管理及び出納管理の方法などを参考にして、施設における資産管理及び出納管理の方法の妥当性を検証する。

(2) 事業の有効性について

公の施設は、ある一定の目的のために市庁舎とは別に設備を構えたものである。したがって、施設が実施している個々の事業は、当該目的の達成に資することが前提である。仮に、施設が実施している事業が有効でない、あるいは目的と整合的でない場合には、施設の存在自体が過重な市民負担になりかねない。このような観点から、施設が実施している事業の有効性を検証する。

(3) 事業の経済性・効率性について

事業を行う際、同様の効果を期待するものについては、より経済的な方法が選択されるべきである。したがって、監査においては、事業における事務の執行状況に非効率な部分がないか、あるいは事業が最も経済的な方法で実施されているかを検証する。

2. 監査要点

『1. 監査の基本的な方針』に従って定めた監査要点(監査手続によって検証すべき事項)は、以下のとおりである。

(1) 資産管理、出納管理及び支出手続について

- ・ 現金預金の管理は、法令等に則って適切に行われているか。
- ・ 固定資産等の管理は、法令等に則って適切に行われているか。
- ・ 施設の老朽化対策は適切に実施されているか。また、すでに老朽化による機能不全があるにもかかわらず対応していない事実はないか。
- ・ 支出手続は、法令等に則って適切に行われているか。

(2) 事業の有効性について

- ・ 施設が実施する事業の目的、目標は上位計画等と整合し、明確になっているか。
- ・ 施設が実施する事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
- ・ 施設の稼働率(利用者数)は十分といえるか。
- ・ 施設が実施する事業の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。また、その結果は次年度以降の事業に有効活用されているか。
- ・ 他の公的施設あるいは民間施設が実施する事業との重複はないか。

(3) 事業の経済性・効率性について

- ・ 事業の実施方法は最も経済的な方法が選択されているか。
- ・ 施設にかかる標準的な指標がある場合、監査対象施設では、その指標を当てはめて効率的な運営がなされているといえるか。
- ・ 施設にかかる指標等の経年変化を分析し、監査対象施設の運営がコスト面で改善されているといえるか。
- ・ 民営化あるいは指定管理者制度導入など、より効率的で効果的な運営形態に変更できる可能性はあるか。

3. 実施した主な監査手続

『2. 監査要点』に記載したそれぞれの事項を検証するために実施した監査手続は以下のとおりである。

(1) 監査対象施設及び事業の概要把握

監査対象施設及び事業についての説明資料等を閲覧した。また、これらの資料について、施設の所管部署から意見聴取を行い、その概要を確認した。

(2) 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問

監査対象施設及び事業について、予算の執行に関連する資料及び事業の実績又は効果を検証することができる資料を閲覧し、これを精査した。

これらの内容については、必要に応じて適宜所管部署に対し質問を実施している。

(3) 現地又は現物の視察

監査対象施設に赴き、施設の管理状況及び事業の実施状況を視察した。また、現場担当者に施設及び事業の概況について意見を聴取した。

(4) 監査報告書の作成

以上の結果を取りまとめて、監査報告書を作成した。

第2章 監査対象の基本的事項

1. 八戸市の公の施設

(1) 公の施設とは

① 定義

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために地方公共団体が設置する施設のこと、自治法第244条に規定されている。

自治法第244条	
1	普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。
2	普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
3	普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

② 要件

自治法の条文を踏まえると、公の施設の要件は以下のとおりである。

【図表 41】公の施設の要件

住民の福祉を増進する目的をもって設置	自治法第244条に規定されているとおり、利用そのものが福祉の増進に結びつく施設である必要がある。よって、競輪場といった収益施設などは公の施設とはならない。
住民の利用に供するために設置	同じく自治法第244条に規定されているとおり、公の施設は住民の利用に供される施設である。よって、公の目的のために設置された施設であっても、住民の利用に供することを目的としないものは公の施設とはならない。例えば、この要件に該当しない市庁舎や試験研究所さらには自治体職員が利用する研修所などは公の施設とはならない。
施設であること	公の施設は物的施設を想定している概念である。よって、無形の資産は含まれない。
地方公共団体が設置する施設	公の施設の設置は必ずしも所有権を有する必要はなく、賃借権など所有権以外で、公の施設を住民に利用させる場合も含まれる。

（２）公の施設の管理

① 指定管理者制度

指定管理者制度とは、地方公共団体が指定する民間事業者を含む「法人その他の団体」（これを「指定管理者」という。）に、「公の施設」の管理を代行させることができる制度で、平成 15 年の自治法の改正により創設された。平成 15 年の自治法改正で導入された指定管理者制度は、具体的には、以下のような規定に基づいている。

自治法第 244 条の 2	
3	普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

「公の施設」の管理運営は、従来は地方公共団体が直営で行うか、あるいはその管理を外部に委ねる方法のいずれかを選択していた。ただし、外部に管理を委ねる場合にも、管理主体は、受託主体の公共性に着目して公共的団体や地方公共団体が出資する法人などの公的主体に限定されていた。（これを「管理委託制度」という。）「指定管理者制度」が創設されたことにより委託先の制限がなくなり、公的主体に限らず民間事業者や NPO などにも公の施設の管理を地方公共団体に代わって行わせることができることとなった。

指定管理者制度が創設された社会背景としては、近年、株式会社等の民間事業者においても十分な公的サービスを提供する能力が認められるという事実があげられる。また、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するためには、公の施設の管理に民間事業者の有するノウハウを活用し住民サービスの向上を図るとともに、管理運営費の縮減等を図ることが必要とされているという状況もある。

② 地方公共団体による直営

指定管理者制度が導入される以前の公の施設の管理方法は、「直営」か「管理委託制度」しか認められていなかった。

直営の特徴は、地方公共団体が地域ニーズを踏まえた上で施設が担う使命を明確化し、そのために必要な事業を自ら実践することにある。つまり、直営の施設においては、その施設の使命と直結する事業の実施について、地方公共団体自身がノウハウを蓄積していくことを住民が期待しているということが重要なポイントとなる。無論、このような施設も地方公共団体には多数存在するものと考えられる。

しかし、直営にはいくつかの限界があることも確かである。例えば、法令で認めら

れているもの以外は長期のリースが組めないなどの単年度会計による弊害、職員の専門性の確保が困難な場合があること、施設によっては住民サービス向上のため労働時間が不規則になること、などが挙げられる。

では、どのような場合に直営と指定管理者制度が選択されるのであろうか。

まず、施設設置の目的やそれが担う使命、そのために実施することが望まれる事業内容や規模が選定要素となる。先に、直営施設では「その施設の使命と直結する事業の実施について、地方公共団体自身がノウハウを蓄積していくことを住民が期待」していると述べたが、地方公共団体自らがこれを判断する場合には、恣意的に解釈する恐れがあるため、第三者の意見なども踏まえて判断されるべきであろう。

また、同じ水準のサービスならばコストが低い方がよく、逆に、同じコストなら高いサービスの方がよい。この点については、ほとんど異論がないように思われる。したがって、たとえ施設の事業展開において民間活力を導入するメリットが少なくても、コスト面の改善が期待されるならば、指定管理者制度を導入すべきであり、また、コスト面の改善が望めなくても新たな事業展開が期待されるならば、やはり指定管理者制度を導入すべきであるといえる。

このように考えると、直営でなければならない施設というのは、非常に限定されるはずである。現実的には、直営でなければならない施設は、直営であることが住民に強く望まれている施設、指定管理者制度を導入した場合に事業展開及びコスト削減の両面で期待が持てない施設、また専門的な能力を有する事業者が存在しない場合などが考えられる。

(3) 八戸市の公の施設

平成 29 年 5 月 1 日現在における八戸市の公の施設は下表のとおりである。施設名に下線が引いてある施設は指定管理者制度導入施設である。

【図表 42】八戸市の公の施設(平成 29 年 5 月 1 日現在)

施設区分		施設数	施設名
① 集会・コミュニティ施設		20	
	学習等併用施設	4	市川地区市民センター、下長地区市民センター、上長地区市民センター、 <u>高館地区市民センター</u>
	コミュニティ施設	4	<u>旭ヶ丘会館</u> 、 <u>根城コミュニティセンター</u> 、 <u>中居林コミュニティセンター</u> 、 <u>島守コミュニティセンター</u>
	集会施設	1	<u>更上閣</u>
	地区集会施設 (農村地域生活センター)	8	<u>なんごうグリーンタウン集会施設</u> 、 <u>南郷第八区研修センター</u> 、 <u>鳩田農業研修センター</u> 、 <u>南郷農村婦人の家</u> 、 <u>南郷泉清水集会所</u> 、 <u>南郷第四区区民会館</u> 、 <u>大久喜生活センター</u> 、 <u>白浜生活センター</u>
	津波防災センター	1	津波防災センター
	水防センター	2	<u>新井田川水防センター</u> 、 <u>馬淵川水防センター</u>
② 福祉関係施設		28	
	児童厚生施設	15	<u>八戸ニュータウン児童館</u> 他 14 施設
	デイサービスセンター	1	<u>南郷デイサービスセンター</u>
	身体障害者福祉センター	1	<u>更生館</u>
	高齢者生活福祉施設	1	勁松館
	老人いこいの家等	7	<u>臥牛荘</u> 、 <u>青山荘</u> 、 <u>諏訪荘</u> 、 <u>うみねこ荘</u> 、 <u>海浜荘</u> 、 <u>老人福祉センター馬淵荘</u> 、 <u>老人福祉センター南郷</u>
	総合福祉会館	1	総合福祉会館
	福祉体育館	1	<u>八戸福祉体育館</u>
	福祉公民館	1	<u>福祉公民館</u>
③ 衛生施設		30	
	斎場	1	<u>斎場</u>
	霊園	3	<u>東霊園</u> 、 <u>西霊園</u> 、 <u>南郷中央霊園</u>
	墓地	20	墓地 (20 施設)
	保健センター	2	南郷母子健康センター、南郷保健センター
	看護師養成所	1	高等看護学院
	診療所	2	<u>休日夜間急病診療所</u> 、 <u>国民健康保険南郷診療所</u>
	病院	1	市民病院

④ 農林関係施設		2	
	農業研修施設	1	農業経営振興センター
	地場産業振興施設	1	南郷そば振興センター
⑤ 駐車場		4	
	有料駐車場	4	中央駐車場、市庁別館前駐車場、駅東口広場駐車場、駅西口広場駐車場
⑥ 都市基盤施設		220	
	道路	1	市道・・・1 施設としてカウント
	下水道等	5	公共下水道、農業集落排水施設(4 施設)
	市営住宅等	40	白山台ヒルズ(他 36 団地)、グリーントウン(2 団地: 特定公共賃貸住宅、地域特別賃貸住宅)、若者定住促進賃貸住宅
公 園	総合公園・特殊公園	2	こどもの国、八戸植物公園(八戸公園) ※総合公園のうち「新井田公園」、「南部山健康運動公園」及び運動公園のうち「長根公園」、「東運動公園」は⑨体育施設に分類
	地区公園	1	白山台公園
	近隣公園	16	三八城公園(他 15 施設)
	街区公園	116	沼館 1 号公園(他 115 施設)
	緑地	26	馬淵川緑地(他 25 施設)
	農村公園	13	高屋敷農村公園(他 12 施設)
⑦ 教育施設		68	
	学校	67	小学校(43 校)、中学校(24 校)
	教育研修施設	1	総合教育センター
⑧ 社会教育施設		41	
	公民館	29	八戸市公民館、地区公民館(23 館)、南郷公民館分館(4 施設)、瑞豊館(農村環境改善施設)
	博物館	6	博物館、史跡根城の広場(博物館の野外学習の場)、美術館、是川縄文館、縄文学習館、南郷歴史民俗資料館
	図書館	3	図書館、図書情報センター、南郷図書館
	勤労青少年ホーム	1	勤労青少年ホーム
	科学館	2	児童科学館、視聴覚ライブラリー
⑨ 体育施設		24	
	運動公園	2	東運動公園、南部山健康運動公園
	総合公園	2	長根公園、新井田公園

	運動施設	19	八戸市体育館、スポーツ研修センター、武道館、新井田インドアリンク、東体育館、屋内トレーニングセンター、南部山健康運動センター、弓道場、南郷屋内運動場、南郷屋内温水プール、南郷野球場、南郷体育館、南郷カッコーの森エコーランド(陸上競技場、テニスコート、バンガロー、エコステージ、茶室、相撲場)、多賀多目的運動場
	(学習等供用施設)	1	桔梗野水泳プール
⑩	文化施設	3	
	文化会館	2	<u>公会堂、南郷文化ホール</u>
	文化教養センター	1	<u>南部会館</u>
⑪	その他施設	19	
	小売市場	1	八戸市宮魚菜小売市場
	市民活動サポートセンター	1	<u>市民活動サポートセンター(わいぐ)</u>
	宿泊施設	2	<u>洗心荘、水産会館</u>
	市民の森	1	<u>不習岳</u>
	職業訓練施設	2	<u>職業訓練施設、職業訓練センター青山荘</u>
	観光文化施設	1	<u>水産科学館(マリエント)</u>
	地域振興・交流拠点施設	11	<u>グリーンプラザなんごう、ジャズの館南郷、南郷農産物直売所、島守田園空間博物館、青葉湖展望交流施設、旧島守発電所保存公園、長者まつりんぐ広場、種差海岸休憩所、蕪島休憩所、八戸ポータルミュージアム、八戸ブックセンター</u>
合計		459	うち指定管理者制度導入施設は 138 施設

(出典:八戸市公の施設一覧(H29. 5. 1))

2. 監査対象とした施設

平成 29 年度八戸市包括外部監査において監査対象とした施設は八戸市立図書館及び八戸市博物館であるが、両施設には分館等の位置付けで以下の施設があるため、これらについても監査対象とする。なお、下表に、本報告書における施設名称の略記を記載したが、項目の表示などにおいては一部正式名称を付すことがある。

施設名	施設名の略記
八戸市立図書館	図書館
八戸市立南郷図書館	南郷図書館
八戸市図書情報センター	図書情報センター
八戸市博物館	博物館
八戸市南郷歴史民俗資料館	南郷歴史民俗資料館
八戸市史跡根城の広場	史跡根城の広場

※ 図書館については、八戸市立図書館の施設そのものを表記する場合に図書館本館と記載する場合がある。なお、八戸市立図書館には、これ以外に分室と移動図書館(車両)がある。

※ 南郷図書館と図書情報センターの 2 施設を分館と表記する場合がある。

(1) 八戸市立図書館

図書館は、明治 7 年 6 月開所の八戸書籍縦覧所を前身とし、公立書籍館、町立図書館を経て現在に至っている。

蔵書の特徴として、近世史研究の基礎資料である八戸藩日記を含む八戸南部家文書をはじめ、遠山家日記、小笠原家文書など約 66,000 点の古文書と安藤昌益関係資料などの貴重資料を数多く収蔵している。

【図表 43】平成 28 年度の歳出内容(10 教育費 5 社会教育費 4 図書館費)(単位:千円)

予算現額／節		支出済額	内容	
区分	金額			
1 報酬	16,926	16,875	嘱託職員報酬 11 人分	
2 給料	43,460	42,402	一般職給 11 人分	
3 職員手当等	22,061	21,643	期末手当	9,652
			勤勉手当	5,889
			時間外勤務手当	2,290
			その他	3,811
4 共済費	21,434	20,639	共済組合負担金	13,751

予算現額／節		支出済額	内容	
区分	金額			
			非常勤職員共済費	4,937
			保険料	1,950
7 賃金	8,781	8,280	アルバイト賃金	
8 報償費	5,907	5,405	謝礼	
9 旅費	312	285	費用弁償	77
			普通旅費	208
11 需用費	28,324	25,903	消耗品費	6,938
			印刷製本費	3,579
			光熱水費	8,802
			修繕料	4,973
			その他	1,609
12 役務費	4,126	4,021	通信運搬費	2,275
			手数料	1,706
			その他	39
13 委託料	64,544	63,525	清掃業務委託料	5,235
			駐車場整理委託料	2,701
			システム保守管理委託料	1,942
			南郷図書館等指定管理料	47,913
			その他	5,732
14 使用料及び賃借料	6,794	6,597	OA機器等借上料	4,482
			機械器具等借上料	1,143
			その他	971
16 原材料費	2	0	原材料購入費	
18 備品購入費	29,630	29,597	図書等購入費	29,238
			その他	358
19 負担金補助及び交付金	80	80	日本図書館協会負担金	37
			その他	43
27 公課費	50	49	自動車重量税	
合計	252,431	245,306		

(2) 八戸市立南郷図書館

南郷図書館は、平成 17 年 2 月に南郷村の村立図書館として開館した。その後、平成 17 年 3 月に南郷村が八戸市と合併したことにより、八戸市立南郷図書館と名称を改めた。

南郷地区がジャズの里と呼ばれていることに因んで、ジャズのコーナーを設けているほか、複数の読書室や読書コーナーを配置し、ゆとりある空間を提供している。

(3) 八戸市図書情報センター

図書情報センターは、平成 14 年 12 月の東北新幹線八戸駅開業に合わせ、視聴覚資料を中心とした施設として、八戸駅ビル 1 階に開設した。

八戸駅の乗降客による利用が多いという特性から、DVD・CDの視聴覚資料のほか、新聞、雑誌、郷土資料も数多く揃え、新しい情報を提供している。

(4) 八戸市博物館

博物館は、先人の優れた文化遺産を保存して後世に引き継ぐとともに、その一部を展示公開して八戸の風土と歴史を紹介し、豊かな明日を考える場として、昭和 58 年 7 月に開館したものである。

展示内容は、考古・歴史・民俗・無形資料の常設展示を主体としており、その他に特別展や企画展を開催している。また、教育普及活動として、講演会や博物館クラブなどを実施している。

【図表 44】平成 28 年度の歳出内容(10 教育費 5 社会教育費 6 博物館費)(単位:千円)

予算現額／節		支出済額	内容	
区分	金額			
1 報酬	5,847	5,651	協議会委員報酬 10 人分	149
			館長報酬 1 人分	1,603
			非常勤主事報酬 3 人分	3,898
2 給料	30,709	30,708	一般職給 8 人分	
3 職員手当等	16,190	15,394	期末手当	6,946
			勤勉手当	4,286
			時間外勤務手当	2,074
			その他	2,086
4 共済費	11,846	11,716	共済組合負担金	9,573
			非常勤職員共済費	1,756
			保険料	386
7 賃金	1,243	1,242	アルバイト賃金	

予算現額／節		支出済額	内容	
区分	金額			
8 報償費	553	507	謝礼	
9 旅費	1,112	816	費用弁償	174
			普通旅費	642
11 需用費	28,191	24,654	消耗品費	2,593
			印刷製本費	5,920
			光熱水費	12,707
			修繕費	3,005
			その他	426
12 役務費	2,549	2,396	通信運搬費	851
			広告料	654
			手数料	722
			その他	167
13 委託料	41,959	40,829	警備業務委託料	6,996
			清掃作業委託料	6,822
			博物館受付業務委託料	8,370
			空調機等保守点検委託料	2,857
			資料展示設営等委託料	2,656
			資料運搬等委託料	2,776
			展覧会企画委託料	2,505
			その他	7,844
14 使用料及び賃借料	820	805	機械器具等借上料	697
			その他	107
16 原材料費	270	213	原材料購入費	
18 備品購入費	1,258	1,104	書籍等購入費	338
			業務用器具等購入費	766
19 負担金補助及び交付金	40	40	日本博物館協会負担金	
27 公課費	32	31	自動車重量税	
合計	142,619	136,115		

※ 「八戸市南郷歴史民俗資料館」にかかる歳出も本表の金額に含まれている。

（５）八戸市南郷歴史民俗資料館

南郷歴史民俗資料館は、南郷地区の歴史・民俗等を紹介する資料館として、昭和 55 年 10 月に開館した。

平成 25 年 12 月から翌年 3 月にかけて常設展示等のリニューアルを実施した。展示内容は、昭和の時代・暮らしをテーマにしたものとなっており、戦時中のトーチカや戦後の街並み、住居の茶の間を再現し、資料展示とともに映像を利用した設備を取り入れている。

（６）八戸市史跡根城の広場

根城は、建武元年(1334 年)に南部師行により築城されたと伝えられる中世の城郭である。11 年間にわたる発掘調査の成果を基に、主殿を中心に馬屋・鍛冶工房などが復原・整備され、平成 6 年に史跡公園として「根城の広場」の名称でオープンした。復原建物の内部には、南部家文書や出土遺物などを手がかりに当時の生活の一場面を設定し展示・紹介している。

【図表 45】平成 28 年度の歳出内容(10 教育費 5 社会教育費 13 史跡根城の広場費)

(単位:千円)

予算現額／節		支出済額	内容	
区分	金額			
9 旅費	201	33	普通旅費	
11 需用費	309	305	消耗品費	18
			印刷製本費	286
13 委託料	41,270	40,935	史跡根城跡木橋補修調査設計業務委託料	2,916
			史跡根城の広場指定管理料	38,019
18 備品購入費	106	99	史跡根城の広場管理用備品購入費	
合計	41,886	41,373		

第3章 外部監査の結果及び意見－総論－

1. 監査の結果及び意見の総括

平成29年度八戸市包括外部監査における特定の事件(監査テーマ)の一つは、「八戸市博物館及び八戸市立図書館にかかる財務事務の執行について」とした。包括外部監査人は、この特定の事件について、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。その結果及び意見の総括は、以下のとおりである。

また、本章『**2. 監査の結果及び意見のまとめ**』に事業ごとの監査の結果及び意見の見出しを一覧形式でまとめ、続く『**第5章 外部監査の結果及び意見－各論－**』において、事業ごとの監査の結果及び意見の詳細な内容を記載している。

※【監査の結果】

【監査の結果】は、今後、市において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【監査の結果】として記載している。

※【意見】

【意見】は【監査の結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。

（１）適正な資産管理の必要性

図書館及び博物館は、建物等の設備以外にも蔵書や展示品等の固有の資産を有し、これらを市民に見てもらうサービスを提供する施設である。これらの蔵書や展示品等は言うまでもなく図書館及び博物館の資産であり、両施設には適正な管理が求められる。また、これら固有の資産以外にも備品等の事務用品があり、これらについても適正に管理されていなければならない。

今般の監査においては、この資産管理にかかる結果や意見が多く見受けられた。市の会計が現金主義会計であることから、購入や取得等において予算執行した時点で市としての手続が完了してしまうことが少なからず関係していると考えられる。しかし、実際には資産を取得した時点で手続が完了してしまうわけではなく、その資産はその後何年間に亘って施設で利用される。したがって、これらを適正に管理していなければ、設置場所がわからず重複して購入したり、古いものと間違えて未だ使えるのに廃棄するなど、後々まで無駄が発生する原因を作ってしまう。

また、このような資産管理の問題について多くの施設などで監査していると気づくことがある。それは管理事務が非常に属人的になっている点である。すなわち、几帳面に事務を行う職員が資産管理の担当になると適正な管理が行われるが、そうでない職員が担当になると管理が杜撰になることがある。このようにならないようにするためには、簡便なものでいいのでマニュアルを作成しておくこと、そして引継ぎをしっかりと行うことである。資産は取得後何年間、又は何十年間にも亘って利用するので、杜撰な職員が担当になっていた時期の情報がすっぽり抜け落ちてしまい、ずっと後の後輩が非常に困るというケースが少なからずある。そうならないように事務を行っていただきたい。

資産管理に関する結果及び意見の例は次のとおりである。

『【結果 10】 備品カードの整理について』（図書館）では、備品を管理するために作成される備品カードについて、現状取得日が古いものを中心に実態を反映していないことを指摘した。図書館本館においては、備品を取得して備品カードを作成した後は、備品カードと現物との照合作業は実施していないとのことであり、備品カードが管理ツールとして十分に機能していないものと考えられる。今後、速やかに、備品の現物の有無を洗い出し、備品カードを整理するとともに、定期的な備品の棚卸を実施することが必要である。

『【結果 11】 古文書の管理方法の統一について』（図書館）では、図書館本館において、図書以外の古文書の管理方法が、内部のグループによって異なり、統一されていないことを指摘した。平成 10 年度に設置された市史編纂室（現 歴史資料グループ）においては、古文書についても備品カードを作成するが、備品カードは種

類ごとに 1 枚(例:「〇〇家文書 120 点」とし、当該 120 点の詳細は、目録を作成する方法で管理を行っている。これとは異なり、業務グループで管理していた古文書については、備品カードは作成せず、目録を作成する方法で管理を行っている。このため、備品カードを作成する古文書と作成しない文書とが混在している。あらためて市の物品管理のルールに照らして、古文書の位置付けを整理し、その管理方法を統一することが必要である。

『【結果 13】備品カード上における備品の重複について』(南郷図書館)では、南郷図書館分の備品カードで同一の備品について、別の番号を付して重複して登録されていたことを指摘した。市によれば、南郷図書館は旧南郷村により設置されたものであり、合併に伴い、備品を引き継いだ際に重複して登録されたものと推測されるとのことである。

図書館本館と同様、分館の備品についても、備品を取得して備品カードを作成した後は、備品カードと現物との照合作業は実施していないとのことであり、備品カードが管理ツールとして十分に機能していないものと考えられる。今後、分館についても、速やかに、備品の現物と備品カードとの整合性を確認し、備品カードを整理するとともに、定期的な備品の棚卸を実施することが必要である。

『【結果 26】備品の管理について』(南郷歴史民俗資料館)では、南郷歴史民俗資料館において、特に平成 17 年 3 月の旧八戸市と南郷村の合併前に取得した備品について適切な管理がされていない状況について指摘した。

合併後においては、それ以前に南郷村に帰属していた備品についても新八戸市の備品として管理しなければならない。合併後すでに 12 年ほどが経過しており、その当時からある備品も少なくなっていると考えられるが、現存する備品については現物の管理と台帳上の管理を適切に行う必要がある。

また、直接の資産管理事務に関する意見ではないものの、資産管理に資するものとして以下の意見を記載した。

『【意見 24】図書館の図書紛失予防策について』(図書館)では、図書館本館における今年度不明資料数の蔵書点検対象資料数に占める率が、南郷図書館・図書情報センターと比較して高いことについて記載した。

図書館本館では不明本の多くが 1 階の一般図書や文庫コーナーの図書であり、無断持ち出しによるものが多いとみている。また、テーマ展示のため閉架書庫から出して展示したもので不明となったものもある。

無断持ち出しを防止するにはゲートの設置が有効である。図書館本館 2 階出入口にはゲートが設置されているが、1 階出入口には設置されていない。このため、特

に文庫本や新書のような小型の図書が不明となりやすい。

ゲートを設置することは予算上のハードルが高いと考えられるが、現在カウンターから遠く、死角になっている文庫コーナーを受付カウンターから目が届きやすい場所に移動する、あるいは防犯ミラーの設置や館員の巡回をより頻繁に行うなどの対策を検討すべきである。

『【意見 38】館内の展示資料収蔵スペースについて』(博物館)では、監査を実施した平成 29 年 10 月時点で博物館内の収蔵スペースは、すでに 100%に達しており、近隣の学校の空き教室などを間借りして収蔵している現状について記載した。

このような状況であると、今後、博物館の「資料収集(寄贈受理)にあたっての基本方針」に則って展示資料を収集することに支障を来すこともあろうし、また折角受理した資料も一時的で不完全な保管状態に置かれることで資料の状態にも影響を及ぼしかねない。

現在のところ、収蔵スペースの確保という点について市に確たる計画はないとのことだが、現在有する展示資料にかかる適切な収蔵スペースの確保について検討すべきである。

(2) 利用率向上策について

図書館及び博物館は公の施設であり、基本的に来館した市民に対してのみ行政サービスの提供が可能である。そのためか、両施設においては市民が施設を利用してくれるかどうかについて敏感であり、利用者数の推移を非常に重視している。

しかし、それでも様々なデータや施設の認知度などについてもっと向上させる方法が考えられる点もある。例えば、図書館では次のような意見を記載している。

『【意見 26】蔵書回転率について』(図書館)では、公益社団法人日本図書館協会が公表している 2016 年における全国の市区立図書館全体での蔵書回転率が 193.4%であり、八戸市においては図書館本館、移動図書館、分室、南郷図書館でこれを下回っていることについて記載した。特に移動図書館と分室は 100%未満でかつ低下傾向がみられる。

蔵書冊数は増加しているのに対し、蔵書回転率が低下するということは、費用対効果が逡減していることを意味する。この傾向に歯止めをかけるには何らかの対策が必要である。例えば、特に蔵書回転率の低下が著しい分室については、図書館本館との間で蔵書の入替えを頻繁に行って新鮮味を高めたり、分室長・奉仕会との協議により運営方法を見直したりするなどして、分室の利用促進を図ることが考えられる。また、インターネット予約システムを利用する場合の受け渡しは現状図書館本館・南郷図書館・図書情報センターで可能となっているが、これを移動図書館と

分室に広げることも検討の余地がある。

博物館、南郷歴史民俗資料館及び史跡根城の広場については、利用者数は微増ないし例年並みの水準を維持しているが、これには別の側面もある。すなわち、博物館、南郷歴史民俗資料館及び史跡根城の広場は教育施設でもあるため、ただ単に利用者が増加すればいいという施設ではない。元来、博物館は図書館よりはもっと様々なイベントや企画を行うことで集客することが可能な施設なのであるが、それだけが本業ではないことに一定の縛りがある。他方、やはりこれらの施設こそ八戸市を紹介するには最も相応しい施設であることも確かである。そこで、以下のような意見を記載した。

『【意見 42】史跡根城の広場の来場者への対応について』(博物館)では、史跡根城の広場における単独券での入場者が伸びていることから、史跡根城の広場は訪れたが隣接する博物館には立ち寄らない利用者が増えているのではないかということについて記載している。

史跡根城の広場に単独券で入場した利用者のなかには、博物館の単独券で博物館に入場しているケースもあると思われるが、いずれにしても、史跡根城の広場に入場した利用者を博物館に呼び込むことが重要である。

史跡根城の広場は指定管理者制度を導入しているため、史跡根城の広場の利用者を博物館に呼び込むための対応は、市(博物館)だけの努力では難しく、指定管理者との協調が必要である。そのことを含め、博物館と史跡根城の広場がともに活性化が図れるよう、対応を行っていく必要がある。

『【意見 43】古民家の取り扱いについて』(南郷歴史民俗資料館)では、南郷歴史民俗資料館の隣にある南郷民具展示館(古民家)について、その存在が対外的に十分に PR されていないのではないかということについて記載している。

南郷歴史民俗資料館のパンフレットには、同館の建物の隣に古民家があることが記載されているが、内部の見学が可能かどうかは明確となっていない。また、南郷歴史民俗資料館のホームページでは、比較的詳細に古民家の説明がなされているが、こちらも内部の見学が可能かどうかは明確となっておらず、南郷歴史民俗資料館に隣接していることも明示されていない。

古民家は、南郷地区の歴史・民俗等を紹介するという南郷歴史民俗資料館の目的に沿ったものであり、南郷歴史民俗資料館のアピールポイントとして十分に価値のある施設と感じられる。南郷歴史民俗資料館を PR するにあたっての古民家の位置づけを改めて検討することが望ましい。

『【意見 44】PR 活動の取り扱いについて』（史跡根城の広場）では、協定書に史跡根城の広場を PR するにあたって指定管理者がどのような責任を有するのか、市もその責任を有するのかが明確となっていないことについて記載した。

また、「八戸市史跡根城の広場指定管理業務基準書」は指定管理者が行う施設の管理の基準、業務の範囲等をまとめたものだが、これにも指定管理者が行う PR 活動に関しての具体的な記述は見当たらない。

一方で、平成 28 年度の管理業務にかかるモニタリングの結果が「平成 28 年度指定管理者年度総合評価表」にまとめられているが、この表では指定管理者は史跡根城の広場の PR を積極的に行っていることがうかがえる。また、市も、PR に全く関与していないとは考えづらく、一定の対応は図っていると思われる。そのような状況も踏まえ、市は、史跡根城の広場の PR のあり方についての方針を明確化して、その方針に基づき、市と指定管理者の役割や責任の範囲を定め、PR が効率的、効果的に行えるよう、指定管理者とともに対応していく必要がある。

（３）人員・組織体制

人員・組織体制に関する意見は図書館についてのみ記載している。

『【意見 25】古文書解読の体制について』（図書館）では、次のような意見を付した。

平成 10 年に、「八戸藩日記」全 607 冊のうち、560 冊が八戸市指定文化財に指定され、その際に「原本の解読文の活字化の促進」が付帯意見とされたことから、現在に至るまで継続して解読を進めている。平成 28 年度までに 607 冊中 507 冊（83.5%）の解読が終了し、平成 29 年 9 月時点で残数 91 冊となっている。予算化から 21 年が経過したが、市としては年間 20 冊を目標に平成 33 年度までに全部の解読を終了したいとのことであるが、特に具体的な計画は策定していない。

今後、年間 20 冊にペースダウンするとしても、相対的に難易度の高いものが残っていることや解読員の高齢化がさらに進むことなどを考慮すると、終了時期が遅延する可能性がないとは言えない。市の事業として実施する以上、また市指定文化財としての重要性の観点から、解読員の個人的な事情により進捗が左右されることは望ましくない。平成 33 年度までに確実に解読作業が終了できるように担保する仕組みを作ることが必要と考える。

また、「八戸藩日記」以外には現在のところ図書館として解読作業の待たれる古文書はないとのことであるが、今後新たに発見されたり、文化財指定を受けたりする可能性もある。図書館本館は初心者向けの古文書解読講習会を毎年開催しており、終了後も受講者が自発的に愛好会を作って勉強を続けているとのことである。中長期的には、そのような市民を古文書解読員として積極的に育成していくことも有効と

考えられる。

『【意見 27】職員の専門性向上策の検討について』(図書館)では、次のような意見を付した。

「本館への指定管理者制度導入に対する検討結果について」(平成 24 年 12 月 25 日八戸市教育委員会)には、図書館本館を直営とする理由として、「八戸市立図書館は、歴史のある図書館として、数多くの古文書を有するという他の図書館にはない特性を持ち、それらを後世へ引き継ぐ役目を担う文化施設であるとともに、市民の生涯学習を支えていく社会教育施設として、市内 3 館ある図書館の運営を牽引していく役目を持つ中心館でもある。将来にわたり、これらの役割を果たしていくために、本館の管理運営は、市が直接行うべきである。」と記載されている。また、図書館本館が期待される役割を果たす前提として、図書館職員に求められる専門性が、市直営の場合と比べて、指定管理者制度では期待できない趣旨が述べられている。

しかし、八戸市の場合、特段、図書館の専門職員を採用する制度は採っておらず、一般の行政職として採用された職員が、人事異動の一環として図書館本館に配属されることとなる。今般、平成 28 年度に配置された職員について、図書館業務経験年数の平均値を試算すると、図書館本館正職員 4.67 年、図書館本館嘱託員 5.36 年であり、合計で 5.00 年であった。一方、指定管理者制度が導入されている南郷図書館は 4.00 年、図書情報センターは 6.14 年であり、合計で 5.15 年であった。

また、司書資格を保有している職員数で見ても、図書館本館正職員 2 人、図書館本館嘱託員 3 人の計 5 人に対して、指定管理者制度が導入されている南郷図書館は 3 人、図書情報センター 5 人の計 8 人となっている。

必ずしも、図書館業務経験年数や司書資格の有無が職員の専門性の程度を示す訳ではないものの、運営主体の職員の専門性を高めるために採用している人事制度を反映した結果であることは事実である。図書館本館を市直営とする理由として挙げた項目については理解できるものであるが、その根拠とするところが、現実の職員配置や人事制度との間に乖離があるのではないかと危惧される。

指定管理者制度に指定期間という制約があるのと同様に、市直営であっても、正職員には人事異動という制約がある。市全体の人事制度との均衡を図ることが必要であるものの、まずは、市直営の図書館職員に求められる専門性や経験の程度を明確にし、そのような職員を育成するために、どのように職員を育成していく必要があるのか、図書館として整理することが必要なものと考えらる。

(4) 契約及びその履行状況について

契約とその履行状況にかかる事項は、契約行為の事務処理にかかる指摘である。個々の結果及び意見は『**第4章 外部監査の結果及び意見－各論－**』に記載したとおりである。この中には、契約事務が適正に行われていないと判断したものもあり、これらについては適正に処理することを望むものである。

一方、本項では契約事務が形式的には適正であるが、実態として改善の余地があるのではないかという事案について記載する。特に、市においてはこのような視点をもって契約事務にあたるべきと考えている。

『**【意見 34】指定管理者の公募における競争性が発揮される仕組みについて**』(南郷図書館及び図書情報センター)では、次のように記載した。

市の指定管理者の募集にかかる基本方針によると指定管理者は、原則として公募によって候補者を募ることとしている。南郷図書館及び図書情報センターにおいても平成 27 年度の指定管理者の募集は公募としていたが、株式会社図書館流通センター以外の団体は募集に応じなかった。これは、前回(平成 24 年度)及び前々回(平成 21 年度)の募集においても同様の状況であった。

公募することによるメリットは、第一に、選定時に競争原理が働くことにより、施設管理コストの軽減が行われることにある。第二に、複数の事業者の参入により、多様なサービスが提案され、利用者に対するサービスの向上につながる事が挙げられる。しかし、1 者応募が続いている現状では、南郷図書館及び図書情報センターについては公募することによるメリットは享受できていないとも考えられる。

現状の指定管理者制度が、複数の事業者の参入が見込まれ、競争性が発揮される制度運用になっているかを改めて検証し、課題や問題点を見つけ、必要に応じて次の募集までに見直されることが期待される。

『**【結果 18】契約の分割について(空調機等保守点検作業委託)**』(博物館)では、契約のパッケージの妥当性について指摘している。

八戸市博物館空調機等保守点検作業委託は、大別すると冷暖房等設備保守業務とエレベーター等保守業務に区分される。

当該委託業者の選定は、指名競争入札によっている。指名条件は、冷暖房等設備保守、または、エレベーター等保守の区分で市に登録している業者としている。本来であれば、冷暖房等設備保守、かつ、エレベーター等保守の区分で市に登録している業者を指名すべきであるが、両区分いずれにも登録している業者は 4 者しかなく、そのうち 2 者は、特定のメーカー製のエレベーターのみの対応とのことである。

そのため、市では、どちらかの区分で登録している業者を指名している。平成 28

年度は、冷暖房等設備保守の区分で登録している業者を 3 者、エレベーター等保守の区分で登録している業者を 1 者、合計 4 者を指名している。

この指名方法によると、当該委託業務を全部実施できる業者を選定することができないこととなる。言い換えると、業務の一部を再委託することを前提とした業者選定方法といえる。実際に平成 28 年度においては、エレベーター等保守の業者が選定されたが、冷暖房等設備保守については、別業者に再委託をしている。

契約書第 13 条に規定しているとおり、再委託は原則禁止である。このことを鑑みると、再委託を前提とした現在の業者指名方法は適切ではない。

また、予定価格積算額ベースでの比較であるが、冷暖房等設備保守が 78%、エレベーター等保守が 22%の割合である。つまり、平成 28 年度は受託業者が 22%、再委託業者が 78%の業務を実施している計算となり、業務の大半を再委託している結果となる。この点からも、適切ではない。

したがって、当該委託契約は、冷暖房等設備保守点検作業とエレベーター等保守点検作業とに分割して、それぞれ専門業者に委託することが必要である。

(5) 事業の経済性について

事業の経済性に関する事項としては、現状の実施方法より安価にできる可能性の検討だけでなく、事業そのものの経済的合理性の観点からもあるべき論を記載した。

『【意見 31】八戸市立図書館雑誌スポンサー制度の見直しについて』(図書館)では、次のような意見を記載している。

八戸市立図書館雑誌スポンサー制度は、図書館が購入する雑誌の代金を事業者が負担することにより、当該雑誌を利用して事業者の事業にかかる広告を行う制度である。

しかし、平成 27 年度までは利用実績があったものの、平成 28 年度からスポンサーとして名乗りを上げる事業者がない状況である。財政状況が厳しい中で、雑誌購入費用の財源を補填するための制度であるが、事業者側としても、広告効果に乏しければ資金拠出には慎重にならざるを得ない。公立図書館という制約があるものの、八戸市立図書館雑誌スポンサー制度を見直し、より広告効果の上がる手法を検討するとともに、あらためて事業者への一層の周知を図ることが望ましい。

『【意見 37】指定管理業務における燃料費の精算について』(南郷図書館及び図書情報センター)では、平成 27 年度及び平成 28 年度の予算と決算の差異分析から、以下の点について意見を述べている。

燃料費については、特別な要因により燃料油の国内価格に著しい変動が生じた場合は「指定管理者燃料費負担金運用基準」により、その増加負担分を一定の基

準により指定管理者から市に請求できる規定がある。一方、燃料費予算が余った場合でも他の費用と同様に、指定管理料の精算は行う必要はない。すなわち、燃料費の予算超過が生じた場合には赤字分の請求はできるのに対し、予算が余った場合には、そのまま指定管理者の収入になっている。

施設を管理運営するにあたっては、冷暖房は欠かせないものであり、特に図書館では老人や幼児・児童も頻繁に訪れるため、常に適正な室内温度による管理が求められる。加えて、温度や湿度の管理は、自然条件や建物設計の影響がほとんどであり、指定管理者の努力が及びにくい。したがって、燃料費については精算項目とすることが望ましい。

『【意見 39】博物館事業基金の取り扱いについて』(博物館)では、博物館事業基金が平成 23 年度以降、特に何に供されるでもなく、ただ利息を積み立てているだけの状態が続いていることを記載した。平成 29 年 3 月末現在においては、博物館事業基金の残高は 10,126,028 円であり、平成 28 年度の利息収入は 7,609 円である。

基金は元金にかかる利息収入を原資として事業を行うのが本来の形であるとすれば、現在のような金利状況では基金を設置する積極的な理由は見当たらない。さらに、元金を取り崩して事業に当てる用途もないならば、博物館事業基金は廃止し、他の財源に充当することも検討すべきである。

『【意見 49】経費の共通化について』(史跡根城の広場)では、委託契約の方法について記載している。

指定管理者は、史跡根城の広場の維持管理業務のうち、防火設備点検業務と警備業務を第三者に委託しているが、本業務については博物館も外部に委託している。

史跡根城の広場は博物館に隣接していることを踏まえると、防火設備点検業務と警備業務は指定管理業務から除外し、市が博物館の業務と一括して外部業者と委託契約を締結し、指定管理料もその分減額する方がトータルのコストが安くなる可能性も考えられる。

このことについて、指定管理者制度を導入している施設と市の直営施設という違いだけで現状の形を継続するのは適切ではない。指定管理者と市がそれぞれ委託契約を締結するほうがメリットがあるのであれば、そのことを測定可能な数値もしくは金額で明確化しておく必要がある。市においては、指定管理者が委託している業務のあり方を改めて検討する必要がある。

2. 監査の結果及び意見のまとめ

監査テーマ「八戸市博物館及び八戸市立図書館にかかる財務事務の執行について」にかかる監査の結果及び意見の一覧は次のとおりである。結果が 18 項目、意見が 26 項目あり、合わせて 44 項目である。

なお、表中の右欄にある「頁」は、本報告書における当該項目の記載箇所である。

監査の結果または意見		頁
八戸市立図書館		
結果 9	分室の蔵書点検について	124
結果 10	備品カードの整理について	125
結果 11	古文書の管理方法の統一について	128
結果 12	図書館の運営方針公表の遅延について	128
意見 24	図書館の図書紛失予防策について	129
意見 25	古文書解読の体制について	130
意見 26	蔵書回転率について	131
意見 27	職員の専門性向上策の検討について	131
意見 28	嘱託員制度の見直しについて	134
意見 29	図書館利用者からの要望や利用実態の把握について	135
意見 30	八戸ブックセンターとのより一層の連携について	136
意見 31	八戸市立図書館雑誌スポンサー制度の見直しについて	137
意見 32	図書館独自の事業計画の策定について	138
意見 33	備品台帳の作成について	140

監査の結果または意見		頁
八戸市立南郷図書館及び八戸市図書情報センター		
結果 13	備品カード上における備品の重複について	148
結果 14	重要物品の固定資産管理台帳への登録漏れについて	148
結果 15	指定管理者の作成する備品一覧表の記載漏れについて	149
結果 16	指定管理業務と自主事業の区分の徹底について	149
結果 17	指定管理業務における決算報告の需用費の記載誤りについて	150
意見 34	指定管理者の公募における競争性が発揮される仕組みについて	151
意見 35	指定管理業務における営繕管理業務の委託について	151
意見 36	備品シールの貼付について	153
意見 37	指定管理業務における燃料費の精算について	153
八戸市博物館		
結果 18	契約の分割について(空調機等保守点検作業委託)	162
結果 19	再委託の承認について(空調機等保守点検作業委託)	163
結果 20	業務検査の適時実施について(盗難警報設備保守点検作業委託)	163
意見 38	館内の展示資料収蔵スペースについて	164
意見 39	博物館事業基金の取り扱いについて	165
意見 40	業務の実施時期の明示について(盗難警報設備保守点検作業委託)	166
意見 41	警備勤務日誌の様式の定めについて(警備業務委託)	166
意見 42	史跡根城の広場の来場者への対応について	166

監査の結果または意見		頁
八戸市南郷歴史民俗資料館		
結果 21	警備計画書の提出について(機械警備業務委託)	172
結果 22	契約書の文言確認について(機械警備業務委託)	172
結果 23	契約の統合について(消防用設備点検業務委託)	173
結果 24	報告書の提出について(展覧会企画委託)	174
結果 25	随意契約理由の誤りについて(展覧会企画委託)	175
結果 26	備品の管理について	175
意見 43	古民家の取り扱いについて	176
八戸市史跡根城の広場		
意見 44	PR 活動の取り扱いについて	186
意見 45	PR 活動の目標設定について	187
意見 46	来場者の調査について	189
意見 47	来場者の現状への対応について	190
意見 48	市外在住者への対応について	193
意見 49	経費の共通化について	194

第4章 外部監査の結果及び意見―各論―

第1 八戸市立図書館

1. 施設の概要

(1) 施設の設置目的

図書館とは、図書館法第2条に定める、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」である。八戸市においては、図書館法第10条の規定に基づき八戸市図書館条例を制定し、八戸市立図書館を設置する旨を定めている。

また、八戸市図書館条例第1条第2項において、図書館本館の他に、分館として南郷図書館及び図書情報センターを置くことを定めるとともに、同条例第2条において、必要に応じ、分室、閲覧所及び配本所を設けることができるものとされている。

分室は、図書館本館及び分館から離れた地域の住民に図書を貸し出すことを目的としており、平成28年4月現在、市内の公民館の一室を中心に6ヶ所設置している。配本所は、利用者からの申し込みに基づき一時的に設置するものであり、平成28年度においては、デイサービスセンター等に19ヶ所設置されている。なお、閲覧所は設置されていない。加えて、移動図書館車を使用した移動図書館を実施しており、平成28年度においては、10コース全50ヶ所にて実施している。

図書館の運営については、平成24年に以下の方針が定められている。

<八戸市図書館の運営方針> (平成24年制定)

【基本方針】

八戸市図書館は、本館を中心として、分館・分室・移動図書館との連携を図りながら、運営することにより、「いつでも」「どこでも」「だれでも」利用できる図書館を目指します。

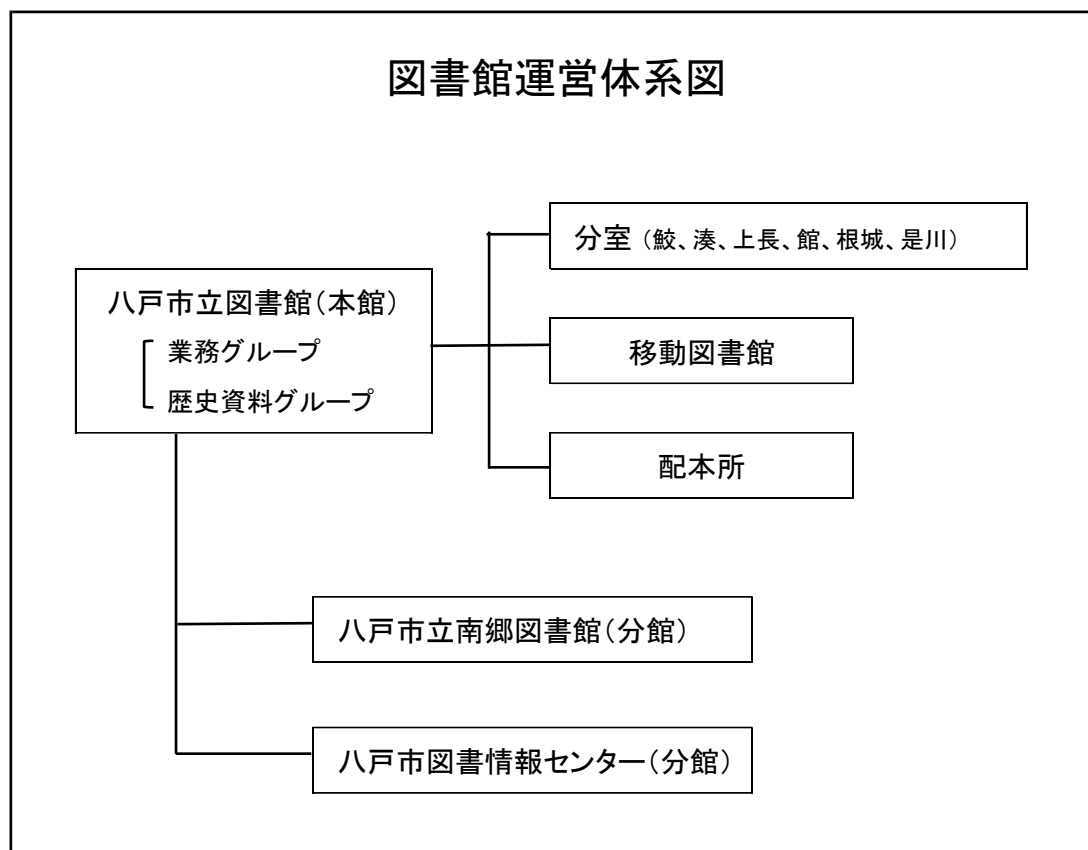
また、市民一人ひとりが、生涯にわたって、豊かで生きがいのある生活を送ることができるよう、「読むこと」「知ること」を支援するため、図書館資料の充実を図るとともに、さまざまな図書館サービスを展開し、利用促進に努めます。

【運営方針】

- 1 図書館資料の充実を図る ～図書館を大切な資料の宝庫にします～
- 2 図書館サービスの充実向上を図る ～おもしろい・役に立つ図書館にします～
- 3 関係機関との連携強化を図る ～図書館はつながりを大切にします～

本報告書においては、分館である南郷図書館及び図書情報センターに関しては、『第2 八戸市立南郷図書館及び八戸市図書情報センター』に分けて記載し、それ以外の事項に関しては、本項『第1 八戸市立図書館』に記載するものとする。

【図表 46】図書館運営体系図



(出典: 図書館作成資料)

(2) 図書館本館の概要

図書館本館は、明治 7 年 6 月開所の八戸書籍縦覧所を前身として、公立書籍館、八戸町立図書館を経て現在に至る。蔵書の特徴として、近世史研究の基礎資料である八戸藩日記を含む八戸南部家文書をはじめ、遠山家日記、小笠原家文書等約 66,000 点の古文書と安藤昌益関係資料等の資料を数多く収蔵している点が挙げられる。

項目	概要		
施設名	八戸市立図書館(図書館本館)		
所在地	八戸市大字糠塚字下道2-1		
設置根拠条例	八戸市図書館条例		
開館年月日	昭和 59 年 5 月 15 日		
施設の内容	鉄筋コンクリート造 地上 3 階建		
	敷地面積	7,300.60 m ²	
	延床面積	3,563.11 m ²	
	階別主要機能		
	1 階	一般図書、児童図書、新聞閲覧コーナー、雑誌コーナー、CD リスニング・コーナー、インターネット・コーナー他	
	2 階	参考図書・郷土資料、三浦哲郎文学コーナー、安藤昌益コーナー、マイクロフィルム・コーナー、事務室他	
開館期間・時間	3 階	閉架書庫、古文書庫	
	月曜日～金曜日	9:00～19:00	
	土・日曜日、祝日	9:00～17:00	
	休館日	月末日(末日が土・日曜日の時は直前の金曜日) 祝日の翌日(翌日が土・日曜日の時は月曜日) 年末年始(12 月 28 日～1 月 4 日) 図書整理期間(年 1 回 15 日以内)	

2. 運営状況

(1) 利用状況

図書館のうち、図書館本館、移動図書館及び分室の運営状況は、以下のとおりである。

① 貸出・窓口サービス(図書館本館)

入館者数は減少傾向にあり、平成28年度の入館者数は、平成24年度と比べて10%程度減少している。一方、貸出冊数は2%程度の減少にとどまっており、貸出利用者数も3%程度の減少である。同期間における八戸市の人口減少率は2.5%程度であり、貸出利用者数はこれと比例するような動きを見せているが、入館者数の減少率は、これを大きく上回る水準にある。

【図表 47】入館者数・開館日数・1日平均入館者数

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1.入館者数(人)	408,664	394,801	378,026	380,260	363,833
2.開館日数(日)	331	330	324	333	327
3.1日平均入館者数(人)	1,234	1,196	1,166	1,141	1,112

(注)1日平均入館者数=入館者数÷開館日数

(出典:図書館作成資料)

【図表 48】貸出冊数・貸出利用者数・1人当たり貸出冊数

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1.貸出冊数(冊)	635,423	622,459	614,144	627,382	624,372
2.貸出利用者数(人)	173,993	170,184	166,216	170,588	167,216
3.1人当たり貸出冊数(冊)	3.6	3.6	3.6	3.6	3.7

(注1)1人当たり貸出冊数=貸出冊数÷貸出利用者数

(注2)貸出冊数には、CDを含む。

(出典:図書館作成資料)

② 新規登録者数、レファレンス⁴件数(図書館本館)

図書館にて図書等を借りる場合には、「個人貸出登録申込書」に氏名・住所などを記入の上、本人がカウンターに提出する必要がある。新規登録者数は当該人数であるが、平成24年度と比べて20%程度の減少を見せている。また、レファレンス件数は、図書を始めとする資料等の所蔵調査・所在調査や資料案内調査・文献案内調査の依頼や相談を受けた件数であるが、概ね横ばいにて推移している。

⁴ レファレンスとは、参考、参照、又は照会や問い合わせのこと。

【図表 49】新規登録者数・レファレンス件数

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新規登録者数(人)	3,280	2,995	2,828	2,718	2,528
レファレンス件数(件)	1,889	2,573	2,601	2,269	2,095

(出典:図書館作成資料)

③ 移動図書館の利用状況

市は、移動図書館車を使用した移動図書館を実施しており、平成 28 年度においては、10 コース全 50 ヶ所にて実施している。貸出冊数は減少傾向にあり、平成 24 年度と比べて 10%程度減少している。

【図表 50】貸出冊数・貸出利用者数・1人当たり貸出冊数・新規登録者数

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1.貸出冊数(冊)	30,144	30,105	32,936	29,312	27,058
2.貸出利用者数(人)	6,750	6,423	6,779	6,803	6,302
3.1 人当たり貸出冊数(冊)	4.4	4.6	4.8	4.3	4.2
4. 新規登録者数(人)	167	149	147	240	188

(注) 1 人当たり貸出冊数=貸出冊数÷貸出利用者数

(出典:図書館作成資料)

④ 分室の利用状況

分室は、図書館本館から離れた地域の住民に図書を貸し出すことを目的としており、平成 28 年 4 月現在、市内の公民館の一室を中心に 6 ヶ所設置している。貸出利用者数は、平成 24 年度と比べて 8%程度減少しているが、平成 26 年 4 月から平成 28 年 8 月まで公民館の改修工事に伴い休館していた分室があったことも一因である。ただし、1 人当たり貸出冊数が上昇していることから、貸出冊数自体は 2.5%程度の減少にとどまっている。

【図表 51】貸出冊数・貸出利用者数・1人当たり貸出冊数

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1.貸出冊数(冊)	18,870	18,016	16,585	16,587	18,402
2.貸出利用者数(人)	7,437	6,942	6,167	6,189	6,845
3.1 人当たり貸出冊数(冊)	2.5	2.5	2.6	2.6	2.6

(注) 1 人当たり貸出冊数=貸出冊数÷貸出利用者数

(出典:図書館作成資料)

(2) 職員の状況

過去 5 年間に於ける職員数の推移は、次のとおりである。なお、平成 26 年度までは、図書館本館に市史編纂室が置かれており、予算科目も分かれていたが、平成 27 年度以降は統合されている。現在、図書館本館においては、市史編纂室の流れを汲み、市史編纂の成果普及等の事業を行う歴史資料グループと、それ以外の業務全般を行う業務グループの 2 グループで構成されている。

【図表 52】職員の状況

(単位:人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
館長	1	1	1	1	1
正職員	13	13	12	11	11
嘱託員	10	10	11	10	11
小計	24	24	24	22	23
臨時職員	5	5	5	5	4
合計	29	29	29	27	27

(注) 正職員休職者は在籍者に含み、代替臨時職員は含んでいない。

(出典:図書館作成資料)

【図表 53】司書数・学芸員数

(単位:人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
司書	8	7	9	6	5
学芸員	3	3	3	4	4

(出典:図書館作成資料)

(3) 運営にかかる費用

過去 5 年間の決算額の推移は次のとおりとなっている。前述のとおり、平成 26 年度までは、図書館に市史編纂室が置かれていた。予算科目も分かれており、図書館は第 10 款教育費の図書館費にて執行されていたが、市史編纂室は第 2 款総務費の市史編さん費にて執行されていた。市史編纂室は平成 26 年度に終了したが、平成 27 年度予算は、平成 26 年度中に予算要求及び議決されたことから、引き続き第 2 款総務費にて執行することとされた。なお、下表における平成 24 年度から平成 27 年度の決算額については、第 2 款総務費の市史編さん費と第 10 款教育費の図書館費とを合算したものを示す。

歳入決算額に大きな変動はないが、歳出決算額は平成 26 年度以降減少傾向にある。これは平成 26 年度にて市史編纂が終了したことによる影響が大きい。また、下表の額は、分館を含む図書館全体にかかる決算額である点に留意が必要である。このため、歳出の委託料には、南郷図書館及び図書館情報センターの指定管理料や

南郷図書館案内標識設置業務委託料等が含まれる。また、備品購入費の大半を占める図書等購入費も、図書館本館のみならず分館も含めたものである。

【図表 54】歳入決算額の推移

(単位:千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総額	5,530	6,156	7,841	5,687	6,356
使用料及び手数料	123	123	127	122	18
寄附金	800	740	1,280	895	1,680
諸収入	4,606	5,292	6,434	4,670	4,657

(注) 諸収入は、嘱託員・臨時職員の社会保険料等徴収金、印刷物販売収入等である。

(出典:図書館作成資料)

【図表 55】歳出決算額の推移

(単位:千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総額	260,302	275,051	273,301	249,006	245,306
報酬	14,199	15,020	16,600	14,675	16,875
給料	53,603	52,609	47,980	44,747	42,402
職員手当等	26,279	28,373	24,923	22,255	21,643
共済費	24,085	24,841	24,254	21,603	20,639
賃金	7,152	11,069	9,799	9,003	8,280
小計	125,320	131,913	123,557	112,283	109,841
報償費	4,462	4,555	5,003	6,313	5,405
旅費	1,210	869	294	182	285
需用費	29,863	33,834	43,153	28,317	25,903
役務費	3,469	3,301	3,940	3,634	4,021
委託料	62,480	66,926	64,558	62,817	63,525
使用料及び賃借料	6,288	4,095	3,428	6,424	6,597
備品購入費	27,076	29,434	29,236	28,910	29,597
負担金補助及び交付金	80	80	80	80	80
公課費	49	40	49	43	49

(注) 繰越明許費を含む。(出典:図書館作成資料)

【参考】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
指定管理料	44,300	44,300	45,847	47,913	47,913

(注) 上表の委託料に含まれる指定管理料。(出典:図書館作成資料)

(4) 平成 28 年度の実施事業

平成 28 年度に実施した主な事業は、以下のとおりである。

【図表 56】図書館の主な実施事業(平成 28 年度)

事業名	事業内容	実績
図書館資料の充実	図書館資料を幅広く収集するとともに、良好な保存管理を行う。	購入冊数 14,486 冊
資料の企画展示	図書館の資料に関心を持ってもらうため、季節や時事に合わせた資料の企画展示を行う。	展示回数 90 回
読書週間行事	春・秋の読書週間に、おはなし会、講演会、本と雑誌のリサイクルフェア等を開催する。	リサイクルフェア来場者 345 人 リサイクル冊数 5,344 冊
絵本等の読み聞かせ	ボランティア団体の協力により、読み聞かせを定期的に開催する。	開催回数 144 回 延べ参加者数 1,178 人
図書館間の相互貸借	図書館ネットワークシステム等を活用し、他図書館との資料貸借により、利用者の資料ニーズに対応する。	他館への貸出 662 冊 他館からの借受 409 冊
調べる学習コンクール	児童生徒の調べる力向上の一助となるよう、図書館を使った調べる学習コンクールを開催する。	応募総数 49 点
学校出前講座	学校図書館の図書の整理や修理、読み聞かせの仕方等について、小・中学校へ出向いて講座を行う。	開催回数 2 回
ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者に、読み聞かせの体験とともに絵本等を贈り、心触れ合うきっかけを作る。	1,748 組
古文書の整理・解読	古文書を良好な状態で整理・保存するとともに、八戸藩日記の解読本の作成を進める。	解読冊数 32 冊
古文書解読講習会	郷土の歴史や古文書への知識を深めるため、古文書解読講習会を実施する。	開催回数 7 回 延べ受講者数 92 人
市史講座	刊行された市史を基に、執筆者等を講師として招き、八戸の歴史について講座を開催する。	開催回数 8 回 延べ受講者数 222 人 (市内散策 4 回を含む)
市史双書の刊行	市史双書「遠山日記」第 5 巻を刊行する。	刊行 1 巻

(出典:図書館作成資料)

3. 監査の結果及び意見

(1) 監査の結果

【結果 9】分室の蔵書点検について

蔵書点検とは、蔵書・資料の現物確認を行う作業である。

八戸市図書館条例施行規則において、年 1 回図書整理期間として休館日を設け、その期間に蔵書点検を実施することとしている。なお、古文書をはじめ閉架書庫にある資料は、図書整理期間以外の時期にも実施している。

(図書館の休館日)

第 4 条 図書館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、館長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 祝日の翌日(その日が日曜日若しくは土曜日又は祝日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日の直後の日曜日等でない日)

(2) 年末年始(12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで)

(3) 館内整理日(毎月末日。ただし、その日が日曜日等に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日)

(4) 図書整理期間(年 1 回 15 日以内)

資料に貼付されたバーコードを読み取ることで、所在不明となっている蔵書をシステム上把握することが可能となる。所在不明となった資料が翌年発見される場合もあるため、3 年連続不明となった資料を除籍対象としている。平成 28 年度における蔵書点検の結果は次のとおりであった。

【図表 57】平成 28 年度蔵書点検結果

区分	市立図書館	南郷図書館	図書情報センター
蔵書点検対象資料数(A)	388,900	60,108	10,079
今年度不明資料数(B)	1,401	4	1
(B)/(A)	0.36%	0.007%	0.01%
3 年連続不明の資料数	389	5	8
発見資料	84	6	0

注: 資料数は CD・DVD を含む冊(点)

(出典: 図書館作成資料より監査人作成)

蔵書点検の対象は、現状、図書館本館・南郷図書館・図書情報センター、移動図書館、配本所の所蔵資料となっている。移動図書館の資料は毎日移動図書館車が図書館本館に戻るため図書館本館で蔵書点検を行う。また、配本所の資料は図書館本館との間で 3 ヶ月程度で全部を入れ替えており、図書整理期間に関わりなく、

入れ替えのつど蔵書点検を行っている。しかし、分室の蔵書については定期的な蔵書点検が行われておらず、不定期にも実施されていない。そのため、分室の運営にあたっている奉仕員からの報告がなければ、不明蔵書を認識することができない。

八戸市図書館条例施行規則その他の規則類において分室を蔵書点検の対象外とする根拠規定はない。また、分室 6 ヶ所の蔵書冊数合計は 42,877 冊と図書情報センターの 14,692 冊(視聴覚資料を含む。)の 3 倍近くにのぼっており、移動図書館の 44,620 冊に匹敵する規模であることから、分室の蔵書を点検対象外とする運用に合理性は見出しがたい。

したがって、分室の蔵書についても蔵書点検の対象とする必要がある。分室の開館日は週 1～2 回であり、開館していない日に図書館職員による蔵書点検を行うことは可能と考える。

6 ヶ所の分室のうち視察した湊分室は、湊公民館の他の部分とは独立した一室ではあるものの、奉仕員の座席から死角になる書架もあり、無断持ち出しのリスクがないとまではいえない印象を受けた。

図書館によると、新規に購入して分室の蔵書となるものについてはバーコードが貼付され、図書原簿とともに図書館本館から送付されている。ただし、古い蔵書ではバーコードの貼付されていないものがあるとのことである。そして、分室での利用減少等により、蔵書が分室から図書館本館に戻される場合に、バーコードのないものは目録による管理とするという説明を受けた。バーコードのないものについては、蔵書管理システムのデータとの照合が行えないため、どのような手法で蔵書点検を行うか、あわせて検討する必要がある。

【結果 10】備品カードの整理について

市における備品管理の方法等は、財務規則等に定められている。原則として、取得価格が 1 万円以上で複数年度にわたり使用する物品を備品として管理しているが、電子化された備品管理システムは存在せず、各部署において紙面での備品カードを作成し管理を行っている。備品カードは 2 枚 1 組の複写式となっており、図書館にて、購入もしくは寄贈により備品を取得した場合、主管課である図書館が備品カードを作成し、そのうち 1 枚を物品主管課である教育委員会教育総務課に送付することとされている。

なお、分館である南郷図書館及び図書情報センターは指定管理者制度が導入されているが、両館の備品カードについても、図書館本館が作成・保管している。

財務規則 抜粋

(分類)

第 219 条 物品は、次に掲げる分類に従い、品名別に整理しなければならない。

- (1) 備品
- (2) 動物
- (3) 消耗品
- (4) 生産品
- (5) 原材料

2 物品主管部長は、前項に規定する分類及び品名を明らかにした物品整理区分表を定めるものとする。

(備品の標識)

第 226 条 物品管理者は、所属備品に標識を付しておかなければならない。ただし、物品の性質、形状その他の理由によって標識を付することが適当でないと認められるものについては、この限りでない。

(手続帳票)

第 235 条 次の表の左欄に掲げる事務を処理しようとするときは、当該右欄に掲げる帳票により行うものとする。

2 備品の管理、不用決定又は処分をする場合	備品カード(別記第 105 号様式)
-----------------------	--------------------

今般の監査において、図書館本館分の備品カードより任意にサンプルを抽出し、現物を確認したところ、取得日が古いものについて、現物が確認できなかった。市によれば、現図書館本館は昭和 59 年の開館であり、現物確認ができなかった備品は、それ以前に別の場所に設置されていた旧図書館時代に取得した備品である。現図書館本館開館時に使用可能なものを移転させた可能性があるものの、現在は存在せず、備品カードのみが残置されているものと推測されるところである。また、消火器については、従前、消火器も備品対象とする時期があったため、その名残と推測されるが、現在は消耗品扱いとなっている。使用期限の関係もあり、現物自体は適切に更新しているものの、備品カードが残置されてしまったものと推測されるところである。

【図表 58】現物が確認できなかった備品等

品名	形状・寸法	取得日	取得価額	数量
レコードキャビネット	130 枚入	昭和 42 年 3 月 31 日	6,400 円	1 個
書棚	7 段 181×242	昭和 46 年 6 月 18 日	40,000 円	2 台
石油ストーブ	ゼネラル 405S	昭和 41 年 10 月 17 日	7,120 円	1 台
カメラ	アサヒペンタックス SP 付属品一式	昭和 43 年 11 月 11 日	59,370 円	1 台
電話器	—	昭和 37 年 1 月 13 日	10,000 円	1 台
布団	掛 1 敷 1	昭和 49 年 3 月 29 日	7,000 円	2 枚
図書消毒器	—	昭和 40 年 8 月 28 日	25,000 円	1 台
消火器	ABC10 型	昭和 58 年 12 月 7 日	156,000 円	20 台

また、現物は確認できたものの、数量が備品カードと一致しないものがあつた。次表の応接椅子は寄贈を受けたものであるが、1 脚しか確認できなかった。車椅子は当時の高齢障害福祉課から所管替えしたものであるが、1 台しか確認できなかった。いずれも数量の違いの理由は不明である。

【図表 59】数量が備品カードと一致しない備品

品名	形状・寸法	取得日	取得価額	数量
応接椅子	布張一人掛 2	昭和 49 年 5 月 14 日	(寄贈)	2 脚
車椅子	RLM・PNW4017	平成 6 年 10 月 25 日	140,000 円	2 台

備品を管理するために作成される備品カードであるが、現状、取得日が古いものを中心に実態を反映していない。図書館本館においては、備品を取得して備品カードを作成した後は、備品カードと現物との照合作業は実施していないとのことであり、備品カードが管理ツールとして十分に機能していないものと考えられる。今後、速やかに、備品の現物の有無を洗い出し、備品カードを整理するとともに、定期的な備品の棚卸を実施することが必要である。

【結果 11】古文書の管理方法の統一について

財務規則においては、備品は購入もしくは寄贈といった取得方法に関わらず、備品カードを作成し管理することとされているが、図書については数量が全 54 万冊程度と膨大であることから、財務規則第 240 条第 1 項に基づき、特別に、図書原簿を作成し管理することとしている。図書原簿は図書館システムにて運用されており、A4 判用紙に 15 冊分の記録が可能な様式となっている。

一方、図書館本館においては、図書以外に古文書も保管しているが、その管理方法が、内部のグループによって異なり、統一されていない。平成 10 年度に設置された市史編纂室(現 歴史資料グループ)においては、古文書についても備品カードを作成するが、備品カードは種類ごとに 1 枚(例:「〇〇家文書 120 点」とし、当該 120 点の詳細は、目録を作成する方法で管理を行っている。これとは異なり、業務グループで管理していた古文書については、備品カードは作成せず、目録を作成する方法で管理を行っている。このため、備品カードを作成する古文書と作成しない古文書とが混在している。あらためて市の物品管理のルールに照らして、古文書の位置付けを整理し、その管理方法を統一することが必要である。

財務規則 抜粋

(供用の記録)

第 240 条 物品供用員は、第 219 条第 1 項各号に定める分類のほか郵便切手類、貸与品及び図書について物品供用簿(別記第 112 号様式)を備え、品目、数量等を明らかにして整理しなければならない。ただし、他の規定その他特別の理由がある場合は、物品供用簿以外の様式により整理することができる。

【結果 12】図書館の運営方針公表の遅延について

図書館法第 7 条の 2 において、文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとされており、これに基づき、文部科学省より、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号)が示されている。現行の告示は、平成 18 年の教育基本法改正に伴う平成 20 年の図書館法改正等を受けて改正されたものであり、改正事項として、公立図書館は、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針を策定し、公表するように努めるものとされたところである。

これを受けて、図書館においても、「1. 施設の概要」に記載した「図書館の運営方針」を平成 24 年に策定したものの、今般の監査で指摘するまで公表されていない状況であった。確かに、図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針の公表は図書館法上においても努力義務規定ではあるものの、特段の理由が無けれ

ば、これを市民に対して公表することが望ましいものである。今後は、より積極的な対応を望みたい。

図書館法 抜粋

(設置及び運営上望ましい基準)

第7条の2 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」 抜粋

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。

(2) 意見

【意見 24】図書館の図書紛失予防策について

【表 57】平成 28 年度蔵書点検結果に示すとおり、図書館本館における今年度不明資料数の蔵書点検対象資料数に占める率が、南郷図書館・図書情報センターと比較して高い。

図書館本館では、不明本の多くが 1 階の一般図書や文庫コーナーの図書であり、無断持ち出しによるものが多いとみている。また、テーマ展示のため閉架書庫から出して展示したもので不明となったものもあるとのことである。

無断持ち出しを防止するにはゲートの設置が有効である。図書館本館 2 階出入口にはゲートが設置されているが、1 階出入口には設置されていない。このため、特に文庫本や新書のような小型の図書が不明となりやすい。

ゲートを設置することは予算上のハードルが高いと考えられるものの、次のような対策を検討する余地がある。

- ① 現在カウンターから遠く、死角になっている文庫コーナーを受付カウンターから目が届きやすい場所に移動する。
- ② 防犯ミラーを設置する。
- ③ 館員の巡回を頻繁に行う。

【意見 25】古文書解読の体制について

図書館本館では、古文書の解読・整理事業を実施している。平成 10 年に、「八戸藩日記」全 607 冊のうち、560 冊が八戸市指定文化財に指定されたが、その際に「原本の解読文の活字化の促進」が付帯意見とされたことから、現在に至るまで継続して解読を進めている。なお、「八戸藩日記」の解読作業が事業として予算化されたのは平成 8 年度からである。

解読作業は民間の個人に依頼しており、平成 28 年度には謝礼として 4,013 千円を支出した。平成 28 年度までに 607 冊中 507 冊(83.5%)の解読が終了し、平成 29 年 9 月時点で残数 91 冊となっている。予算化から 21 年を経過し、今後の計画や終了目標について図書館に質問したところ、年間 20 冊を目標に平成 33 年度までに全部の解読を終了したいとの回答を得た。ただし計画として策定されたものはない。

解読作業の体制としては 3 名で行われている。3 名のうち 1 名は平成 8 年度から継続しており、年齢構成は 3 名が、それぞれ 80 歳代、70 歳代、60 歳代とのことである。解読謝礼は平成 27 年度以降、1 文字につき 2.25 円の出来高制としている。26 年度以前においては、図書館内での作業を前提に日給制であったが、解読スピードに個人差があることや在宅作業の希望が出されたことなどから、出来高制に変更したとのことである。

平成 8 年度から平成 28 年度までの平均的な進捗は 1 年に 24 冊であるが直近 5 年では 1 年に 38.4 冊となっており、平成 25 年度が 30 冊、平成 26 年度が 38 冊、平成 27 年度が 52 冊、平成 28 年度が 32 冊、平成 29 年度は 9 月までに 9 冊とばらつきがある。図書館では、これは一定の解読能力を有する解読員が限定されること及び、解読員の体調や家庭の事情等に鑑みてやむをえないと認識している。

今後、年間 20 冊にペースダウンするとしても、相対的に難易度の高いものが残っていることや解読員の高齢化がさらに進むこと等を考慮すると、終了時期が遅延する可能性がないとは言えない。市の事業として実施する以上、また市指定文化財としての重要性の観点から、解読員の個人的な事情により進捗が左右されることは望ましくない。したがって、平成 33 年度までに確実に解読作業が終了できるように担保する仕組みを作ることが必要と考える。

「八戸藩日記」以外には現在のところ図書館として解読作業の待たれる古文書はないとのことであるが、今後新たに発見されたり、文化財指定を受けたりする可能性もある。図書館本館は初心者向けの古文書解読講習会を毎年開催しており、終了後も受講者が自発的に愛好会を作って勉強を続けているとのことである。中長期的には、そのような市民を古文書解読員として積極的に育成していくことも有効と考えられる。

【意見 26】蔵書回転率について

蔵書冊数に対する貸出冊数の比率(いずれも視聴覚資料を含む。以下「蔵書回転率」という。)を館ごとに比較すると次表のとおりである。蔵書回転率が 100%未満の場合、計算上は 1 年間に一度も貸し出されなかった蔵書が存在することになる。

公益社団法人日本図書館協会が公表している、2016 年の全国の市区立図書館全体での蔵書冊数は 340,074 千冊、貸出数 657,844 千冊であり蔵書回転率は 193.4%となる。八戸市においては図書館本館、移動図書館、分室、南郷図書館でこれを下回っている。特に移動図書館と分室は 100%未満でかつ低下傾向がみられる。

【図表 60】図書館における蔵書回転率の推移

(単位: %)

区分	図書館 本館	移動図書館	分室	南郷図書館	図書情報 センター	合計
平成 18 年度	167.8	77.7	68.7	102.9	468.5	153.0
平成 23 年度	172.9	72.1	52.8	145.8	510.3	161.7
平成 28 年度	158.0	60.6	42.9	103.6	358.5	140.6

(出典: 図書館作成資料より監査人作成)

移動図書館と分室においては固定的な利用者は存在すると推測される。一方、図書情報センターは蔵書冊数は少ないが、他館の蔵書をインターネットで検索・予約して借りるという利用形態が多いと推測される。

蔵書冊数はこの間一貫して増加しているのに対し、蔵書回転率が低下するということは、費用対効果が逡減していることを意味する。この傾向に歯止めをかけるには何らかの対策が必要である。例えば、特に蔵書回転率の低下が著しい分室については、図書館本館との間で蔵書の入れ替えを頻繁に行って新鮮味を高めたり、分室長・奉仕会との協議により運営方法を見直したりするなどして、分室の利用促進を図ることが考えられる。また、インターネット予約システムを利用する場合の受け渡しは現状図書館本館・南郷図書館・図書情報センターで可能となっているが、これを移動図書館と分室にも広げること検討の余地がある。

【意見 27】職員の専門性向上策の検討について

市においては、平成 18 年 2 月に策定された第 4 次八戸市行財政改革大綱の集中改革プランに、八戸市立図書館及び図書情報センターへの指定管理者制度導入が盛り込まれた。これを受けて、以後、教育委員会にて検討作業が実施され、結果として、平成 21 年度より、分館である南郷図書館及び図書情報センターに指定管理者制度を導入することとなった。図書館本館については引き続き検討を重ね、平成 24 年 12 月に直営とするとの結論が出されている。

「本館への指定管理者制度導入に対する検討結果について」(平成 24 年 12 月 25 日八戸市教育委員会)によれば、図書館本館について直営とする理由として、「八戸市立図書館は、歴史のある図書館として、数多くの古文書を有するという他の図書館にはない特性を持ち、それらを後世へ引き継ぐ役目を担う文化施設であるとともに、市民の生涯学習を支えていく社会教育施設として、市内 3 館ある図書館の運営を牽引していく役目を持つ中心館でもある。将来にわたり、これらの役割を果たしていくために、図書館本館の管理運営は、市が直接行うべきである。」と記載されている。また、図書館本館が期待される役割を果たす前提として、図書館職員に求められる専門性が、市直営の場合と比べて、指定管理者制度では期待できない趣旨が述べられている。

「本館への指定管理者制度導入に対する検討結果について」(平成 24 年 12 月 25 日八戸市教育委員会) 抜粋

理由

(1) 古文書・郷土資料の保存管理・閲覧

貴重な古文書・郷土資料を数多く有し、調査研究のため来館する者も多いため、所蔵している資料に精通し、専門性を高め、経験を積んでいく必要があり、契約期間のある指定管理者では継続されない。また、これらの歴史資料の良好な保存管理や古文書の解読整理は、中長期的な政策により、市が直接行うべきである。

(2) 資料の収集・選定

図書館の基幹業務である資料の収集・選定は、長期的視野に立ち、一貫した方針のもと、専門性・公平性及び経験により継続して行ってきた。現在、指定管理図書館である 2 分館の資料選定も、本館が集約して行っており、契約期間のある指定管理者では、長期的・継続的な視点に立った資料の収集・選定は難しい。

(5) 一部の業務への導入

本の貸出・返却を中心とする 1 階カウンター業務に、指定管理者制度を導入した場合、1 階の業務の中には、レファレンスなどの専門的サービスも混在することや、資料収集・選定には、カウンターに立ち、利用者ニーズを把握することが大切となるため、総合的に考えると市で運営するのが適切である。

(9) 職員の資質としての専門性

図書館法には、教育委員会が必要と認める専門的職員を置くことが規定されているとともに、文部科学省の図書館運営上の望ましい基準の中でも、専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員を確保することが規定されており、職員の資質として専門性が重要視されている。

このような職員への専門性の蓄積は、単に図書館の運営主体に変更が無いこと

をもって達成されるものではなく、採用、評価、教育研修、人事異動等によって左右されるものである。しかし、八戸市の場合、特段、図書館の専門職員を採用する制度は採っておらず、一般の行政職として採用された職員が、人事異動の一環として図書館本館に配属されることとなる。今般、平成 28 年度に配置された職員について、市提供資料に基づき、図書館業務経験年数の平均値を試算すると、図書館本館正職員 4.67 年、図書館本館嘱託員 5.36 年であり、合計で 5.00 年であった。一方、指定管理者制度が導入されている南郷図書館は 4.00 年、図書情報センターは 6.14 年であり、合計で 5.15 年であった。ここで言う「図書館業務」の範囲が広く、カウンター業務から選書・レファレンス業務まで含まれることから、単純に当該年数の多寡が専門性の程度を示す訳ではないが、図書館本館の職員の平均図書館業務経験年数 5.00 年で、どこまで専門性や経験が蓄積できているのかは疑問である。特に、図書館本館正職員については、図書館業務経験年数 21 年という職員が 1 名いるが、これは特別な存在であり、この職員を除いた 11 人だと 3.18 年という水準となる。

また、司書資格を保有している職員数で見ても、図書館本館正職員 2 人、図書館本館嘱託員 3 人の計 5 人に対して、指定管理者制度が導入されている南郷図書館は 3 人、図書情報センター 5 人の計 8 人となっている。加えて、古いデータとなるが、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて報告書」(平成 24 年 8 月総務省「これからの図書館の在り方検討協力者会議」)に示された目標基準例においては、人口 30 万人までの段階における専任職員に占める司書率は 46.2%とされているが、図書館本館の場合、主に古文書等を取り扱う歴史資料グループを除く正職員 8 人に対して司書は 2 人であり、司書率は 25%にとどまる。

必ずしも、図書館業務経験年数や司書資格の有無が職員の専門性の程度を示す訳ではないものの、運営主体の職員の専門性を高めるために採用している人事制度を反映した結果であることは事実である。図書館本館を市直営とする理由として挙げた項目については理解できるものであるが、その根拠とするところが、現実の職員配置や人事制度との間に乖離があるのではないかと危惧される。

指定管理者制度に指定期間という制約があるのと同様に、市直営であっても、正職員には人事異動という制約がある。市全体の人事制度との均衡を図ることが必要であるものの、先ずは、市直営の図書館職員に求められる専門性や経験の程度を明確にし、そのような職員を育成するために、どのように職員を育成していく必要があるのか、図書館として整理することが必要であると考え。その上で、司書資格取得の支援や外部研修受講の促進、館内業務のローテーション等、図書館単独で可能なものは速やかに実施し、人事異動のタイミング等、人事課等との協議が必要なものは、積極的に協議していくことが望まれる。

いずれにしても、図書等の収集・保管と併せて、レファレンス機能等といった職員

の専門性の蓄積は、図書館の質を決める重要な要素であり、図書館として、職員の専門性向上策を具体的に検討することが必要である。

【図表 61】平成 28 年度における平均図書館業務経験年数

区分	図書館本館		分館(指定管理者)	
	正職員	嘱託員	南郷図書館	図書情報センター
配置人数	12 人	11 人	6 人	7 人
平均図書館業務経験年数	4.67 年	5.36 年	4.00 年	6.14 年
合計	5.00 年		5.15 年	

(出典:市提供データより監査人作成)

(注)平均図書館業務経験年数は、各人ごとの図書館業務経験年数を合算し、配置人数で除したものである。

【図表 62】平成 28 年度における司書等有資格者数

区分	図書館本館		分館(指定管理者)	
	正職員	嘱託員	南郷図書館	図書情報センター
司書	2 人	3 人	3 人	5 人
合計	5 人		8 人	
学芸員	2 人	2 人	—	—
合計	4 人		—	

(出典:市提供データより監査人作成)

(注)学芸員は古文書の保管管理等に従事するため、分館には配置されない。

【意見 28】嘱託員制度の見直しについて

平成 28 年度においては、図書館本館に正職員 12 人が配置されるとともに、ほぼ同数の嘱託員 11 人が配置されている。嘱託員とは、地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる非常勤特別職の職員であり、具体的な取扱いについては、「八戸市立図書館嘱託員の取扱いに関する要綱」に定められている。休憩時間を除き、週 30 時間の勤務とされ、任用期間は 1 年以内、更新を妨げないものとされている。

図書館本館にて嘱託員を活用する理由として、補助的・定型的業務に対応することとともに、特定の経験・知識、資格等を必要とする業務に専門的に対応することが挙げられており、正職員と同等の専門性や経験が期待される側面があるものと言える。実際、嘱託員 11 人の平均図書館業務経験年数は 5.36 年であり、7 年以上の者も 5 人いる。しかし、現在の採用方法は、臨時的・一時的な業務量の増加に対応する臨時職員の中から勤務状況が良好な者を任用するという方式であり、必ずしも、採用時において、専門的な能力や資格の有無を問うている訳ではない。

一方、今般の地方公務員法及び自治法の改正に伴い、これまで任用等にかかる

制度が不明確であった一般職非常勤職員が整理され、特別職の範囲を、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化するものとされている。当該改正法は平成 32 年 4 月 1 日施行であるが、これに併せて、現在の嘱託員の業務内容を整理し、補助的・定型的業務に対応する者は新設する会計年度任用職員とするとともに、特定の経験・知識、資格等を必要とする業務に専門的に対応する者については、採用基準等を明確化した上で、新たな特別職として任用することが考えられる。その際、特定の経験・知識、資格等を必要とする業務に専門的に対応するためであれば、短期の任用期間を更新する形態ではなく、当初から複数年の任用とした上で、任用期間の経過後には、改めて能力の確認を行う枠組みとすることも考えられる。

いずれにしても、現行の嘱託員は正職員と同程度の人員規模を有するものであり、また、人事異動を伴う正職員を補完するためにも、その専門性を高めることは、正職員の専門性を高めることと同様に重要である。今般の地方公務員法及び自治法の改正を契機に、嘱託員のあり方を見直し、図書館職員の専門性向上に資するものとすることが望ましい。

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の運用について(通知)」

(総行公第 87 号 総行給第 33 号 平成 29 年 6 月 28 日) 抜粋

第2 特別職非常勤職員の任用及び臨時的任用の適正確保

1 特別職非常勤職員の任用の適正確保(第 3 条第 3 項関係)

特別職のうち「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者の職」については、「専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うもの」に限定するものとする。これにより、当該限定された職以外の職については、当該任用根拠により任用することはできないものであること。なお、投票管理者等については、従来は、「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者の職」に該当するものとされていたが、その職権行使の独立性の高さなどの特殊性にかんがみ、独立の類型として整理し、明確化したものであること。さらに、総務省としては、特別職非常勤職員として取り扱うべき職種等について、関係省庁等と調整を行った上で、今後明示する考えであること。

【意見 29】図書館利用者からの要望や利用実態の把握について

指定管理者制度を導入している南郷図書館及び図書情報センターにおいては、指定管理者が任意に利用者アンケートを実施し、利用者からの要望等を把握して

いる。しかし、図書館本館においては、図書館利用者からの要望等を把握する手段としては、図書館のカウンターにて直接、職員に要望等を伝えるか、市が、市民から市政に関する提案・意見や要望等を受ける手段である「市長への手紙」もしくはホームページからの電子メールによっており、平成 23 年度以降は利用者アンケート等を実施していない。図書館利用者からの要望等を把握する手段は利用者アンケートだけではないが、利用者からの要望や苦情等を把握する一手段であることは確かであり、今後、実施することが望まれる。

また、現状、図書の貸出者については、年齢層や男女比等、一部の利用者データを把握しているにとどまっている。図書の貸出者のみならず図書館利用者全体について、年齢層、男女比の他、様々な観点から図書館の利用実態を把握することは、将来的な図書館施策の方向性を検討する上で前提となるものである。特に、世間一般において様々な情報の電子化が進展し、図書館を取り巻く環境が変化しつつある状況においては、八戸市民の図書館の利用実態を把握することは非常に重要である。今後、定期的に利用実態調査を実施することが望ましいものとする。

【意見 30】八戸ブックセンターとのより一層の連携について

八戸ブックセンターは、市長が政策公約に掲げる「本のまち八戸」を目指す取り組みの、乳児（生後 90 日～1 歳未満）とその保護者を対象とした「ブックスタート事業」、小学生を対象とした「マイブック推進事業」、また、3 歳児とその保護者向けに新たに創設した「“読み聞かせ”キッズブック事業」に続く、大人を主な対象とした施設と位置付けられており、平成 28 年 12 月に開設された施設である。また、中心市街地の活性化に寄与するとともに、市民の豊かな心を育み、本のある暮らしが当たり前となる文化の薫り高いまちを目指すため、本と出会う新たな機会の創出、本を通した市民交流及びまちづくりの拠点施設としても位置づけられている。

一方、「八戸ブックセンター基本計画書」では、「八戸ブックセンターでは、提案型・編集型の陳列による本の閲覧スペースの提供と販売、本に関するイベントの開催などを中心に、市内の民間書店や図書館、市民活動と連携しながら、全国で類を見ない、これからの時代にふさわしい本に関する公共サービスを構想し、提供していきます。」とされているものの、図書館においては、その行事やお知らせをブックセンターのホームページに掲載する等の連携に留まっている。

図書館の役割の一つとしては、八戸ブックセンターでの本との出会いを契機に、市民が継続的に本に親しんでいくための場を提供することが考えられる。そのためには、八戸ブックセンターの利用者に対して、図書館の存在を再認識させるとともに、その魅力や活用方法を具体的にアピールしていくことが必要である。今後、八戸ブックセンターとの機能分担を踏まえ、より一層連携する方策を具体的に検討することが望ましい。

【意見 31】八戸市立図書館雑誌スポンサー制度の見直しについて

八戸市立図書館雑誌スポンサー制度は、図書館が購入する雑誌の代金を事業者が負担することにより、当該雑誌を利用して事業者の事業にかかる広告を行う制度である。具体的には、雑誌スポンサーを希望する事業者は、図書館長が定める雑誌リストの中から広告表示を希望する雑誌の購入費用を負担し、当該雑誌の最新号にはカバーを付け、雑誌表面には雑誌スポンサー名を、雑誌裏面には雑誌スポンサーの事業に関する広告を表示するものである。

しかし、平成 27 年度までは利用実績があったものの、平成 28 年度からスポンサーとして名乗りを上げる事業者がない状況である。財政状況が厳しい中で、雑誌購入費用の財源を補填するための制度であるが、事業者側としても、広告効果に乏しければ資金拠出には慎重にならざるを得ない。公立図書館という制約があるものの、八戸市立図書館雑誌スポンサー制度を見直し、より広告効果の上がる手法を検討するとともに、あらためて事業者への一層の周知を図ることが望ましい。

八戸市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱 抜粋

(目的)

第 2 条 雑誌スポンサー制度は、図書資料を広告媒体として活用することにより、民間事業者等に情報発信の場を提供するとともに、雑誌資料購入のための財源を確保し、もって図書館サービスの充実を図ることを目的とする。

(広告の方法)

第 3 条 雑誌スポンサーは、八戸市立図書館長(以下「館長」という。)が別に定める雑誌リストに掲載された雑誌(以下「スポンサー対象誌」という。)の中から広告表示を希望する雑誌の購入費用を負担し、館長は当該費用により購入した雑誌(以下「スポンサー誌」という。)を図書館雑誌コーナーに配架する。

2 館長は、スポンサー誌の最新号にカバーを付け、雑誌表面には雑誌スポンサー名を、雑誌裏面には雑誌スポンサーの事業に関する広告を表示するものとする。

3 前項の雑誌スポンサー名及び雑誌スポンサーの事業に関する広告の用紙は雑誌スポンサーが用意するものとし、その規格等は別表のとおりとする。

4 スポンサー誌の配架場所は、館長が決定する。

(広告の表示期間)

第 6 条 広告の表示期間は、館長が雑誌スポンサーを決定した日の属する月の翌月から年度末までとする。

2 前項の期間満了の 3 ヶ月前までに、雑誌スポンサーから期間更新の意思表示があった場合は、広告の表示期間はさらに 1 年間更新されるものとし、以後、更新後の通算の広告表示期間が 3 年未満となる場合に限り、同様とする。

【意見 32】図書館独自の事業計画の策定について

図書館法第7条の2において、文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとされており、これに基づき、文部科学省より、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）が示されている。現行の告示は、平成20年の図書館法改正より、図書館の運営の状況に関する評価や運営の状況に関する情報の提供にかかる努力義務規定が定められたことを受け、「基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらにかかる目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努める」こと等が定められている。

市においては、八戸市教育振興基本計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）を策定し、図書館に関連する取組と目標を掲げるとともに、毎年度の実績に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に取り纏めている。現行の八戸市教育振興基本計画においては、「図書館施設の整備」、「図書館の利用促進」、「古文書の整理・解読の推進」等の取組が掲げられており、計画期間における指標等も示されている。

しかし、現在のように、世間一般において様々な情報の電子化が進展し、図書館を取り巻く環境が変化しつつある状況においては、図書館をより一層機能させるため、八戸市教育振興基本計画を上位計画としながら、図書館の利用実態の分析や、より詳細なレベルでの指標設定、職員の育成方針・専門性向上策等も含めた図書館独自の事業計画を策定することが望ましい。また、策定した事業計画に対しては、毎年度の実績を踏まえた評価を行った上でその結果を公表するとともに、翌年度以降の事業計画に反映させる運用とすることが必要である。

いずれにしても、図書館を取り巻く環境が大きく変化しつつある中、将来的に図書館の果たすべき役割を整理し、それに向けた取り組みをまとめた図書館独自の事業計画を策定することが望ましいものとする。

図書館法 抜粋

（運営の状況に関する評価等）

第7条の3 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第7条の4 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理

解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」 抜粋

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の 2 の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- 2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会(法第 14 条第 1 項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。)の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、前 2 項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市町村立図書館は、第 1 項及び第 2 項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク(以下「インターネット等」という。)をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

【意見 33】備品台帳の作成について

市は、図書館本館、南郷図書館及び図書館情報センターの備品を管理するために、備品カードを作成している。備品カードには品名、型式、購入先、取得日、取得額等の備品を特定するための各項目が記載されており、カードはファイリングされ、保管されている。市は、この備品カードを備品管理用の資料として利用しているが、一般的には、備品管理のためには固定資産台帳を作成し、一覧性があるものを使用することが多い。図書館本館、図書館及び図書館情報センターの3施設で、共通様式の固定資産台帳を作成し、適正に管理する必要がある。

第2 八戸市立南郷図書館及び八戸市図書情報センター

1. 施設の概要

(1) 施設の設置目的

南郷図書館及び図書情報センターは、八戸市図書館条例第1条第2項に基づき、図書館本館の他に設置される分館である。

(2) 南郷図書館及び図書情報センターの概要

① 南郷図書館

南郷図書館は、平成17年2月旧南郷村の村立図書館として開館し、八戸市との合併により、平成17年3月に八戸市立南郷図書館と名称を改めたものである。南郷地区がジャズの里とされていることにちなみ、ジャズのコーナーを設置している他、複数の読書室や読書コーナーを配置し、ゆとりある空間を提供していることが特色である。

項目	概要		
施設名	八戸市立南郷図書館(分館)		
所在地	八戸市南郷大字市野沢字中市野沢 39－1		
設置根拠条例	八戸市図書館条例		
開館年月日	平成 17 年 2 月 1 日		
施設の内容	鉄筋コンクリート一部鉄骨造 地上 2 階建		
	敷地面積	7,252.36 m ²	
	延床面積	1,937.11 m ²	
	階別主要機能		
	1 階	開架図書室、お話会室、雑誌コーナー、視聴覚コーナー、ジャズコーナー、読書室、郷土資料室、閉架書庫、集会室、事務室、作業室	
2 階	視聴覚室、休憩コーナー		
開館期間・時間	月曜日～金曜日 9:00～19:00 土・日曜日、祝日 9:00～17:00		
	休館日	月末日(末日が土・日曜日の時は直前の金曜日) 祝日の翌日(翌日が土・日曜日の時は月曜日) 年末年始(12 月 28 日～1 月 4 日) 図書整理期間(年 1 回 15 日以内)	

② 図書情報センター

図書情報センターは、平成 14 年 11 月、東北新幹線の開業に合わせ、視聴覚資料を中心とした施設として、八戸駅ビル 1 階に開設されたものである。利用者に駅の乗降客が多いという特性から、DVD・CD といった視聴覚資料の他、新聞、雑誌、郷土資料も数多く揃え、新しい情報を提供することとしている。

項目	概要		
施設名	八戸市図書情報センター(分館)		
所在地	八戸市大字尻内町字館田 1-1 八戸駅ビル 1 階		
設置根拠条例	八戸市図書館条例		
開館年月日	平成 14 年 11 月 21 日		
施設の内容	鉄筋コンクリート一部鉄骨造 8 階建ての 1 階部分		
	敷地面積	— m ²	
	延床面積	314.00 m ²	
	階別主要機能		
	1 階	開架図書室、インターネット・コーナー、新聞・雑誌コーナー、郷土資料コーナー、映像・音響ブース、事務室	
開館期間・時間	月曜日～金曜日	10:00～20:00	
	土・日曜日、祝日	10:00～18:00	
	休館日	月末日(末日が土・日曜日の時は直前の金曜日)	
		祝日の翌日(翌日が土・日曜日の時は月曜日)	
		年末年始(12 月 28 日～1 月 4 日)	
		図書整理期間(年 1 回 15 日以内)	

(3) 指定管理業務の概要

平成 21 年度より、南郷図書館及び図書情報センターは一括して指定管理者制度が導入されている。平成 28 年 4 月現在における南郷図書館及び図書情報センターの指定管理業務の内容は次のとおりである。

なお、平成 28 年度現在の指定管理者については、平成 26 年度において選定手続きが行われている。

項目	南郷図書館	図書情報センター
指定管理者	株式会社図書館流通センター	
指定管理者の分類	株式会社	
指定期間	5 年(平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日)	
選定方法	公募 (南郷図書館及び図書情報センターを一括して選定)	
指定管理料、 利用料金等	指定管理料	
指定管理者が行う 業務の内容	<八戸市図書館条例> 第 5 条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。 (1) 図書館資料の整理及び保存に関する業務 (2) 指定管理図書館の利用に関する業務 (3) 指定管理図書館の施設、設備等の維持管理に関する業務 (4) その他八戸市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める業務	

2. 運営状況

(1) 利用状況

南郷図書館及び図書情報センターの運営状況は、以下のとおりである。

① 貸出・窓口サービス(南郷図書館)

入館者数は平成 27 年度までは増加傾向にあったものの、平成 28 年度は減少に転じている。しかし、平成 21 年度の指定管理者制度導入以前においては、6 万人台であったことに比べると、指定管理者制度導入の効果が出ているものと言える。また、平成 28 年度の貸出冊数も減少しているが、これは貸出利用者数の減少に伴うものであり、1 人当たり貸出冊数に大きな変動はない。

【図表 63】入館者数・開館日数・1 日平均入館者数

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1.入館者数(人)	88,643	87,221	92,389	92,761	86,642
2.開館日数(日)	331	331	325	333	330
3.1 日平均入館者数(人)	267	263	284	278	262

(注)1 日平均入館者数=入館者数÷開館日数

(出典:図書館作成資料)

【図表 64】貸出冊数・貸出利用者数・1 人当たり貸出冊数

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1.貸出冊数(冊)	65,925	63,447	69,395	70,279	64,196
2.貸出利用者数(人)	17,505	16,688	17,850	18,030	16,851
3.1 人当たり貸出冊数(冊)	3.7	3.8	3.8	3.8	3.8

(注 1)1 人当たり貸出冊数=貸出冊数÷貸出利用者数

(注 2)貸出冊数には、CD・DVD を含む。

(出典:図書館作成資料)

② 新規登録者数、レファレンス件数(南郷図書館)

新規登録者数は減少傾向にあり、平成 24 年度と比べて 28%程度の減少を見せている。一方、レファレンス件数は増加傾向にある。

【図表 65】新規登録者数・レファレンス件数

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新規登録者数(人)	425	342	387	324	303
レファレンス件数(件)	873	1,286	1,726	1,428	1,655

(出典:図書館作成資料)

③ 貸出・窓口サービス(図書情報センター)

入館者数は減少傾向にあり、平成 28 年度の入館者数は、平成 24 年度と比べて 16%程度減少している。また、貸出利用者数も 14%程度減少しているが、貸出冊数は 9%程度の減少にとどまっている。平成 28 年度 1 人当たり貸出冊数は 2.9 冊と増加したものの、施設規模が小さいこともあり、図書館本館及び南郷図書館が 3.6 ～3.8 冊であるのに比べると低い水準にある。

【図表 66】入館者数・開館日数・1 日平均入館者数

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1.入館者数(人)	84,937	80,496	75,260	75,221	71,202
2.開館日数(日)	331	331	325	334	330
3.1 日平均入館者数(人)	256	243	231	225	215

(注) 1 日平均入館者数=入館者数÷開館日数

(出典: 図書館作成資料)

【図表 67】貸出冊数・貸出利用者数・1 人当たり貸出冊数

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1.貸出冊数(冊)	57,829	55,434	52,676	55,321	52,676
2.貸出利用者数(人)	20,600	19,841	18,712	19,553	17,693
3.1 人当たり貸出冊数(冊)	2.8	2.7	2.8	2.8	2.9

(注 1) 1 人当たり貸出冊数=貸出冊数÷貸出利用者数

(注 2) 貸出冊数には、CD・DVD を含む。

(出典: 図書館作成資料)

④ 新規登録者数、レファレンス件数(図書情報センター)

新規登録者数は減少傾向にあり平成 24 年度と比べて 32%程度の減少を見せている。また、レファレンス件数についても同様であり、50%を超える減少となっており、減少が顕著である。

【図表 68】新規登録者数・レファレンス件数

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新規登録者数(人)	369	332	299	283	250
レファレンス件数(件)	876	700	662	521	434

(出典: 図書館作成資料)

(2) 職員の状況

過去 5 年間における南郷図書館及び図書情報センターの職員数の推移は、次のとおりである。なお、指定管理者制度が導入されていることから、当該職員数は、全て指定管理者の職員である。

① 南郷図書館

【図表 69】職員の状況 (単位:人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
館長	1	1	1	1	1
統括責任者	0	0	0	0	0
チーフ	1	1	1	1	1
スタッフ	4	4	4	4	4
合計	6	6	6	6	6

(出典:図書館作成資料)

【図表 70】司書数 (単位:人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
司書	5	4	4	4	3

(出典:図書館作成資料)

② 図書情報センター

【図表 71】職員の状況 (単位:人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
館長	0	0	0	0	0
統括責任者	1	1	1	1	1
チーフ	1	1	1	1	1
スタッフ	4	4	4	5	5
合計	6	6	6	7	7

(出典:図書館作成資料)

【図表 72】司書数 (単位:人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
司書	2	3	4	5	5

(出典:図書館作成資料)

(3) 運営にかかる費用

過去 5 年間に於ける指定管理料の推移は次のとおりである。

【図表 73】指定管理料の推移

(単位:千円)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
指定管理料	44,300	44,300	45,847	47,913	47,913

(出典:図書館作成資料)

(4) 平成 28 年度の実施事業

平成 28 年度に実施した主な事業は、以下のとおりである。

① 南郷図書館

事業名	実績
紙芝居・絵本の読み聞かせ(定期開催)	47 回 延べ 208 人
おはなし会	12 回 延べ 347 人
季節や行事に合わせた図書の展示	56 回
学校訪問(ブックトーク、アニマシオン等)	23 回
本と雑誌のリサイクルフェア (産業文化まつり会場)	2 日間 延べ 705 人 1,327 冊

(出典:図書館作成資料)

② 図書情報センター

事業名	実績
おはなし会	3 回 延べ 14 人
季節や行事に合わせた図書の展示	40 回
学校訪問(出張おはなし会、ブックトーク)	7 回
雑誌のリサイクルフェア (産直・郷土食フェアに合わせて実施)	延べ 289 人 1,176 冊

(出典:図書館作成資料)

3. 監査の結果及び意見

(1) 監査の結果

【結果 13】備品カード上における備品の重複について

南郷図書館分の備品カードを閲覧したところ、同一の備品(検索・車椅子閲覧・AV ブース)について、別の番号を付して重複して登録されていた。市によれば、南郷図書館は旧南郷村により設置されたものであり、合併に伴い、備品を引き継いだ際に重複して登録されたものと推測されるとのことである。

図書館本館と同様、分館の備品についても、備品を取得して備品カードを作成した後は、備品カードと現物との照合作業は実施していないとのことであり、備品カードが管理ツールとして十分に機能していないものと考えられる。今後、分館についても、速やかに、備品の現物と備品カードとの整合性を確認し、備品カードを整理するとともに、定期的な備品の棚卸を実施することが必要である。

【図表 74】備品台帳上、重複して登録されている備品

番号	品名	形状・寸法	取得日	取得価額	数量
1	検索・車椅子閲覧・AV ブース	キハラ木製 7+4 ブース	平成 16 年 11 月 12 日	2,231,250 円	1
25	検索・車椅子閲覧・AV ブース	キハラ木製 7+4 ブース	平成 16 年 11 月 12 日	2,231,250 円	1

【結果 14】重要物品の固定資産管理台帳への登録漏れについて

市においては、備品は紙面での備品カードで管理することとされているが、総務省より、統一的な基準による財務書類等を原則として平成 29 年度までに作成することが求められている。統一的な基準による財務書類等を作成するに当たっては、備品を含む公有財産及び物品についても、固定資産台帳を整備し、これを基礎として作成する必要がある。このため、市においても、平成 28 年度より固定資産管理台帳システムの運用が開始され、取得価額 50 万円以上の重要物品について、固定資産管理台帳に登載することとしている。固定資産管理台帳システムの所管部署は行政管理課であり、各所管部署に対して、毎年 1 回、重要物品の固定資産管理台帳システムへの登録依頼(1 月頃)があるとともに、登録漏れの有無の確認依頼(6 月頃)がある。

今般、登録漏れの確認用の書面「保有する重要物品に関する個別調査票」を閲覧したところ、図書館本館及び図書情報センターにかかる重要物品は記載されていたものの、南郷図書館にかかる重要物品が記載されていなかった。市によれば、平成 28 年度の固定資産管理台帳システム運用開始時の登録が漏れたものと推測さ

れるとのことである。備品の現物管理は備品カードにて行われるものであるが、固定資産管理台帳への登録が漏れれば、市の財務書類として作成される貸借対照表の資産額や行政コスト計算書の減価償却費に影響を与えることとなる。

南郷図書館分だけでなく、図書館本館及び図書館情報センター分についても、あらためて、登録漏れの有無を確認するとともに、今後、備品カードについても、重要物品に該当するものを区分して保管する等、登録漏れが生じることのないよう運用を工夫する必要がある。

【図表 75】固定資産管理台帳への登録が漏れている備品

番号	品名	形状・寸法	取得日	取得価額	数量
1	検索・車椅子閲覧・AVブース	キハラ木製 7+4 ブース	平成 16 年 11 月 12 日	2,231,250 円	1
33	スチール書架	キハラ直立複式 6 連 7 段	平成 16 年 11 月 12 日	608,475 円	1

【結果 15】指定管理者の作成する備品一覧表の記載漏れについて

南郷図書館及び図書館情報センターでは、管理の対象となる備品について、指定管理者が一覧表を作成し、現物の有無を管理している。図書館本館で管理している貸与備品のカードから 4 件抽出し、図書館情報センターの一覧表と突き合わせたところ、図書館情報センターの一覧表に記載されていない備品が 1 件発見された。現物が実在することは確認できたため、図書館情報センターにおける一覧表への記載漏れが原因と判明した。備品を取得したときは、指定管理者はすみやかに一覧表に追加し、定期的の実査を行い、一覧表に過不足なく計上されていることを確認することが求められるが、市においても、可能な限り指定管理者の管理方法についての監督を行い、管理業務が適正に行われているかの確認が望まれる。

【結果 16】指定管理業務と自主事業の区別の徹底について

指定管理者の募集要項では、自主事業について次のように規定している。

5 自主事業 指定管理者は、指定管理業務以外に施設を利用して、イベントや物販など、自己の責任と費用をもって「自主事業」を実施することができる。 ① 実施に当たっては事前に教育委員会の承認を必要とし、施設の設置目的を妨げるおそれのあるもの、教育委員会の施設で実施する事業としてふさわしくないもの等は認めない。 ② 実施に要する経費は自己の財源で賄うものとし、指定管理料からの支出は認めない。 ③ 図書館法第 17 条の規定に反しない料金を、入場者から徴収するなどして収入を得ることも可とする。なお、その場合の収入は指定管理者に帰属する。
--

- ④ 自主事業が、指定管理業務に支障を与えていると判断される場合は、自主事業の改善、中止等を命じる場合がある。
- ⑤ 事業計画で提案する自主事業の実施が認められない場合、申請そのものを辞退する可能性がある法人等は、必ずその旨を事業計画書に明示すること。

上記規定によると、自主事業を実施するにあたっては、事前に教育委員会の承認を受け、実施費用は指定管理料と明確に分けることを要求されている。

また、指定管理者は、指定管理の期間中、各年度が始まる前に教育委員会に対して事業計画を提出しており、平成 28 年度の事業計画においては実施する自主事業は「自動販売機設置事業」としているし、年度終了後の実績報告においても自主事業の収支報告には「自動販売機設置事業」しか記載していない。

一方、市が実施している平成 28 年度の指定管理者総合評価表の自主事業評価については以下のように記載されている。

各種自主事業を積極的に行い、集客に努めていた。		
区分	南郷図書館	図書情報センター
本と雑誌のリサイクルフェア	705 人	289 人
その他イベント(お話会、出張講座、天文教室等)	1,878 人	333 人

以上のように、指定管理者が実施している自主事業は「自動販売機設置事業」であるのに対し、総合評価では各施設が行っている「本と雑誌のリサイクルフェア」や「出張講座等のイベント」が自主事業とされており、内容が整合していない。

自主事業は、指定管理者の収益に直接関係する重要な事業であるものの、その費用は指定管理料からの支出は認められておらず、指定管理者の自己財源で賄わなければならない。したがって、施設の管理業務と自主事業を明確に区分し、経費の混同がないように実施し、正確な事業報告が行われなければならない。

【結果 17】指定管理業務における決算報告の需用費の記載誤りについて

平成 27 年度の収支決算報告書のうち、建物管理業務の予算金額は 2,265,278 円(9 項目の集計値)と記載されているが、建物管理業務の正しい予算額は 2,261,000 円であり 4,278 円異なっている。

市は、決算報告書を受領したときは計算結果や記載内容が正確なものであるかを確認し、間違いを発見した場合には正しいものを提出するように指導しなければならない。

(2) 意見

【意見 34】指定管理者の公募における競争性が発揮される仕組みについて

市の指定管理者の募集にかかる基本方針によると指定管理者は原則として公募によって候補者を募ることとしている。南郷図書館及び図書情報センターにおいても平成 27 年度の指定管理者の募集は公募としていたが、株式会社図書館流通センター(以下、「TRC」という。)以外の団体は募集に応じなかった。これは、前回(平成 24 年度)及び前々回(平成 21 年度)の募集においても同様であり、手を挙げた団体はTRC以外にない状況であった。

他の団体が公募に応じない理由は様々考えられるところである。第一に、民間が運営している類似の施設がないため施設運営のノウハウを持っている民間事業者が少ないということが考えられる。第二に、図書館業務が単なる図書の貸出だけでなく、生涯学習活動の充実や近隣住民との積極的な関りや、地域活動への参加など多岐にわたること、また、第三として、八戸市図書情報センター及び八戸市立南郷図書館はともに指定管理制度を導入して以来TRCがその管理運営を担ってきており、新規参入を検討している業者は募集時の選考段階で自らの優位性をアピールできる可能性がそもそも低いと判断している、ということも考えられる。

公募することによるメリットは、第一に、選定時に競争原理が働くことにより、施設管理コストの軽減が行われることにある。第二に、複数の事業者の参入により、多様なサービスが提案され、利用者に対するサービスの向上につながる事が挙げられる。しかし、1 者応募が続いている現状では、南郷図書館及び図書情報センターについては公募することによるメリットは享受できていないとも考えられる。

現状の指定管理者制度が、複数の事業者の参入が見込まれ、競争性が発揮される制度運用になっているかを改めて検証し、課題や問題点を見つけ、必要に応じて次の募集までに見直されることが期待される。

【意見 35】指定管理業務における営繕管理業務の委託について

市と指定管理者の間で締結された包括協定書第 15 条は、管理業務の第三者への委託について次のように規定している。

(管理業務の一括委託禁止)

第 15 条 乙は、管理業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、管理業務の主たる業務以外で、専門的知識又は技能を必要とし、自ら行うことが困難な業務については、あらかじめ甲に届け出た上で、第三者に委託することができる。

2 前項ただし書きの規定により乙が管理業務の一部を第三者に委託する場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、乙が委託をする第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害等については、全て乙が負担するものとする。

また、包括協定書第 51 条は請求、通知等の様式について次のように規定している。

(請求、通知等の様式)

第 51 条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、報告、承認等は、本協定に別に定めがある場合を除き、書面により行うものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

この第 15 条の規定では、主たる業務以外で一定のものは第三者に委託が可能であるとされており、指定管理者は設備等の維持管理に関する業務の一部を第三者に委託している。具体的には、定期的に行われる清掃業務、警備業務、エレベーター保守業務等である。また、第 51 条の規定では、第三者への委託業務についての届出は書面で行うことが求められている。

平成 28 年度の第三者への委託業務については、市に対して、委託先等についての報告は行われているが、書面での届出は行われていない。管理業務の一部を委託するにあたっては、必ず書面で届け出なければならない。

また、第三者への委託は随意契約で行われることが想定され、建物維持管理のための保守契約は金額的にも大きくなる。平成 28 年度の建物管理業務については、228 万円の支出であった。財務規則では、随意契約の限度額は建物維持管理業務であれば 50 万円であるため、市が直接管理するのであれば、競争入札の手続きをとらなければならない金額である。また、随意契約をしようとするときも、2 人以上から見積書をとることが求められている。

したがって、第三者へ委託する届出については、単に委託をすることの通知にとどまらず、可能であれば随意契約や見積合わせ等の委託先業者選定の方法を明示した情報の提供を受けることが望ましい。

【意見 36】備品シールの貼付について

備品シールの貼付状況を確認したところ、村立図書館として運営していた時期に取得した備品については、備品シールの貼付が行われていなかった。南郷図書館は、平成 17 年 2 月に旧南郷村の村立図書館として開館し、八戸市との合併により、平成 17 年 3 月に八戸市立南郷図書館と名称を改め現在に至っている。八戸市に代わってすでに 10 年以上が経過しているため、管理方法を統一し、貼付可能なすべての備品について、適正に備品シールを貼付することが必要である。

【意見 37】指定管理業務における燃料費の精算について

【図表 76】平成 27 年度及び平成 28 年度予算決算差異分析 (単位:千円)

項目	平成 27 年度			平成 28 年度		
	予算	決算	差額	予算	決算	差額
収入の部計	47,978	48,002	△ 23	47,992	48,003	△ 10
①人件費計	29,879	31,000	△ 1,120	29,904	30,882	△ 978
②施設設備維持管理費計	13,457	11,349	2,107	13,387	12,056	1,331
③事業費及びその他の運営費計	2,429	2,379	50	2,461	2,235	226
④消費税及び地方消費税	2,212	2,373	△ 161	2,238	2,386	△ 148
支出の部計	47,978	47,103	875	47,992	47,561	431
収支差額	0	899	△ 899	0	442	△ 442

(出典:平成 27 年度及び平成 28 年度事業報告より監査人が一部加工して作成)

平成 27 年度及び平成 28 年度の予算と決算の差異分析を行うと、大きく増減しているのは、①人件費計と②施設設備維持管理費計である。

人件費については、予算に比べ決算額が大きく、予算を超過して支出したことがわかる。反対に施設設備維持管理費については、予算額より決算額が小さく、予定した金額より少ない金額で事業が実施できたことがわかる。また、指定管理料である収入や③事業費及びその他の運営費計、④消費税及び地方消費税については、大きな増減はなく、ほぼ予定通りの金額が発生した。結果的には、平成 27 年度は 899 千円、平成 28 年度は 442 千円の収支差額が生じ、これが指定管理者の利益となっている。

利益の源泉となっている②施設設備維持管理費の詳細を分析すると、次表のとおりである。

【図表 77】施設設備維持管理費の内容

(単位:千円)

項目	平成 27 年度			平成 28 年度		
	予算	決算	差額	予算	決算	差額
②施設設備維持管理費						
電気料	3,425	3,142	282	3,425	3,007	417
ガス使用料	1,133	1,055	77	1,133	1,265	△ 132
灯油使用料	3,450	1,981	1,468	3,200	2,424	775
その他	5,449	5,171	280	5,629	5,360	271
②施設設備維持管理費計	13,457	11,349	2,107	13,387	12,056	1,331

(出典:平成 27 年度及び平成 28 年度事業報告より監査人が一部加工して作成)

平成 27 年度及び平成 28 年度の施設設備維持管理費の中で、予算と決算に大きく差が生じる原因となっているのは、灯油使用料であることがわかる。平成 27 年度では、3,450 千円の予算となっていたものの、実際には 1,981 千円で済んだため、1,468 千円の差額が生じた。また、平成 28 年度においては、平成 27 年度の実績を考慮して予算額を前年より 250 千円減らして予算額を 3,200 千円としたものの、結果的には 2,424 千円で済んだため 775 千円の差額が生じることとなった。

燃料費については、特別な要因により燃料油の国内価格に著しい変動が生じた場合は「指定管理者燃料費負担金運用基準」により、その増加負担分を一定の基準により指定管理者から市に請求できる規定がある。一方、燃料費予算が余った場合でも他の費用と同様に、指定管理料の精算は行う必要はない。すなわち、特別な要因ではあるが、燃料費の予算超過が生じた場合には赤字分の請求はできるのに対し、予算が余った場合には、そのまま指定管理者の収入になっている。

施設を管理運営するにあたっては、冷暖房は欠かせないものであり、特に図書館では老人や幼児・児童も頻繁に訪れるため、常に適正な室内温度による管理が求められる。加えて、温度や湿度の管理は、自然条件や建物設計の影響がほとんどであり、指定管理者の努力が及びにくい。したがって、燃料費については精算項目とすることが望ましい。

第3 八戸市博物館

1. 施設の概要

(1) 施設の設置目的

博物館は、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法第 18 条の規定に基づいて設置された施設である。

<八戸市博物館基本理念> (昭和 58 年 7 月策定)

「八戸の風土から生まれ、先人達が守り育ててきた貴重な文化遺産を通じて、豊かな明日を考える」

<八戸市博物館運営基本方針> (平成 24 年 7 月策定)

- ・ 郷土の歴史や文化を示す資料を収集・保存し、後世に伝えます。
- ・ 魅力的な展示を通して、郷土の歴史や文化を紹介します。
- ・ 地域の文化を調査・研究し、その成果を郷土の歴史や文化の理解に役立てます。
- ・ 市民や学校と連携し、郷土の歴史や文化を楽しく学べる教育の機会を提供します。
- ・ 博物館活動を広く発信し、身近な博物館を目指します。

(2) 博物館の概要

項目	概要
施設名	八戸市博物館
所在地	八戸市大字根城字東構 35-1
設置根拠条例	八戸市博物館条例
設置年月日	昭和 54 年 4 月 博物館建設調査費計上 昭和 58 年 7 月 15 日 開館
施設の内容	敷地面積 7,725.00 m ² 建築面積 2,073.16 m ² 展示室面積 738.24 m ² 教育普及設備 224.88 m ² 収蔵庫面積 819.09 m ² 延床面積 3,767.49 m ² 鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 2 階 塔屋 1 階

項目	概要																										
開館期間・時間	9:00～17:00(入館は 16:30 まで) 休館日 月曜日(祝日の場合はその翌日・第 1 月曜日は除く) 祝日の翌日(ただし、土・日にあたる場合は開館) 年末年始(12 月 27 日～1 月 4 日)																										
利用料等	(単位:円) <table> <tr> <th colspan="2">区分</th><th>一般</th><th>高・大学生</th><th>小・中学生</th></tr> <tr> <td rowspan="2">博物館</td><td>個人</td><td>250</td><td>150</td><td>50</td></tr> <tr> <td>団体</td><td>130</td><td>80</td><td>30</td></tr> <tr> <td rowspan="2">根城の広場・博物館 共通券</td><td>個人</td><td>400</td><td>240</td><td>80</td></tr> <tr> <td>団体</td><td>260</td><td>160</td><td>60</td></tr> </table> ※ 団体は 20 人以上である。 ※ 特別展の場合、料金の変更がある。 ※ 障がい者・市内の 65 歳以上の方は半額になる。 ※ 市内の小・中学生は無料である。				区分		一般	高・大学生	小・中学生	博物館	個人	250	150	50	団体	130	80	30	根城の広場・博物館 共通券	個人	400	240	80	団体	260	160	60
区分		一般	高・大学生	小・中学生																							
博物館	個人	250	150	50																							
	団体	130	80	30																							
根城の広場・博物館 共通券	個人	400	240	80																							
	団体	260	160	60																							

2. 運営状況

(1) 利用状況

【図表 78】利用者数及び入館料収入の推移

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
入館者総数	15,310 人	16,602 人	20,478 人	18,771 人	19,100 人
開館日数	319 日	314 日	313 日	311 日	313 日
平均入館者数	48.0 人	52.9 人	65.4 人	60.4 人	61.0 人
入館料収入	2,060,620 円	1,889,760 円	2,543,530 円	2,246,550 円	2,553,060 円

(出典: 博物館作成資料)

(2) 職員の状況

【図表 79】職員の状況の推移

(単位: 人)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
常勤	7	7	7	7	7
非常勤・臨時・嘱託	3	3	3	3	2
受付・解説員(委託)	4	4	4	4	4
合計	14	14	14	14	13

※ 「非常勤・臨時・嘱託」には、非常勤の館長も含まれる(平成 24 年～平成 27 年度)。

(出典: 博物館作成資料)

(3) 運営にかかる費用

【図表 80】歳出(当初予算)の推移

(単位: 千円)

区分	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	備考
運営経費	75,209	75,406	59,230	104,001	
教育普及	1,630	4,126	4,338	4,510	謝礼、費用弁償の一部、体験学習用品、印刷製本費、図書購入費など
施設維持管理費	47,905	48,185	30,091	71,297	修繕料、工事費、委託料
その他	25,674	23,095	24,801	28,194	
展示活動経費	11,558	12,675	14,416	12,943	
特別展経費	11,309	12,394	14,104	12,170	
企画展経費	248	281	312	773	
合計	86,767	88,081	73,646	116,943	

(出典: 博物館作成資料)

平成 27 年度における施設維持管理費の増加は、博物館建物の外壁補修工事費 40 百万円が含まれていることによる。

【図表 81】平成 28 年度の予算決算対比

(単位:千円)

区分	平成 28 年度 (当初予算)	平成 28 年度 (決算)	備考
運営経費	48,073	43,430	
一般管理費	12,722	11,893	謝礼、費用弁償、印刷製本費(展覧会分を除く)、委託料の一部
施設維持管理費	35,351	31,537	修繕料、委託料
展示活動経費	18,156	17,736	
各種展覧会 体験講座等	13,135	12,821	特別展・企画展経費、体験学習開催経費など
文化財 収集・保存・調査	5,021	4,915	資料調査旅費、収蔵資料修復、図書購入費
合計	66,229	61,166	

(出典:博物館作成資料)

(4) 平成 28 年度の主な実施事業 (「年報 第 34 号 平成 28 年度」より抜粋)

① 常設展示

【考古展示室】

八戸及び八戸周辺から発見された縄文、古代、中世の出土品を展示している。縄文時代では土器や貝塚、また狩猟や漁撈などの生活道具、装身具などで人々の暮らしを辿る。古代では、飛鳥から平安時代の集落や末期古墳群からの出土品を通して、蝦夷と呼ばれた人々の暮らしを紹介する。さらに中世では、八戸発祥の地といわれる史跡根城の出土品から当時の地方領主の暮らしを探る。

また、「じょうもんの部屋」では縄文の模様付けや土器の接合などが体験できる。

【歴史展示室】

現在の八戸の基礎となった八戸藩二万石の誕生から明治維新までを藩主ゆかりの資料や市内旧家に伝わる古文書などで紹介する。八戸地方の歴史と産業が江戸を中心とする全国政治経済とどのように関連し歩んできたか、八戸港の発達の様子や近年まで常に当地方を脅かし続けた凶作・飢饉の様子とその原因を探りながら紹介する。

【民俗展示室】

衣食住、農業、商業などの生業、信仰などの資料で、厳しい風土の中を生きてきた八戸の人々の生活を紹介する。また、「昭和の暮らし」のコーナーでは、季節に応じた資料を展示するなど、適宜入れ替えを行っている。

【無形資料展示室】

郷土に伝わる民謡、昔話、わらべ唄、方言、祭り、芸能、八戸の観光、市内学校の校歌を映像と共に音声で紹介する。昔話には、平成 28 年度夏季特別展「かっぱ展」において制作した、八戸のメドツに関する話 3 点を追加した。

【ホワイエ】<ジオラマ「いざ出陣」>

このジオラマは、根城本丸に復原した建物を参考にし、合戦に備えている本丸の様子を推定して製作したものである。時代は豊臣秀吉の天下統一を目前にした安土桃山時代で、160 体の人形と 15 頭の牛馬、鳥 5 羽を配置している。

② 特別展示

【第 90 回特別展「かっぱ展」】

期間	7 月 16 日(土)～8 月 21 日(日) (33 日間)
入館者数	5,420 人 (164 人／日)
展示資料数	67 点

いつの時代も人々の興味を惹きつけて止まない妖怪。その中でもかっぱは、特に身近な存在として人々に愛され続けている。

近年では、根城南部を題材にした小説に登場し、「メドツが出るぞ！」看板の撤去が報道で取り上げられるなど八戸のかっぱが注目を集めた。

当展では、「メドツが出るぞ！」看板やかっぱが記載されている書物、かっぱの手のミイラ、水虎様像などの資料を通して、人とかっぱの関係を振り返った。

主な併催行事として講演会 2 回を実施した。また、八戸市内のかっぱが関係する場所を巡る館外講座「あちこちかっぱを見て歩き」を実施した。

【第 91 回特別展「根城のお殿様の手紙展」】

期間	10 月 8 日(土)～11 月 13 日(日) (32 日間)
入館者数	2,637 人 (82 人／日)
展示資料数	31 点

根城を本拠地とした八戸のお殿様である、根城南部家(のち遠野南部家)に相伝された「南部家文書」(「遠野南部家文書」ともいう。)は、国指定重要文化財となっている。これらは、現在のご当主南部光徹氏が所蔵しているが、光徹氏は、万が一焼失や盗難等の被害にあった際の予備として、影写本の作成を行っていた。それら影写本を昭和 59 年(1984 年)から断続的に当館へ御寄贈いただき、昨年最後の全 31 点目となったため、お披露目を行った。

【企画展等】

平成 28 年度に開催された特別展以外の企画展は次のとおりである。

展名	期間	入館者数	展示資料数
企画展「新収蔵資料展」	4 月 30 日(土)～5 月 29 日(日)	1,733 人	65 点
企画展「八戸の災害」	9 月 1 日(木)～10 月 2 日(日)	1,516 人	75 点
日本百名城選定 10 周年ミニパネル展「根城が百名城になるまで」	10 月 8 日(土)～11 月 13 日(日)	2,637 人	62 点
企画展「山・鉾・屋台行事と八戸三社大祭ーユネスコ無形文化遺産登録を目指してー」	11 月 19 日(土)～12 月 4 日(日)	619 人	—
新春ミニ企画「えと展ーとりー」	12 月 17 日(土)～1 月 15 日(日)	507 人	70 点
企画展「えんぶり展」	1 月 28 日(土)～3 月 12 日(日)	2,367 人	47 点
企画展「ひな人形展」	1 月 28 日(土)～3 月 12 日(日)	2,367 人	111 点

③ 教育普及

【博物館クラブ】

この講座は、小中学生の親子を対象に実験や試行錯誤を含めた「考える」「体験学習の充実」を目的に始まった。この数年、一般参加者やリピーターが増える傾向にあり、講座内容の定番化とともに教育普及活動の顔の一つとして広く周知されてきた感がある。また、親子での参加のほか、大人のための参加も多数見られるようになり、アンケートの内容等からは「おとな博物館クラブ」と併せ、興味・関心の高さが窺える。

【おとなの放課後博物館】

講座名： 染色講座「紅花と紫根」
 日時： 10 月 2 日(日) 10 時～12 時
 会場： 体験学習室
 募集： 12 人(参加者 16 人)

【市民講座】

月日	演題	場所	募集	参加者
11 月 26 日(土)	文政 8 年(1825)八戸領の異国船体験	体験学習室	50 人	32 人
12 月 10 日(土)	戦国時代の生活	講義室	60 人	32 人
1 月 14 日(土)	八戸城下の商人 石橋徳右衛門憲勝の蔵書	講義室	60 人	46 人
2 月 11 日(土)	えんぶりの見方入門	体験学習室	50 人	30 人

【八戸城下めぐり】

日時／参加： 5月14日(土) 9時～12時／17名
9月10日(土) 9時～12時／19名
会場： 公会堂出発⇒八戸城跡⇒竈神社⇒札の辻など⇒神明宮解散

【その他】

その他にも、学芸員が小学校へ出向いて体験学習等を行う「出前授業」を実施したり、史跡根城をガイドするボランティアガイドの研修を行ったりしている。

また、「さわやか八戸 グッジョブ・ウィーク」では、中学生が地域の職場を訪ね、実際に社会活動に参加する取り組みを行い、「職場体験 インターンシップ・プログラム」では、職場体験として市外中学生や高校生を、インターンシップとして大学生を受け入れている。

3. 監査の結果及び意見

(1) 監査の結果

【結果 18】契約の分割について(空調機等保守点検作業委託)

八戸市博物館空調機等保守点検作業委託は、冷温水発生器保守点検、パッケージ型空調機保守点検、冷温水・冷却水ポンプ保守点検、空気調和機保守点検、空調設備監視装置保守点検、空気環境測定作業、エレベーター保守点検、小荷物昇降機保守点検、自動ドア保守点検からなる業務である。大別すると、冷暖房等設備保守業務とエレベーター等保守業務に区分される。

当該委託業者の選定は、指名競争入札によっている。指名条件は、冷暖房等設備保守、または、エレベーター等保守の区分で市に登録している業者としている。本来であれば、冷暖房等設備保守、かつ、エレベーター等保守の区分で市に登録している業者を指名すべきであるが、両区分いずれにも登録している業者は 4 者しかなく、そのうち 2 者は、特定のメーカー製のエレベーターのみの対応とのことである。

そのため、市では、どちらかの区分で登録している業者を指名している。平成 28 年度は、冷暖房等設備保守の区分で登録している業者を 3 者、エレベーター等保守の区分で登録している業者を 1 者、合計 4 者を指名している。

この指名方法によると、当該委託業務を全部実施できる業者を選定することができないこととなる。言い換えると、業務の一部を再委託することを前提とした業者選定方法といえる。実際に平成 28 年度においては、エレベーター等保守の業者が選定されたが、冷暖房等設備保守については、別業者に再委託をしている。

契約書第 13 条に規定しているとおり、再委託は原則禁止である。このことを鑑みると、再委託を前提とした現在の業者指名方法は適切ではない。

また、予定価格積算額ベースでの比較であるが、冷暖房等設備保守が 78%、エレベーター等保守が 22%の割合である。つまり、平成 28 年度は受託業者が 22%、再委託業者が 78%の業務を実施している計算となり、業務の大半を再委託している結果となる。この点からも、適切ではない。

したがって、当該委託契約は、冷暖房等設備保守点検作業とエレベーター等保守点検作業とに分割して、それぞれ専門業者に委託することが必要である。

契約書より抜粋

(再委託の禁止)

第 13 条 受託者は、委託作業の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、この限りでない。

【結果 19】再委託の承認について(空調機等保守点検作業委託)

八戸市博物館空調機等保守点検作業委託の受託業者である(株)コスモジャパンは、冷暖房等設備保守の専門業者ではないことを理由に、市に再委託承認申請を行っている。市は、再委託先を宮沢ハイテック工業有限会社とし、再委託先が、更に他の業者に業務を委託してはならないことを条件として、再委託を承認している。

しかし、各種点検を行っている業者は、以下のとおりであり、パナソニック産機システムズ(株)や三菱電機ビルテクノサービス(株)に、再々委託されていた。

市は、再委託の承認条件を満たしていない状況を把握するとともに、今後は、再委託の条件を徹底する必要がある。

【図表 82】点検実施事業者

項目	業者
冷温水器保守点検	パナソニック産機システムズ(株) 東北支店盛岡営業所
パッケージ型空調機保守点検	宮沢ハイテック工業(有)
空気調和機保守点検	宮沢ハイテック工業(有) 高圧異常対応:三菱電機ビルテクノサービス(株)東北支社
空調設備監視装置保守点検	東テク(株)
エレベーター保守点検	(株)コスモジャパン
小荷物昇降機保守点検	(株)コスモジャパン
自動ドア保守点検	(株)コスモジャパン

【結果 20】業務検査の適時実施について(盗難警報設備保守点検作業委託)

八戸市博物館盗難警報設備保守点検作業委託は、自動通報装置などの保守点検を行う業務であり、年 2 回の総合点検を行うこととしている。平成 28 年度は、9 月 26 日と 3 月 13 日に総合点検を行っている。

点検作業の終了後は、市に対して作業完了報告が行われ、これを受けて市は業務の検査を行う必要がある。しかし、作業完了報告は 3 月 14 日に 2 回分まとめて提出されており、結果として、9 月 26 日に実施した総合点検の業務検査を 3 月 14 日に行っていることとなる。

業務検査は適時に行う必要があることから、市は、点検の都度、作業完了報告の提出を求め、適時に、業務検査を実施する必要がある。

(2) 意見

【意見 38】館内の展示資料収蔵スペースについて

博物館は昭和 58 年 7 月に開館して以来、様々な展示資料を収集している。これらの展示資料は、主として考古・歴史・民俗・無形資料の常設展に展示されている。

- ・ 考古展示室:縄文時代から中世までの出土品等／展示資料数 624 点
- ・ 歴史展示室:八戸 2 万石の城下町としての様子等／展示資料数 110 点
- ・ 民俗展示室:八戸の漁業・農業・信仰・芸能等／展示資料数 238 点
- ・ 無形資料展示室:八戸の民謡・昔話・わらべ唄・方言、市内各学校の校歌、八戸の観光等／展示資料数 152 点

また、博物館は上記以外にも多くの展示資料を有しているが、それらの多くは図書室、民俗収蔵庫、歴史収蔵庫、考古収蔵庫だけでなく、作業室、荷解室、写真撮影室、研究室などにも収蔵されている。

監査を実施した平成 29 年 10 月時点で博物館内の収蔵スペースは、すでに 100%に達しており、寄贈の申し出のあった資料についても、重複の有無や保存状態によって選別して受け入れるかどうかを決めている。しかし、それでも寄贈の申し出のあった資料を完全に謝絶することはできないため、近隣の学校の空き教室などを間借りして収蔵しているのが現状である。

このような状況であると、今後、博物館の「資料収集(寄贈受理)にあたっての基本方針」に則って展示資料を収集することに支障を来すこともあろうし、また折角受理した資料も一時的で不完全な保管状態に置かれることで資料の状態にも影響を及ぼしかねない。

現在のところ、収蔵スペースの確保という点について市に確たる計画はないとのことだが、現在有する展示資料にかかる適切な収蔵スペースの確保について検討すべきである。

【資料収集(寄贈受理)にあたっての基本方針】

当館の資料収集(寄贈受理)については、「八戸市博物館基本理念」(昭和 58 年 7 月策定)に資することを目的に「八戸市博物館運営基本方針」に則した収集保存に努める。

【資料収集のガイドライン(取り扱い要綱)】

収集対象とする資料には、次のとおり、基準を定める。

なお、受納にあたっての手続きは、八戸市が定める「寄附受納手続要綱」によるものとする。

- 1 資料収集の基本方針に沿った資料であること
- 2 以下のいずれかに適合する資料であること(第一要件)

- (1) 八戸市にゆかりの資料
 - (2) 当館収蔵資料体系に含まれる資料
 - (3) その他の理由により、当館において保存が必要とされる資料
- 3 以下のすべてについて適合する資料であること(第二要件)
- (1) 同等資料が、余剰となるほど複数にわたって収蔵されていないこと
 - (2) 博物館の収蔵資料とするにあたり、所有権、相続権、債権等法的に問題がないこと
 - (3) 寄贈後の活用は館に一任し、展示回数や展示方法、展示場所に条件をつけないこと
 - (4) 館内において資料情報が共有され、統一した判断が示されること

【意見 39】博物館事業基金の取り扱いについて

博物館は昭和 58 年 7 月の開館に先立ち、博物館建設基金を設置し、企業等からの寄附金を積立てていた。この博物館建設基金は昭和 58 年 4 月 19 日時点では、元金 205,232,085 円に加えて利息 12,223,264 円、合計で 217,455,349 円であった。博物館開館後、昭和 59 年 5 月に博物館建設基金は廃止したが、新たに、市の芸術文化の振興と博物館、美術館等の社会施設の整備資金として活用するために博物館事業基金(積立金 36,621,000 円)を設置した。

博物館事業基金設置の翌年である昭和 60 年以降、基金にかかる利息の金額が毎年概ね 200 万円前後であったことから、博物館ではこれを主たる原資として特別展などを実施していた。しかし、平成 8 年頃から急速に金利が低下し、已む無く博物館事業基金の元金も特別展の原資に充当するようになる。一方で、博物館事業基金の元金を経費に充当されると当然のことながら元金は次第に減少し、平成 21 年度には元金の残高は 11,507,445 円になり、この年度を最後に博物館事業基金を原資とした特別展は実施されなくなった⁵。

博物館事業基金は平成 23 年度以降は、特に何に供されるでもなく、ただ利息を積み立てているだけの状態が続いている。平成 29 年 3 月末現在においては、博物館事業基金の残高は 10,126,028 円であり、平成 28 年度の利息収入は 7,609 円である。

基金は元金にかかる利息収入を原資として事業を行うのが本来の形であるとするれば、現在のような金利状況では基金を設置する積極的な理由は見当たらない。さらに、元金を取り崩して事業に充当する用途もないならば、博物館事業基金は廃止し、他の財源に充当することも検討すべきである。

⁵ 平成 22 年度に展示室の改修に 1,500 千円支出している。

【意見 40】業務の実施時期の明示について(盗難警報設備保守点検作業委託)

八戸市博物館盗難警報設備保守点検作業委託は、自動通報装置などの保守点検を行う業務であり、年 2 回の総合点検を行うこととしている。

しかし、仕様書等において、その実施時期は明示されていない。そのため、点検の実施間隔が、短くなったり長くなったりする可能性もあり、定期的な点検が実施されない状況も想定されなくもない。

平成 28 年度は、9 月 26 日と 3 月 13 日に総合点検を行っており、定期的な点検が実施されているが、今後のためにも、実施予定時期を仕様書に明示しておく必要がある。

【意見 41】警備勤務日誌の様式の定めについて(警備業務委託)

警備業務委託では、警備員は、その勤務状況について、日誌に所定の事項を記載し、特に重要と認める事項については、職員に報告しなければならない。

しかし、仕様書には、日誌に記載すべき所定の事項は明示されていない。市は、警備勤務日誌の様式を作成しており、巡視時間、連絡・伝達事項、入退館状況、特記事項などの事項を記載するように求めている。この警備勤務日誌の様式を仕様書に盛り込み、明示する必要がある。

【意見 42】史跡根城の広場の来場者への対応について

次表は、博物館に隣接する史跡根城の広場の来場者の推移を示したものである。

史跡根城の広場は、博物館の野外学習施設として設置され、市民等の歴史学習の場、憩いの場に資することを目的としており、博物館に隣接している施設である。

史跡根城の広場の来場者は、史跡根城の広場の単独券での来場者、博物館との共通入場券での来場者、割引券での来場者、入場料免除者に区分される。

平成 28 年度の状況をみると、史跡根城の広場の入場者総数は 15,780 人で、このうち個人客 4,339 人、団体客 869 人が単独券で史跡根城の広場を利用している。

【図表 83】史跡根城の広場の来場者数の推移

(単位:人)

年度	根城の広場単独券		博物館との共通券		割引券		免除	入場者 総数
	個人	団体	個人	団体	高齢者 障がい	その他		
19	1,875	1,087	3,888	1,168	462	33	8,778	17,291
20	2,220	1,292	2,714	1,355	442	0	7,602	15,625
21	2,859	1,170	4,213	1,024	679	19	8,488	18,452
22	2,797	1,223	3,238	1,307	454	24	8,222	17,265
23	2,546	980	2,541	784	441	26	8,503	15,821
24	2,702	922	2,730	1,208	331	163	9,061	17,117
25	2,952	694	2,620	570	421	20	9,667	16,944
26	3,654	756	3,365	852	472	44	8,758	17,901
27	3,580	109	3,290	906	503	160	9,725	18,273
28	4,339	869	3,974	467	667	236	5,228	15,780

(出典:博物館作成資料)

上表より、史跡根城の広場は単独券での入場者が伸びている。このことは、史跡根城の広場を訪れたが、隣接する博物館には立ち寄らない利用者が増えていることを示唆している可能性がある。

史跡根城の広場に単独券で入場した利用者のなかには、博物館の単独券で博物館に入場しているケースもあると思われるが、いずれにしても、史跡根城の広場に入場した利用者を博物館に呼び込むことが重要である。

史跡根城の広場は指定管理者制度を導入しているため、史跡根城の広場の利用者を博物館に呼び込むための対応は、市(博物館)だけの努力では難しく、指定管理者との協調が必要である。そのことを含め、博物館と史跡根城の広場がともに活性化が図れるよう、対応を行っていく必要がある。

第4 八戸市南郷歴史民俗資料館

1. 施設の概要

(1) 施設の設置目的

南郷歴史民俗資料館は、博物館と同様、教育、学術及び文化の発展に寄与するために設置された施設である(八戸市博物館条例第1条)。

(2) 南郷歴史民俗資料館の概要

項目	概要		
施設名	八戸市南郷歴史民俗資料館		
所在地	八戸市南郷大字島守字小山田7番地1		
設置根拠条例	八戸市博物館条例		
設置年月日	昭和55年10月1日 南郷村立歴史民俗資料館として開館 平成17年6月24日 市町村合併により、八戸市南郷歴史民俗資料館とし、八戸市博物館分館となる		
施設の内容	敷地面積 3,597.00 m ² 建築面積 857.931 m ² 延床面積 753.315 m ² 鉄筋コンクリート造一部2階建 展示室、収蔵庫、事務室等		
開館期間・時間	9:00～17:00(入館は16:30まで) 休館日 月曜日、祝日・振替休日の翌日、年末年始		
利用料等	(単位:円)		
	区分	個人	団体(20名以上)
	一般	150	100
	大学生・高校生	100	50
	中学生・小学生	50	30
担当所管課	教育委員会博物館		

2. 運営状況

(1) 利用状況

【図表 84】入館者数等の推移

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
入館者総数	2,500 人	1,552 人	5,387 人	2,496 人	2,603 人
開催日数	319 日	218 日	302 日	304 日	304 日
平均入館者数	7.8 人	7.1 人	17.8 人	8.2 人	8.6 人
入館料収入	177,530 円	73,780 円	432,690 円	155,770 円	150,080 円

(出典: 博物館作成資料)

平成 26 年度の入館者数等が他の年度に比べて多くなっているが、前年に展示室をリニューアルしたことと、企画展(ヒロシマ原爆展)が好評だったことによるものである。逆に、平成 25 年度はリニューアル工事のため 12 月～3 月に休館したため、入館者数が減少している。

(2) 職員の状況

【図表 85】職員の状況の推移

(単位: 人)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
常勤	1	1	1	1	1
非常勤・臨時・嘱託	3	3	3	3	3
合計	4	4	4	4	4

(出典: 博物館作成資料)

(3) 運営にかかる費用

【図表 86】歳出(当初予算)の推移

(単位: 千円)

区分	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	備考
運営経費	15,468	39,611	4,430	4,990	
施設維持管理費	8,869	33,972	3,087	4,649	平成 25 年度に展示室リニューアル 29,820 千円
その他	6,599	5,639	1,343	341	消耗品費、旅費、謝礼
展示活動経費	484	245	2,801	4,894	
企画展経費	484	245	2,801	4,894	
合計	15,952	39,856	7,232	9,884	

(出典: 博物館作成資料)

【図表 87】平成 28 年度の予算決算対比

(単位:千円)

区分	平成 28 年度 (当初予算)	平成 28 年度 (決算)	備考
運営経費	4,981	4,471	
一般管理費	1,235	903	消耗品費、印刷製本費(展覧会分を除く)、 通信運搬費
施設維持管理費	3,746	3,568	修繕料、委託料
展示活動経費	6,335	5,887	
各種展覧会 体験講座等	5,012	4,686	企画展経費、体験学習開催経費
文化財 収集・保存・調査	1,323	1,201	資料調査旅費、くん蒸
合計	11,316	10,358	

(出典:博物館作成資料)

(4) 平成 28 年度の実施事業

① 企画展

年 2 回を基本としている。平成 28 年度は「ちょっと昔のゲームたち」と「なつかしの絵はがき展」を開催した。

ア. ちょっと昔のゲームたち

すごろくなどのボードゲームや、かるたなどのカードゲームで昭和時代の娯楽を紹介した。また、併催行事として、「かんたん工作教室」(2 回)と「大道芸ショー」を行っている。

会期	45 日間(7 月 16 日～9 月 4 日)
展示資料数	103 点
入館者数	1,011 人
事業費決算	3,963 千円

- ・ かんたん工作教室 7 月 16 日 参加者数 25 人、7 月 31 日 参加者数 17 人
- ・ 大道芸ショー 8 月 7 日 参加者数延べ 30 人

イ. なつかしの絵はがき展

絵はがきを通じて、戦前から現在までの八戸や、華やかに東京オリンピック、大阪万博の様子について紹介した。

会期	158 日間(9 月 17 日～3 月 26 日)
展示資料数	419 点
入館者数	907 人
事業費決算	686 千円

② 常設展

平成 25 年 12 月から翌年 3 月にかけて常設展示等のリニューアルを実施している。展示内容は、昭和の時代・暮らしをテーマにしたものとなっており、戦時中のトーチカや戦後の街並み、住居の茶の間を再現し、資料展示とともに映像を利用した設備を取り入れている。

③ 教育普及事業

民俗講座や講師派遣、出前授業を行っている。出前授業とは、博物館学芸員が、申し込みを受けた学校へ直接出向いて体験学習等を行うものである。事業費決算は 28 千円である。

- ・ 民俗講座 8 回 参加者数延べ 150 人
- ・ 講師派遣 3 月 3 日 島守小学校「メリーちゃんとのひな祭り会」
- ・ 出前授業 2 月 24 日 旭ヶ丘小学校 3 学年「洗濯、水汲み、着物着用」

3. 監査の結果及び意見

(1) 監査の結果

【結果 21】警備計画書の提出について(機械警備業務委託)

機械警備業務委託は、南郷歴史民俗資料館と併設する南郷民具展示館(古民家)の機械警備を行う業務である。長期継続契約であり、契約期間は平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日となっている。

仕様書によると、受託者に警備計画書を提出させ、その承認を行わなければならない。しかし、警備計画書は提出されていなかった。今後は仕様書に従い、警備対象施設を調査の上、警備計画書を提出させ、承認を行う必要がある。

(仕様書より抜粋)

(警備計画書の作成)

第 8 受託者は、業務実施にあたり、警備対象施設を調査の上、あらかじめ施設の長の意見を聞いて、委託者に警備計画書を提出し、その承認を得なければならない。

【結果 22】契約書の文言確認について(機械警備業務委託)

機械警備業務委託の仕様書によると、受託者は毎月の委託業実の実施について、1 か月分の「警備結果報告書」を、その月の警備満了の日から 7 日以内に提出しなければならないと規定されている。

一方、契約書では、受託者は委託業務を完了した都度、「清掃作業日誌」を提出しなければならないと規定されている。

このように、契約書と仕様書間で、報告書類の名称と提出の頻度が整合していない。しかも、契約書では、警備日誌ではなく、清掃作業日誌となっている。

実際には、仕様書に従い、月ごとに警備結果報告書が提出されており、履行の確認も行われている。今後は、適切な業務の履行確認に資するよう、契約書の文言確認を確実に行う必要がある。

(契約書より抜粋)

(業務の検査)

第 7 条 受託者は、仕様書に定める委託業務を完了した都度、委託者に清掃作業日誌を提出し、検査を受けなければならない。

(仕様書より抜粋)

(警備結果の報告)

第 9 受託者は、委託者に対し、警備結果報告書を提出しなければならない。

2 前項の警備結果報告書は、1 か月分を、その月の警備満了の日から 7 日以内に提出すること。ただし、報告すべき事項が生じたときは、その都度、委託者及び施設の長に報告するものとする。

【結果 23】契約の統合について(消防用設備点検業務委託)

消防用設備点検業務委託は、消防法に基づく、消防用設備の点検業務である。点検対象施設は、南郷歴史民俗資料館(古民家含む。)と旧八戸市立島守保育所の 2 施設である。旧八戸市立島守保育所は、スペースの都合上、南郷歴史民俗資料館に保管しきれない資料等を一時的に保管している施設であり、場所は近接している。

点検業務の概要は、次表のとおりである。

【図表 88】点検業務の概要

区分	南郷歴史民俗資料館	旧島守保育所
受託者	互光産業(株)	同左
契約金額	71,280 円	46,440 円
起案日	平成 28 年 10 月 3 日	同左
消防点検実施日	総合点検 平成 28 年 11 月 26 日 機器点検 平成 29 年 3 月 10 日	同左
契約方法	随意契約	同左
契約書(請書)	省略	同左
見積書徴収業者数	1 者	同左

このとおり、契約金額以外はすべて同一である。つまり、形式的には 2 本の契約であるが、実質的には 1 本の契約であるといえる。ここで、1 本の契約ととらえた場合の契約金額は、単純合計で 117,720 円となり、契約書(請書)及び見積書徴収業者数の取り扱いが異なってくる。

現在は、各契約金額が 100,000 円未満であることから、財務規則第 141 条第 1 項第 4 号の規定により契約書の作成を省略し、また、同上第 2 項第 1 号の規定により請書の作成も省略している。さらに、同第 131 条の 3 ただし書前段の規定により 1 者見積書徴収としている。

しかし、1 本の契約とした場合には、契約金額が 10 万円を超えるため、契約書の作成は省略できるものの、請書の作成は省略できないこととなる。また、見積書についても、2 人以上から徴収しなければならないこととなる。

施設が近接していること、同一業者に同一日に点検を実施させていることを考慮

すると、実質的に 1 本の契約であり、契約を分けるメリットや合理的理由は見出すことはできない。結果として、請書の作成や複数見積書の徴収は省略すべきではない。

(財務規則より抜粋)

(契約書作成の省略)

第 141 条 第 135 条の規定にかかわらず、次に該当する場合には、契約書の作成を省略することができる。

(4) その他 1 件 130 万円を超えない随意契約をするとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略したときは、前項第 5 号及び次に掲げる場合を除き、請書その他これに準ずる書面をとるものとする。

(1) 1 件 10 万円を超えない契約をするとき。

(見積書の徴収)

第 131 条の 3 契約担当者等は、随意契約をしようとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示し、2 人以上から見積書を取らなければならない。ただし、予定価格が 10 万円を超えない契約をする場合は、1 人から見積書をとることができる。

【結果 24】報告書の提出について(展覧会企画委託)

展覧会企画委託は、企画展「ちよっと昔のゲームたち」の、展示資料の貸出、運搬及び展示設営・撤去、ポスター等印刷物デザイン及び印刷、併催行事の実施を委託するものである。

契約書第 8 条の規定に基づき、受託者は委託業務を完了したときは、報告書を提出しなければならない。しかし、報告書は提出されていなかった。履行確認を適切に行うためにも、契約書に従い、報告書を提出する必要がある。

(契約書より抜粋)

(業務の検査)

第 8 条 受託者は、委託業務を完了したときは、委託者に報告し、検査を受けなければならない。

2 前項の報告は、書面によるものとする。

【結果 25】随意契約理由の誤りについて(展覧会企画委託)

展示会企画委託契約の締結伺いによると、随意契約の理由として、自治令第167条の2第1項第1号及び財務規則第131条表中6と記載されている。しかし、これらの規定は、予定価格が財務規則で定める範囲内の場合に随意契約とすることができる、いわゆる少額随契の規定である。

当該委託業務は、契約金額が2,505,600円であることから、少額随契には該当しない。この企画展「ちょっと昔のゲームたち」は、受託者からの持ち込み企画であることから、随意契約としている。したがって、随意契約理由は、自治令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当すると考える。

随意契約理由は正しく記載する必要がある。

自治令より抜粋

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項のきていにより随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 1 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格が ～(中略)～ 普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき。
- 2 不動産の買入れ又は借入れ～(中略)～その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

【結果 26】備品の管理について

南郷歴史民俗資料館においては、特に平成17年3月の旧八戸市と南郷村の合併前に取得した備品について適切な管理がされていない状況が一部に見受けられた。

例えば、備品台帳(備品カード)に掲載されているものでは、平成9年に取得した複写機や平成7年に取得した掃除機などについて現物が存在しているか不明であり、他方、これらについては備品台帳に処分や異動の状況も記載されていない。また、備品に添付されているシール(備品整理票)に備品番号115と印字されているスチール棚については備品台帳にそれらしい備品の掲載がない。さらには、備品現物にシールが添付されていない備品が複数存在している。

合併後においては、それ以前に南郷村に帰属していた備品についても新八戸市の備品として管理しなければならない。合併後すでに12年ほどが経過しており、その当時からある備品も少なくなっていると考えられるが、現存する備品については現物の管理と台帳上の管理を適切に行う必要がある。

(2) 意見

【意見 43】古民家の取り扱いについて

南郷歴史民俗資料館の隣には南郷民具展示館(古民家)が設置されている。これは、近隣にある世増地区の住民がダム建設のため他地区に移住した際に、その住居を一棟移築したものである。明治中期に建てられた民家で、この地域の一般的な大きさ、間取りの建物である。

ただし、この古民家について、その存在が対外的に十分に PR されていない印象を受ける。

例えば、南郷歴史民俗資料館のパンフレットには、同館の建物の隣に古民家があることが記載されているが、内部の見学が可能かどうかは明確となっていない。また、南郷歴史民俗資料館のホームページでは、比較的詳細に古民家の説明がなされているが、こちらも内部の見学が可能かどうかは明確となっておらず、南郷歴史民俗資料館に隣接していることも明示されていない。

古民家は、南郷地区の歴史・民俗等を紹介するという南郷歴史民俗資料館の目的に沿ったものであり、南郷歴史民俗資料館のアピールポイントとして十分に価値のある施設と感じられる。南郷歴史民俗資料館を PR するにあたっての古民家の位置づけを改めて検討することが望ましい。

第5 史跡根城の広場

1. 施設の概要

(1) 施設の設置目的

史跡根城の広場は、博物館の野外学習施設として設置され、市民等の歴史学習の場、憩いの場に資することを目的としている施設である。

根城は、建武元年(1334 年)に南部師行により築城されたと伝えられる城である。寛永 4 年(1627 年)に領地替えにより使われなくなるまでの約 300 年間、八戸地方の中心であった。

根城跡は昭和 16 年に国史跡に指定されている。その後、昭和 53 年から約 11 年間掛けて発掘調査及び整備事業が進められた。その成果を基に、主殿と呼ばれる当主が儀式を執り行った建物を中心に、工房(こうぼう)・板蔵(いたくら)・納屋(なや)・馬屋(うまや)など安土桃山時代の根城の様子が復原・整備され、史跡公園として、平成 6 年 10 月に「根城の広場」の名称でオープンした。現在は、南部家文書や出土遺物などを手掛かりに、復原建物の内部で当時の生活の一場面を設定し展示・紹介している。

史跡根城の広場の開館のあゆみは次のとおりである。

昭和 16 年	根城跡が国指定史跡となる
昭和 47 年	史跡の公有化始まる
昭和 51 年	史跡根城跡保存管理計画策定
昭和 53 年	発掘調査開始
昭和 58 年	史跡根城跡環境整備基本計画策定
昭和 60 年	史跡根城跡環境整備事業始まる
平成 元年	史跡等活用特別事業始まる
平成 3 年	史跡根城跡主殿復原事業始まる(～平成 5 年度)
平成 6 年	10 月 13 日、史跡根城の広場落成式典 14 日、一般開放
平成 11 年	5 月、文化課から博物館へ管理替え

(2) 史跡根城の広場の概要

項目	概要
施設名	八戸市史跡根城の広場
所在地	八戸市大字根城字根城 47 外、字東構、字下町、字西ノ沢地内 八戸市根城八丁目地内
設置根拠条例	八戸市博物館条例
設置年月日	平成 6 年
施設の内容	敷地面積 約 139,000 m² 復原建築物延床面積 主殿(本棟) 450.9 m²外合計 1,117.51 m² 施設の構造等 ①広場 各郭、堀跡、薬草園等の芝生、実のなる木、鑑賞の対象となる木、薬草、 薬木、広場境界の植栽物、その他全植栽物 ②復原建物等 主殿他全復原建築物(木造平屋、土間タタキ、茅葺) 復原構造物(木造) 施設の主な内容 ①広場 本丸跡、中館跡、東善寺館跡、捨て郭、三番堀、下町、西ノ沢、 沢里館等(未整備区域、博物館周辺含む) ②復原建物等 主殿1棟、板蔵 1 棟、番所1棟、馬屋2棟、工房1棟、鍛冶工房1棟、納屋 3 棟、 野鍛冶場 3 棟、門 3 棟、料金所 1 棟、中館四阿、東善寺四阿、下町四阿、 復原全体模型、平面表示物、トイレ2棟、その他全附属施設
開館期間・時間	開場時間／ 午前 9 時～午後 5 時(入場は午後 4 時 30 分まで) 休場日／ 月曜日(祝日にあたる場合はその翌日・第一月曜日は除く) 祝日の翌日(ただし土・日にあたる場合は開館 年末年始(12 月 27 日～1 月 4 日)

項目	概要		
利用料等	史跡根城の広場は根城本丸のみ有料となる。		
	※根城本丸のみ (単位:円)		
	区分	個人	団体(20名以上)
	一般	250 円	130 円
	大学生・高校生	150 円	80 円
	中学生・小学生	50 円	30 円
	※博物館・根城本丸共通券 (単位:円)		
	区分	個人	団体(20名以上)
	一般	400 円	260 円
	大学生・高校生	240 円	160 円
	中学生・小学生	80 円	60 円
	※ 市内の小・中学生は無料。高齢者(市内の65歳以上)、障害者は半額		
担当所管課	教育委員会博物館		



上図が史跡根城の広場である。博物館に隣接しており、左側が復原建物等が設置されている根城本丸である。

史跡根城の広場は無料だが根城本丸は有料である。史跡根城の広場の開場時間は午前 9 時～午後 5 時(入場は午後 4 時 30 分まで)とされているが、これは指

定管理者が管理業務をする時間帯で、広場自体は 24 時間出入り可能である。ただし、根城本丸は全体が柵で囲まれており自由に出入りすることはできない。そのため、根城本丸の入場者数を把握することは可能だが、史跡根城の広場全体の正確な来場者数を把握することは困難であり、史跡根城の広場の来場者数と記載している場合は、原則として根城本丸の来場者数を表している。

2. 運営状況

(1) 利用状況

【図表 89】来場者数の推移

(単位:人)

年度	根城の広場単独券		博物館との共通券		割引券		免除	入場者 総数
	個人	団体	個人	団体	高齢者 障がい	その他		
19	1,875	1,087	3,888	1,168	462	33	8,778	17,291
20	2,220	1,292	2,714	1,355	442	0	7,602	15,625
21	2,859	1,170	4,213	1,024	679	19	8,488	18,452
22	2,797	1,223	3,238	1,307	454	24	8,222	17,265
23	2,546	980	2,541	784	441	26	8,503	15,821
24	2,702	922	2,730	1,208	331	163	9,061	17,117
25	2,952	694	2,620	570	421	20	9,667	16,944
26	3,654	756	3,365	852	472	44	8,758	17,901
27	3,580	109	3,290	906	503	160	9,725	18,273
28	4,339	869	3,974	467	667	236	5,228	15,780

(出典:博物館作成資料)

(2) 職員の状況

【図表 90】職員の状況の推移

(単位:人)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
指定管理者職員	10	9	10	10	10

(出典:博物館作成資料)

(3) 運営にかかる費用

【図表 91】歳出(当初予算)の推移

(単位:千円)

区分	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	備考
管理運営経費	55,282	48,547	56,389	53,984	
管理委託	34,266	34,232	38,031	38,050	指定管理料 (教育普及活動を含む)
施設維持管理	20,349	13,668	17,900	15,322	
一般管理費	667	647	458	612	
合計	55,282	48,547	56,389	53,984	

(出典:博物館作成資料)

【図表 92】平成 28 年度の予算決算対比

(単位:千円)

区分	平成 28 年度 (当初予算)	平成 28 年度 (決算)	備考
管理運営経費	41,886	41,374	
環境整備	3,421	2,969	環境整備事業
施設維持管理	38,104	38,047	指定管理料
一般管理費	361	358	印刷製本費・備品購入費
災害復旧費	-	6,523	台風 10 号による被害
合計	41,886	47,897	

(出典:博物館作成資料)

(4) 平成 28 年度の実施事業

① 管理運営業務

史跡根城の広場は平成 18 年度より指定管理者制度を導入している。

(詳細は『(5) 指定管理者制度』参照。)

指定管理者は、施設・設備の維持管理業務のほかに次の業務を実施(平成 28 年度)している。

ア. 史跡根城まつり

八戸発祥の地「根城」の歴史と郷土に対する認識を深めると共に、伝統的な文化芸能などを通し市民が広場に親しむ行事を企画。平成 28 年度は雨天により屋外行事が中止となった。

イ. 根城おもしろ講座

歴史講演会 3 回、体験学習講座 7 回、参加者数延べ 276 人

ウ. 自主事業

史跡根城さくらまつり	5 月 1 日(日)	来場者数 1,082 人
史跡根城(主殿)で鎧を着よう	4 月 29 日(金)～5 月 5 日(木)	参加者数 383 人
根城記念祭	5 月 22 日(日)	参加者数 144 人
根城南部杯グラウンド・ゴルフ大会	9 月 12 日(月)	参加者数 457 人
史跡根城・えんぶり撮影会	2 月 18 日(土)・2 月 19 日(日)	参加者数 558 人
ものづくり体験工房	随時(50 回開催)	参加者数延べ 178 人

② 史跡根城跡環境整備事業

平成 28 年度は、通路部分の木材を中心に腐朽が進行しており、修理工事の準備として安全性調査及び修理事案作成業務（史跡根城跡木橋補修調査設計業務委託）を委託している。委託先は㈱コサカ技研で、契約金額は 2,916 千円であった。平成 24 年度から平成 28 年度までの史跡根城跡環境整備事業の実施状況は次のとおりである。

【図表 93】史跡根城跡環境整備事業の実施状況

（単位：千円）

年度	項目	金額
平成 24 年度	○史跡根城の広場史跡根城跡復原建物等保存管理計画基礎調査委託	3,749
	○改修工事 ・鍛冶工房（屋根 棟杉皮、差し芽） ・板塀（主殿北側 13 スパン・常御殿跡北側1スパン 部材交換・保護塗装等） ・木柵（外周・南～南東側 42 スパン）	14,700
平成 25 年度	○改修工事 ・工房（屋根 棟杉皮・差し芽） ・木柵（東側 30 スパン）	11,824
平成 26 年度	○改修工事 ・納屋1～3 腰廻り三和土 ・木柵（外周 東側 23 スパン）	6,507
平成 27 年度	○改修工事 ・板塀（工房北側・奥御殿跡西側・番所東側・下馬屋跡東側 部材交換・保護塗装等）	9,664
平成 28 年度	○史跡根城跡木橋補修調査設計業務委託	2,916

③ 災害復旧事業

平成 28 年 8 月 30 日に八戸市に襲来した台風 10 号による被害の復旧作業を行っている。

修繕費	569 千円	(板塀(番所)、柴垣、主殿土壁)
工事費	5,954 千円	(板塀(野鍛冶場)、中館四阿下屋、外灯)
事業費合計	6,523 千円	

財源内訳	市負担金	1,366 千円
	国庫補助金	3,185 千円
	災害共済金	1,972 千円
	合計	6,523 千円

(5) 指定管理者制度

史跡根城の広場は、公の施設として平成 18 年度より指定管理者制度を導入しており、その内容は次表のとおりである。

【図表 94】指定管理者制度の内容

項目	内容
指定管理者	公益社団法人八戸観光コンベンション協会
指定管理者の分類	公益法人(八戸市の出資はない)
指定期間	平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日(5年間)
指定管理料、利用料金等	指定管理料(利用料金制は採用していない)
指定管理者が行う業務の内容	1. 指定管理業務 (1) 博物館条例第 4 条に規定する事業の実施 ア) 根城の広場の管理事業の実施に関する業務 イ) 施設及び附属設備の運営・維持管理に関する業務 ウ) 施設で行う事業の実施に関する業務 エ) その他教育委員会が必要と認める業務 (2) 施設、設備等の維持管理に関する業務 指定管理者は、施設、設備等を良好な状態で維持し、事故等を未然に防止するため日常点検、法定点検、定期点検を行う。なお、業務の一部については再委託が可能。 ア) 清掃、維持管理業務 イ) 消防設備保守点検業務 (自動火災報知設置設備、屋外消火栓設備、消火器、非常電源設備) ウ) 警備業務(機械警備、常駐警備)

項目	内容
	エ)浄化槽維持管理業務 オ)植栽管理等業務 カ)草刈り等業務 キ)芝生育成管理等業務 ク)施設、設備、備品の修繕 ケ)備品の管理 2. 附帯業務 (1)使用料の徴収事務 市は指定管理者と、使用料(入場料)の徴収事務に関する業務委託契約を別途締結する。ただし、委託料は無償とする。 (2)博物館周辺の植栽管理等の実施に関する業務 指定管理者は、附帯業務として、博物館周辺の植栽管理等に関する業務を行う。当該業務に要する経費は指定管理料に含まれる。

指定管理料及び指定管理者の推移は次のとおりである。指定管理者制度導入時から公益社団法人八戸観光コンベンション協会(旧社団法人八戸観光協会)が指定管理者を務めている。

【図表 95】指定管理料の推移

(単位:千円)

期	年度	指定管理料	指定管理者
第1期目	平成18年度	34,419	社団法人八戸観光協会 (現 公益社団法人八戸観光コンベンション協会)
	平成19年度	34,419	
	平成20年度	34,419	
第2期目	平成21年度	34,419	社団法人八戸観光コンベンション協会 (現 公益社団法人八戸観光コンベンション協会)
	平成22年度	34,385	
	平成23年度	34,304	
	平成24年度	34,266	
	平成25年度	34,232	
第3期目	平成26年度	37,907	公益社団法人八戸観光コンベンション協会
	平成27年度	38,028	
	平成28年度	38,019	
	平成29年度	38,027	

3. 監査の結果及び意見

(1) 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

(2) 意見

【意見 44】PR 活動の取り扱いについて

史跡根城の広場は、博物館の野外学習施設として設置され、市民等の歴史学習の場、憩いの場に資することを目的としている。歴史学習の場、憩いの場という性格から、史跡根城の広場はより多くの市民等が来場することが設置目的に適うものであり、八戸市民だけではなく市外在住者の来場も期待される施設といえる。

来場者数を伸ばすためには、市民をはじめとする外部者に向けて、施設の存在や事業内容を理解してもらう PR 活動が非常に重要になる。

指定管理者が行う業務は通常、当該公の施設の設置条例に明記されているが、指定管理料の額やその支払方法、施設内の物品の取り扱いなど、指定管理者が業務を行う上での必要事項の細部は設置条例に明記されていないのが一般的である。そこで、地方公共団体と指定管理者との間で協定書を締結し、指定管理者が業務を行なう際の必要事項を明確にしておくことが通常である。史跡根城の広場も、市と指定管理者は「八戸市史跡根城の広場の管理に関する包括協定書」(以下、「協定書」という。)を締結している。この協定書をみると、史跡根城の広場を PR するにあたって指定管理者がどのような責任を有するのか、市もその責任を有するのかが明確となっていない。

また、市は「八戸市史跡根城の広場指定管理業務基準書」(以下、「基準書」という。)を作成し、指定管理者に示している。基準書は指定管理者が行う施設の管理の基準、業務の範囲等をまとめたものだが、基準書にも指定管理者が行う PR 活動に関しての具体的な記述は見当たらない。基準書に添付されている指定管理者と市の責任分担を定めた「責任分担表」には、施設の運営にかかる利用促進活動等は指定管理者の責任とされているが、この利用活動促進活動に PR 活動が含まれるとしても、指定管理者がどのような PR 活動を行う必要があるのかまでは明確となっていない。

指定管理者は、毎年度 3 月末までに次年度の事業計画書を作成し、市に提出し、市の承認を得る必要がある。平成 28 年度の事業計画書では、「7. ソフト・自主事業開催要項」に、「(8)高速道路八戸自動車道においての PR 強化事業」と「(9)大型客船の「史跡根城」への観光コース実施」についての記載があり、これらが指定管理者が行おうとする PR 活動に該当すると思われる。

史跡根城の広場について市と指定管理者は、管理業務が適正に実施されている

か、どの程度サービス水準の向上が図られたか等を確認するため、管理業務の実施状況にかかる調査(以下、「モニタリング」という。)を行っている。平成 28 年度の管理業務にかかるモニタリングの結果は「平成 28 年度 指定管理者年度総合評価表」(以下、「評価表」という。)にまとめられ、市のホームページ上で公開されている。この評価表を見る限り、指定管理者は史跡根城の広場の PR を積極的に行っていることがうかがえる。また、市も、PR に全く関与していないとは考えづらく、一定の対応は図っていると思われる。そのような状況も踏まえ、市は、史跡根城の広場の PR のあり方についての方針を明確化して、その方針に基づき、市と指定管理者の役割や責任の範囲を定め、PR が効率的、効果的に行えるよう、指定管理者とともに対応していく必要がある。

【意見 45】PR 活動の目標設定について

史跡根城の広場は、PR のあり方の検討が必要と考えるが、その前提として、現在行っている PR の効果と問題点の分析を適切に行っておく必要がある。

次表は、上述した評価表に記載されている指定管理者の自己評価と今後の目標を示したものである。

■指定管理者による自己評価と今後の目標

自己評価	①「日本百名城」に認定されている根城の各施設の管理に当たって、八戸市教育委員会と綿密な打合せをし、細心の注意を払い管理運営を行ってきた。特に台風 10 号の被害が大きく、復原建造物の破損や枝折れ、倒木などの調査を行い広場利用者の安全確保を図るため迅速に対応し修繕に努めた。 ②職員の防災意識の啓発を図り、緊急時に早急な対応ができるように体制を整えた。 ③4月6日「城の日」に根城PRのため、来訪者へ記念に残るイベントとして、鎧甲冑の武将の姿や当時の女性の着物姿でおもてなしをしたほか、報道機関を利用しPRすることで、4月下旬から5月初めのゴールデンウィーク期間の集客に繋がった。 ④県内外へのPRのため、ポスターを日本百名城の各施設、県内主要施設及び市内商店などへチラシとともに配布を行った。またHP更新やスタッフによるブログの情報発信を行った。「史跡根城さくらまつり」、「史跡根城まつり」及び「根城おもしろ講座」などの各種事業を継続で開催している。特に平成 20 年度から始めた「史跡根城・えんぶり撮影会」は年々好評を博しており、今年は土・日であったことから、来場者数は昨年の2倍に増加(2日/558 名)した。えんぶり写真コンテストも毎年根城での撮影会の応募が入賞するなどPRの相乗効果が見られた。 ⑤NEXCO東日本高速道路(株)東北支社八戸管理事務所と連携を図り、PRを目的としたサービスエリアへの広告物掲示を図った。
------	--

	⑥当初、冬の集客のために始めた通年型体験工房（八幡馬の絵付け、烏帽子の制作等）では年々八幡馬の絵付けが好評になり、当協会の着地型旅行商品「ローカル旅」のパンフレットでも紹介し集客につながっている。
今後の目標	①史跡の整備は現状を維持することを一番に考え、施設の老朽化が進む中で、保守管理は日常点検を強化するとともに、八戸市との連携を図り、引き続き広場利用者の安全確保に努める。 ②NEXCO東日本高速道路(株)東北支社八戸管理事務所と連携を図り、サービスエリアを活用したPRを行い、誘客につなげる。 ③大型客船の八戸港寄港時の市内観光コースの中に、「根城」への立ち寄りの検討について今後も働きかける。 ④しだれ桜の開花時期に合わせたPRを検討する。 ⑤ボランティアガイドグループとの連携を密にし、広場利用者への充実を図る。 ⑥来訪者のアンケート調査を集約し、現状把握し、誘客促進に活用する。

八戸市ホームページより抜粋。各項目番号は監査人が付与している。

指定管理者の自己評価では③～⑥でPRに言及しており、今後の目標では②～④、⑥でPRに言及している。また、評価表には、市(所管部署)による総合評価と管理運営状況にかかる個別評価が記載されており、個別評価のその他の取組(運営に関する工夫)で、指定管理者が行ったPR活動に関する評価がなされている。総合評価とその個別評価の内容は次のとおりである。

■市(所管課)による総合評価と指定管理者が行った運営に関する工夫に対する個別評価

総合評価	①協定書、業務基準書及び事業計画書に基づき、全体的に良好な管理運営がなされていた。 ②復原建物や設備の維持管理のほか、草刈り作業、芝生育成管理業務及び植栽管理業務が適切に実施され、施設が良好な状態で維持されていた。27年度には八戸市景観賞を受賞しており、来場者へのアンケート調査では、復原建造物や景観等の全体的な印象で、毎年高評価を得ている。(28年度の満足度 88.6%) ③被害の大きかった台風10号の際には、見回り点検や被害箇所の応急処置、枝葉の撤去等を迅速に行い、来場者の安全確保に努め、職員が対応できるものについては速やかに補修作業を実施するなど、災害等の緊急事態への対応が良く行われていた。 ④「根城おもしろ講座」をはじめ、「史跡根城さくらまつり」や「史跡根城・えんぶり撮影会」など、各種事業を継続して多数実施し、施設のPRと入場者数の増加に努めていた。 ⑤NEXCO東日本高速道路(株)東北支社八戸管理事務所との協力によるサービスエリア内での広告や、大型客船が八戸港へ寄港した際の市内観光コースに根城を組み込
------	--

	むなど、指定管理者のノウハウを活かした集客が図られた。また、平成 18 年に根城が日本百名城に選定されてから 10 周年を迎えたことを記念し、4月6日(城の日)に職員が戦国武将の鎧や小袖の着物姿で来場者を出迎えたところ、好評を得た。
個別評価	①大型客船が八戸港へ寄港した際の市内観光コースに根城を組み込み、観光客へのPRが図られた。

自己評価や今後の目標を見ると、指定管理者は PR 活動に大きな関心を払っている感じが感じられるが、評価表は、実施した PR 活動の内容の説明が中心で、PR の具体的な効果の説明は特になされていない。また、市の評価も指定管理者の説明をなぞった内容となっており、PR の具体的な成果の評価とはなっていない。

現状、このような内容に留まっているのは、来場者数について具体的な目標が定められていないことが一因と考えられる。来場者数が目標として定められていない状況は、指定管理者の PR 活動や実績がすべて許容されてしまう可能性がある。また、PR 活動のあり方を検討する際にも明確な指針がなく、議論が深まらない可能性もある。

史跡根城の広場では使用料収入を前年度の金額を当年度の目標額としているが、割引券を使用するケースや使用料を免除するケースも多く、目標としては不十分である。史跡根城の広場の性格を踏まえると来場者数を伸ばすことが施設の目標になじむと考えられる。割引券での来場者や使用料が免除される来場者も含め、来場者数を測定可能な目標の一つとして設定しておくことが望ましい。

【意見 46】来場者の調査について

史跡根城の広場の PR についての目標を検討する前提として、現在の来場者の状況をより正確に理解しておく必要がある。

来場者を理解するためには来場者へのアンケート調査が有効であり、史跡根城の広場も実施している。平成 28 年度のアンケートの調査項目をみると、全体的な印象(復原建造物、景観等)、施設の展示内容、案内板、説明版、リーフレット等の内容などの感想を求めており、どちらかというと来場者の満足度に焦点を当てた内容との印象を受ける。

指定管理者制度を導入している史跡根城の広場は、公共サービス水準の向上を図る必要があり、満足度の調査はそのためのツールの一つとして重要である。しかしながら、PR 活動のあり方を検討するためには、来場者の現況をより正確に把握する必要があり、例えば、次の項目を調査することが考えられる。

- ・ 八戸市内在住者か市外在住者か
- ・ 市外在住者の場合、どこの市区町村か

- ・ 本施設への来場は何度目か
- ・ 個人での来場か、グループ(家族等)もしくは団体での来場か
- ・ 自家用車での来場か、公共交通機関等での来場か
- ・ 来場の前にどの施設に立ち寄ってきたか、もしくはこの後立ち寄る予定か

平成 28 年度のアンケート調査でも来場者の性別、年齢層や居住地を調査しているが、居住地の調査は、その分類が北海道・東北、関東・東海など範囲が広く、PR 活動のあり方に向けての来場者の現況把握という目的としては十分とはいえない。史跡根城の広場については、来場者の現況をより正確に把握する必要があり、そのためにはアンケート調査の項目の再検討が必要である。

【意見 47】来場者の現状への対応について

史跡根城の広場については、来場者の現状を把握し、今後の PR 活動に結びつける必要があるが、現在把握しているデータを基準にすると次の対応が考えられる。

1) 博物館来場者への対応

次表は、博物館の来場者の推移を示したものである。

【図表 96】博物館の来場者数の推移

(単位:人)

年度	博物館の単独券		史跡根城の広場と の共通券		割引券		免除	入館者 総数
	個人	団体	個人	団体	高齢者 障がい	その他		
19	12,576	616	4,200	1,140	2,273	45	14,482	35,332
20	5,595	883	2,857	1,353	2,146	32	10,110	22,976
21	8,388	1,159	4,537	1,048	3,709	36	9,450	28,327
22	4,973	1,029	3,405	1,380	1,529	33	7,098	19,447
23	5,682	877	2,627	786	2,768	37	8,250	21,027
24	3,196	588	2,016	858	1,642	28	6,982	15,310
25	3,392	519	2,763	537	1,306	28	8,057	16,602
26	4,123	460	3,519	859	2,224	36	9,257	20,478
27	3,490	706	3,422	913	1,534	163	8,543	18,771
28	4,364	504	4,149	504	1,495	209	7,875	19,100

(出典:博物館作成資料)

来場者は、博物館の単独券での来場者、史跡根城の広場との共通入場券での

来場者、割引券での来場者、入場料免除者に区分される。

平成 28 年度の状況をみると、博物館の入場者総数は 19,100 人で、このうち個人客 4,364 人、団体客 504 人が博物館の単独券で博物館に入場している。単独券での入場者のなかには、根城本丸も根城本丸の単独券で入場しているケースや、根城本丸には入場していないが、広場は利用しているケースもあると思われるが、いずれにしても、博物館の単独券での入場者を史跡根城の広場の根城本丸に呼び込むことがポイントのひとつと考える。

2) 小学生

市民等の歴史学習の場に資するという目的より、史跡根城の広場は八戸市内の小学校の利用が期待される。

次表は、平成 28 年度の八戸市内の公立小学校の史跡根城の広場と博物館の利用状況を示したものである。

【図表 97】八戸市内の公立小学校の利用状況

小学校名	訪問日	史跡根城の広場		博物館		見学状況
		訪問学年	人数	訪問学年	人数	
八戸小学校	—	—	—	—	—	両施設見学なし
吹上小学校	11 月 22 日	5 年生	24 人	5 年生	24 人	両施設見学
長者小学校	11 月 7 日	6 年生	50 人	3 年生	50 人	両施設見学
中居林小学校	—	—	—	—	—	両施設見学なし
柏崎小学校	11 月 15 日	6 年生	99 人	6 年生	99 人	両施設見学
小中野小学校	6 月 22 日	6 年生	7 人	6 年生	7 人	両施設見学
	10 月 28 日			3 年生	45 人	別学年が博物館のみ見学
江陽小学校	7 月 12 日	6 年生	36 人	6 年生	36 人	両施設見学
	10 月 4 日			3 年生	37 人	別学年が博物館のみ見学
湊小学校	9 月 16 日			3 年生	48 人	博物館のみ見学
青潮小学校	10 月 27 日			3 年生	88 人	博物館のみ見学
白銀小学校	9 月 13 日			3 年生	26 人	博物館のみ見学
町畑小学校	—	—	—	—	—	両施設見学なし
美保野小学校	5 月 2 日	1～3 年生	12 人	1～3 年生	12 人	両施設見学
鮫小学校	—	—	—	—	—	両施設見学なし
種差小学校	—	—	—	—	—	両施設見学なし
大久喜小学校	8 月 18 日	6 年生	10 人	6 年生	10 人	両施設見学
	2 月 6 日			3 年生	13 人	別学年が博物館のみ見学

小学校名	訪問日	史跡根城の広場		博物館		見学状況
		訪問学年	人数	訪問学年	人数	
金浜小学校	6月29日			1～3年生	5人	博物館のみ見学
	2月6日			3年生	1人	別学年が博物館のみ見学
根城小学校	2月1日			3年生	85人	博物館のみ見学
田面木小学校	—	—	—	—	—	両施設見学なし
下長小学校	—	—	—	—	—	両施設見学なし
根岸小学校	—	—	—	—	—	両施設見学なし
是川小学校	—	—	—	—	—	両施設見学なし
三条小学校	—	—	—	—	—	両施設見学なし
明治小学校	3月2日			3年生	29人	博物館のみ見学
桔梗野小学校	2月10日			3年生	33人	博物館のみ見学
轟木小学校	—	—	—	—	—	両施設見学なし
多賀小学校	—	—	—	—	—	両施設見学なし
豊崎小学校	—	—	—	—	—	両施設見学なし
新井田小学校	—	—	—	—	—	両施設見学なし
旭ヶ丘小学校	—	—	—	—	—	両施設見学なし
多賀台小学校	—	—	—	—	—	両施設見学なし
白鷗小学校	6月17日	3年生	48人	3年生	48人	両施設見学
城下小学校	—	—	—	—	—	両施設見学なし
図南小学校	—	—	—	—	—	両施設見学なし
高館小学校	9月6日			3年生	23人	博物館のみ見学
江南小学校	5月24日	2年生	6人			史跡根城の広場のみ見学
城北小学校	11月17日			3年生	87人	博物館のみ見学
西園小学校	2月2日			5年生	41人	博物館のみ見学
白銀南小学校	4月28日	6年生	88人	6年生	88人	両施設見学
	11月17日			3年生	76人	別学年が博物館のみ見学
日計ヶ丘小学校	11月1日			3年生	17人	博物館のみ見学
白山台小学校	5月2日	4年生	126人			史跡根城の広場のみ見学
西白山台小学校	—	—	—	—	—	両施設見学なし
島守小学校	—	—	—	—	—	両施設見学なし
南郷小学校	—	—	—	—	—	両施設見学なし
合計		11校	506人	25校	1,028人	

(出典:年報より監査人作成)

平成 28 年 5 月 1 日現在の八戸市立小学校は 43 校あるが、史跡根城の広場と博物館の両施設を利用した小学校は 9 校に留まっており、両施設とも利用していない小学校が 21 校、博物館のみ利用した小学校が 11 校、史跡根城の広場のみを利用した小学校が 2 校となっている。

八戸市内には、八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館（以下、「縄文館」という。）が設置されており、縄文館を利用する小学校も多いとのことである。八戸市が設置している施設同士でサービス内容を競い合うことも重要であるが、現状においては、博物館だけの利用に留まってしまう事案の解消に努めていく必要がある。

平成 28 年度をみると 11 校、483 人の児童が博物館を来館しているが、史跡根城の広場には来場していないことになる。これらの中には、実際は広場のみを利用している学校もあるかもしれないが、その場合でも根城本丸には来場していない可能性がある。史跡根城の広場としては、博物館の来場校を史跡根城の広場まで呼び込む対応が必要であり、そのことについては市が指定管理者と共同して行う必要がある。

3) 近隣自治体

青森県のウェブサイトによると、平成 28 年 2 月 18 日現在、青森県内には 77 の博物館等施設がある。このうち、史跡根城の広場と性格が似ていると思われる歴史・民俗関係の博物館は 37 施設ある。

八戸市の近隣市町では、おいらせ町、六戸町、階上町、三戸町、三沢市、十和田市には歴史・民俗関係の博物館が設置されているが、五戸町、南部町、新郷村及び田子町には設置されていない。史跡根城の広場の存在やイベントを PR していくにあたっては、これら 4 町村に注力することが考えられる。近接してはいるが、史跡根城の広場からは相当な距離があり、町村の規模も小さいため、PR によって来場者が大きく伸びるかどうかは未知数であるが、PR の一つの方法と考えられ、市としては、指定管理者とともに対応を検討することが望ましい。

【意見 48】市外在住者への対応について

現在、指定管理者が行っている高速道路のサービスエリアへの広告物掲示やパンフレットの発行、市の広報誌における紹介などは、施設の存在やイベントの PR 方法として一定の効果があると考えるが、その情報を得られるのは八戸市内もしくはその近隣地在住者など特定の層に限られる。史跡根城の広場は、市外在住者の来場も期待できる施設であることから、市外在住者に向けて効果的・効率的に PR していくことも重要である。

市外在住者への PR の方法はインターネットによる情報提供が有効と考えられ、史跡根城の広場もそれは行われている。このことについて、市外在住で、史跡根城

の広場や博物館に対して十分な知識がない立場でインターネットの情報を確認すると、史跡根城の広場が博物館に隣接していることを把握することが困難となっている印象を受ける。

例えば、「八戸市観光情報サイト 八戸観光 NAVI」というウェブサイトを見ると、「八戸駅・根城エリア」のページに両施設が紹介されているが、それぞれ別施設として取り扱われており、両施設が隣接していることは直接明示されていない。また、史跡根城の広場のウェブサイトと博物館のウェブサイトを確認しても、お互いの施設のウェブサイトへのリンクはそれぞれ貼り付けられているが、両施設が隣接していることは明確には示されていない。

両施設が隣接していることについては、メリットは考えられるが、デメリットは少ないと考えられる。両施設が隣接しており、両施設を利用することが容易であることをより積極的に PR していくことが望ましい。

【意見 49】経費の共通化について

指定管理者は、史跡根城の広場の維持管理業務のうち次表の業務を外部に再委託している。

【図表 98】指定管理者が再委託している業務

項目	契約相手先	契約金額
防火設備点検業務委託	(株)サトー防災	302,400 円
警備業務委託 機械警備 警備員による常駐警備	東和警備(株)	5,903,280 円
浄化槽維持管理業務委託	(株)清掃テクノサービス	412,560 円
芝生育成管理等業務委託	環境緑花工業(株)	5,500,000 円 (平成 28 年 4 月 1 日～12 月 31 日)
史跡根城の広場 草刈り・植栽 物・清掃管理等委託	NPO 法人八戸地域障害者職親会	6,140,000 円 (平成 28 年 4 月 1 日～10 月 31 日)

表に記載した業務については、防火設備点検業務と警備業務を博物館も外部に委託している。

しかし、史跡根城の広場は博物館に隣接していることを踏まえると、防火設備点検業務と警備業務は指定管理業務から除外し、市が博物館の業務と一括して外部者と委託契約を締結し、指定管理料もその分減額することの方がトータルのコストが安くなる可能性も考えられる。

このことについて、指定管理者制度を導入している施設と市の直営施設という違い

だけで現状の形を継続するのは適切ではない。指定管理者と市がそれぞれ委託契約を締結するほうがメリットがあるのであれば、そのことを測定可能な数値もしくは金額で明確化しておく必要がある。市においては、指定管理者が委託している業務のあり方を改めて検討する必要がある。